

令和 7 年

第 5 回飯舘村議会定例会会議録

|   |        |   |   |    |   |
|---|--------|---|---|----|---|
| 自 | 令和 7 年 | 6 | 月 | 13 | 日 |
| 至 | 令和 7 年 | 6 | 月 | 20 | 日 |

飯 舘 村 議 会

令和7年第5回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

| 日 次 | 月 日   | 曜 | 区 分 | 開議時刻  | 日 程                                                        |
|-----|-------|---|-----|-------|------------------------------------------------------------|
| 第1日 | 6. 13 | 金 | 本会議 | 午前11時 | 開 会<br>諸般の報告<br>1. 会議録署名議員の指名<br>2. 会期の決定<br>3. 村長の提案理由の説明 |
| 第2日 | 6. 14 | 土 | 休 日 |       |                                                            |
| 第3日 | 6. 15 | 日 | 休 日 |       |                                                            |
| 第4日 | 6. 16 | 月 | 休 会 |       | 議案調査                                                       |
| 第5日 | 6. 17 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 1. 会議録署名議員の指名<br>2. 一般質問（通告順1～4番）                          |
| 第6日 | 6. 18 | 水 | 本会議 | 午前10時 | 1. 会議録署名議員の指名<br>2. 一般質問（通告順5～7番）<br>3. 議案審議               |
| 第7日 | 6. 19 | 木 | 休 会 |       | 議案調査                                                       |
| 第8日 | 6. 20 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 1. 会議録署名議員の指名<br>2. 議案審議<br>閉 会                            |



令和 7 年 6 月 1 3 日

令和 7 年第 5 回飯舘村議会定例会会議録（第 1 号）

| 令和7年第5回飯舘村議会定例会会議録（第1号）                                                                      |                        |                    |            |                      |         |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------|------------|----------------------|---------|----|
| 招集年月日                                                                                        | 令和7年6月13日（金曜日）         |                    |            |                      |         |    |
| 招 集 場 所                                                                                      | 飯舘村役場 議会議場             |                    |            |                      |         |    |
| 開閉会の日                                                                                        | 開会                     | 令和7年6月13日 午前11時00分 |            |                      |         |    |
| 時及び宣告                                                                                        | 閉議                     | 令和7年6月13日 午前11時58分 |            |                      |         |    |
| 心（不応）<br>招議員及び<br>出席議員並<br>びに欠席議<br>員<br><br>出席10名<br>欠席0名<br>○ 出席<br>△ 欠席<br>× 不応招<br>△○ 公欠 | 議席番号                   | 氏 名                | 出欠         | 議席番号                 | 氏 名     | 出欠 |
|                                                                                              | 1                      | 飯 畑 秀 夫            | ○          | 2                    | 花 井 茂   | ○  |
|                                                                                              | 3                      | 横 山 秀 人            | ○          | 4                    | 佐 藤 眞 弘 | ○  |
|                                                                                              | 5                      | 佐 藤 一 郎            | ○          | 6                    | 渡 邊 計   | ○  |
|                                                                                              | 7                      | 菅 野 新 一            | ○          | 8                    | 佐 藤 八 郎 | ○  |
|                                                                                              | 9                      | 佐 藤 健 太            | ○          | 10                   | 高 橋 孝 雄 | ○  |
|                                                                                              |                        |                    |            |                      |         |    |
| 署名議員                                                                                         | 6番 渡 邊 計               |                    | 7番 菅 野 新 一 |                      |         |    |
| 職務出席者                                                                                        | 事務局長 志賀春美              |                    | 書記 糯田文也    |                      | 書記 大橋未来 |    |
| 地方自治法の<br>第121条の1<br>規定による<br>説明のたため<br>出席した者<br>の氏名<br><br>○ 出席<br>△ 欠席                     | 職 名                    | 氏 名                | 出欠         | 職 名                  | 氏 名     | 出欠 |
|                                                                                              | 村 長                    | 杉 岡 誠              | ○          | 副 村 長                | 中 川 喜 昭 | ○  |
|                                                                                              | 総 務 課 長                | 村 山 宏 行            | ○          | 村 づ く り<br>推 進 課 長   | 佐 藤 正 幸 | ○  |
|                                                                                              | 住 民 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 荒 真一郎              | ○          | 健康福祉課長               | 今 野 智 和 | ○  |
|                                                                                              | 産業振興課長                 | 松 下 貴 雄            | ○          | 建 設 課 長              | 高 橋 栄 二 | ○  |
|                                                                                              | 教 育 長                  | 高 橋 澄 子            | ○          | 教 育 課 長              | 三 瓶 真   | ○  |
|                                                                                              | 生涯学習課長                 | 山 田 敬 行            | ○          | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 松 下 貴 雄 | ○  |
|                                                                                              | 選挙管理委員会<br>書 記 長       | 村 山 宏 行            | ○          | 農 業 委 員 会<br>会 長     | 原 田 直 志 | ○  |
|                                                                                              | 代表監査委員                 | 松 田 敏 行            | ○          | 選挙管理委員会<br>委 員 長     | 伊 東 利   | ○  |
| 議 事 日 程                                                                                      | 別紙のとおり                 |                    |            |                      |         |    |
| 事 件                                                                                          | 別紙のとおり                 |                    |            |                      |         |    |
| 会議の経過                                                                                        | 別紙のとおり                 |                    |            |                      |         |    |

令和7年6月13日（金）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前11時00分）

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件3件、条例案件4件、その他案件1件、報告1件、計9件であります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、請願については議会運営委員会へ付託されました。陳情については総務文教常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。5月21日から23日に産業厚生常任委員会の所管事務調査のため、青森県内の風力発電事業について、総務文教常任委員会と合同で視察研修を実施しております。

次に、議会運営委員会が、6月9日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は7名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和7年4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君を指名します。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月20日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月20日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出議案第49号から報告第1号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに令和7年第5回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、3月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、長泥地区における特定復興再生拠点区域外における避難指示解除についてです。

これまで解除に向けて協議を進めておりました堆肥製造施設及び外縁部除染済み農地の一部の6.2ヘクタールについて、3月31日午前9時に避難指示が解除されました。

また、避難指示の解除に伴い、資源活用型堆肥製造施設「イイタテバイオテック株式会社」が4月1日より運営を開始しております。

引き続き、長泥地区の全域の避難指示解除に向けて尽力してまいります。

次に、本年3月27日に竣工式を行った村商業施設で、去る5月29日にハシドラッグ飯館店がオープンいたしました。店舗では、市販薬、生活雑貨、食品に加え、店内で調理したお弁当など、およそ3万点の充実した品ぞろえとなっており、地元根差した運営としてスタッフも村内の方を雇用いただいております。ハシドラッグ飯館店のオープンにより、暮らしやお買物環境の向上、村内での雇用創出はもとより、ひいては村民の帰還や移住の促進につながり、村のにぎわいを生む施設になるよう、引き続き支援してまいります。

次に、企業立地についてです。

5月28日にCRSスポーツ工業株式会社と立地協定を締結いたしました。同社とは、令和6年7月26日に事業所の確保や労働力の確保、スポーツ振興などについて協力協定を締結しておりましたが、今般改めて計画に基づく事業所の新設や労働条件の配慮など、立地や実際の事業活動が円滑に行われるよう、相互協力に関する協定を締結したものです。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

初めに、村消防団についてです。

4月1日付で新たに川村 仁さんが村消防団長に就任され、4月20日には春季検閲式を行いました。式には、団員72名と役場消防隊10名の計82名が参加し、川村新消防団長の下、規律訓練とともに検閲が実施され、村民が安心して暮らせるよう防火・防災体制の堅持をお願いしたところです。

次に、4月22日に第1回行政区長・副区長会議を開催しました。会議では、各課から本年度における主要事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところです。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、地域おこし協力隊についてです。

まず、参加者自らが村での活動テーマを掲げて行うフリーミッション型地域おこし協力



隊ですが、1名が2月末で卒隊された一方で、今年度に入り2名の新しい隊員が加わっております。4月には主にメンタルケアを通した住民との交流活動を計画する方が、6月からは飲食店経営を計画する方が活動を開始しており、現在3名となっております。

次に、企業雇用型地域おこし協力隊についてですが、昨年度より本格的採用を開始し、昨年度中には訪問看護事業者の「あかべご」で1名のほか、MKファームで1名、結い農園で2名、サクラシスターズで1名、二瓶刃物で1名の5社6名の地域おこし協力隊が雇用されております。今年4月には、さらに「あかべご」で1名、MKファームで1名、サクラシスターズで1名が追加雇用され、現在のところ5社9名の企業雇用型の地域おこし協力隊員が村内で活動しているところです。

次に、地域活性化事業の支援についてです。

村では、ふるさとを楽しみ、わくわくするような事業を支援するため、自由なアイデアや意欲あふれる有志の個人または団体が実施する地域活性化事業に対する補助金交付制度を実施しており、4月中旬から5月の大型連休にかけて当該補助金を活用した事業が実施され、村内の各地で盛り上がりが見られたところです。

4月16日から22日の夜にかけては、伊丹沢地区における三千本桜のライトアップや、飯樋地区の大雷神社での桜まつり・キャンドルナイトイベントが実施されました。また、5月3日には、避難指示解除後初めて、長泥コミュニティセンターを会場として、よってがっしえ長泥！第4回ワクワクおでかけマルシェが、村内のワクワクマルシェ実行委員会と福島大学大黒ゼミのコラボ企画により開催されました。

さらに、道の駅までい館ではゴールデンウィークイベントに合わせ、建設重機やパトカー、救急車などを間近で見ることができる、はたらくクルマ大集合！イベントも開催されたところであります。

いずれのイベントも子供からお年寄りまで、また親子連れなどの家族での参加が見られ、村内外から多くの方にご参加いただき、村の活性化に寄与するイベントとなりました。

次に、住民課関係です。

初めに、税関係です。

今年度の当初課税として、4月に固定資産税2,146件、5月に軽自動車税3,594件と、個人住民税の特別徴収629件について、各課税対象者へ納税通知書を送付いたしました。

次に、ごみ関係についてです。

去る5月18日にクリアセンターにおいて、今年度1回目の粗大ごみ受入れを行い、軽トラック22台、乗用車11台の計33台の粗大ごみを受け入れました。次回の搬入は11月を予定しております。

次に、マイナンバーカードについてです。

本村における4月末現在のカード交付率は86.6%となっており、前年同時期と比較して約11%の増加となっております。

次に、村民の帰還状況です。

5月1日現在の村への帰還者は628世帯、1,178人で、帰還率は約26.5%となっております。これに転入者273人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内居住者は811世帯、

1,510人となっております。

また、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が140人、県内避難者は福島市に1,842人、南相馬市に262人、伊達市に228人、川俣町に205人、相馬市に115人など合わせて2,793人です。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種関係についてです。

令和6年度から65歳以上の方等に定期接種として行われており、引き続き全額公費により助成しており、令和6年度は延べ517人に助成しております。

次に、出産に対する支援についてです。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊婦や子育て世帯へ国の支援制度である妊娠時5万円、出産時5万円を給付する出産子育て応援交付金と、村独自で出産時に支給する赤ちゃん誕生祝金20万円を支給しております。令和6年度は妊娠時6名、出産時7名の方に計65万円、併せて村独自の支援金赤ちゃん誕生祝金については7名で計140万円を支給しております。

次に、相馬看護専門学校2年生の看護学生14名の地域看護実習受入れを、去る5月8日、12日及び14日の3日間行いました。保健・福祉・包括支援センターの事業説明や村民宅への訪問を行い、村の現状や地域の人々の健康の維持増進、疾病予防について熱心に耳を傾けておりました。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しております、サポートセンターつながっぺです。

利用登録者は103人となっており、令和6年度のサロン利用者は延べ3,364名でした。利用者の皆さんには、介護予防体操や交流などを実施いただいております。

次に、飯舘村子育て支援センターについてです。

虫歯ゼロの子表彰式や子育て相談会などを子育て支援センターで実施したほか、子供たちの長期休暇に合わせた一般開放日を設け、保護者の方々の見守りの中で木製の滑り台やおもちゃなど木のぬくもりを感じながら、様々な遊びを楽しんでいただいております。今後も、子供たちの遊びの機会の提供や子育て世代への支援、交流づくりの場として活用してまいります。

次に、地域サロンについてです。

村内8地区、村外3か所にて運営されており、サロンの会員数は、村内208人、村外83人の計291人となっております。参加者には、各集会所などで介護予防体操や各種教室などを行いながら交流を図っていただいております。

次に、福島県立医科大学学生の実習についてです。

県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちのいいたてホームでの今年度の実習が5月7日にスタートしました。未来の医療を担う人材育成のための一助になればと期待しているところです。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。

まず、水稻につきましては、昨年度実績では18地区、40経営体、約252ヘクタールの作付でありましたが、今年度は5月末時点での取りまとめで19地区、36経営体、約305ヘクタールとなり、作付面積は約1.21倍に拡大する見込みです。なお、品種につきましては、例年のように里山のつぶ、天のつぶのほか、こしひかり、ひとめぼれ、ヒメノモチ、こがねもち、飼料用米のふくひびきと、多品種にわたっております。

また、福島県オリジナル水稻モチ米品種あぶくまもちにつきましては、今年度も種もみの確保と生産拡大を図ってまいります。このため、5月には、飯舘村あぶくまもち生産組合により種もみ用と食用合わせて約24ヘクタールの圃場に田植を行ったところです。今後、秋の収穫まで生産組合が主体となり栽培管理を行っていただきますが、村も県協力の下、支援を行いながら品質、収量を確保してまいりたいと考えております。

次に、営農再開支援についてです。

福島県営農再開支援事業による良質堆肥導入やイノシシ・猿被害防止用の電気牧柵の導入等については、今年度も制度が継続しておりますので、村内で農に携わる方を増やすため引き続き逐次申込みを受け付け、農業の振興を図ってまいります。

また、農地の維持管理におきましては、営農再開支援事業での保全管理は対象要件が厳しくなりましたが、一方で、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、各行政区の支部等の活動を推進しながら営農再開に向けた農地及び附帯施設の保全管理と機能向上を進めてまいります。

次に、有害鳥獣被害対策です。

去る4月4日の鳥獣被害対策実施隊編成会議において、村内のハンター24名に委嘱状を交付し、有害鳥獣対策活動を開始しております。また、令和3年度から発足しました猿駆除プロジェクトチームについても、同じ会議において今年度も引き続き編成いたしましたので、昨年度同様、管理実施計画に基づき猿駆除にも力を入れてまいります。

なお、令和6年度の捕獲頭数は、イノシシ186頭、猿135頭に上っており、引き続き有害鳥獣対策に努めてまいります。

また、5月28日以降、川俣町山木屋地区、比曽地区、川俣町飯坂地区、佐須地区で連続して熊が目撃され、うち1頭は川俣町により駆除されており、村公式LINE等により情報提供及び注意喚起について周知しているところです。

次に、長泥地区関係です。

5月23日に水稻に係る作付が長泥地区で再開されました。通常除染が完了し、各種対策が実施された約25アールの水田において、里山のつぶを作付しております。本年度の作付で収穫される米は全量全袋検査を経て出荷される予定です。

また、当該地区の保全管理につきましても、地権者や地区の皆様と協議しながら順次進めてまいります。

次に、環境省の長泥地区環境再生事業についてです。

当該事業地のうち、4工区の農地が令和7年4月に完成し、村と県において試験栽培等を実施または準備を進めているところです。

次に、木質バイオマス発電施設等緊急整備事業についてです。

昨年12月の火災発生後、村ではいち早く議会や飯館みらい発電所地域協議会等に情報共有を図ってまいりました。木質バイオマス発電所について、事業者の飯館バイオパートナーズからは、消防の現場検証、外部の専門家からの意見等をいただきながら、設備の補修工事並びに再発防止対策を実行し、補修並びに再発防止対策後の設備の健全性確認、試運転による動作確認を終えたことの報告もあり、3月13日より営業運転を再開し、現在順調に発電中です。

引き続き、村としましても稼働状況の確認等を注視してまいります。

次に、商工観光関係です。

まず、宿泊体験館きこり及び農業研修館きらりです。

平成28年3月に再オープンした、きこり入浴施設の利用者数は、本年4月末現在で4万3,693人、平成29年5月8日に業務を再開した素泊まりの宿泊者数については、本年4月末時点で1万943人、また、令和6年5月1日から軽食を提供しているやまぼうしの利用者数は、本年4月末時点で2,875人となっており、村民の憩いの場、交流の場として多くの方に利用していただいております。さらに、令和6年7月1日にオープンしたきらりの宿泊数は、本年4月末時点で260人でありました。

今後も各施設の利用拡大に努めてまいります。

次に、村民の森あいの沢です。

令和6年4月1日よりオートキャンプ場及びフリーサイトの営業を再開しており、本年4月末の時点で2,972人が来場されております。県内外から家族連れのキャンプ、ソロキャンプなど様々な形で利用があり、今後もより一層の集客増につながる取組を進めてまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況です。

本年4月1日から4月末現在までのレジ客数は、までい館が1万3,263人、セブンイレブンが1万8,406人となっております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてです。

本年2月から4月末までに1,388人のご来場をいただいております。また、ドッグランのびのびについても、2月から4月末までに112件、163頭のご利用をいただいております。どちらの施設も大変ご好評いただいておりますので、今後も道の駅とともに村の復興拠点として地域活性化を図るとともに、村内外に広くPRし、情報発信に努めてまいります。

次に、建設課関係です。

まず、村営住宅関係ですが、村内111戸中、現在の入居数は95戸150人で、約85%の入居率です。

次に、土木係ですが、長泥地区における帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装については、5か所について測量設計及び舗装工事を進めてまいります。

村道・河川関係の維持管理では、引き続き村道の草刈り等、村道の維持管理及び橋梁の維持管理に努めてまいります。

次に、農業基盤再生関係です。

農業基盤整備促進事業による用排水路工事及び暗渠排水工事については、国からの指導

により、既設の用排水路及び暗渠排水設備の機能診断を進めてまいります。

次に、ため池放射性物質対策工事及びため池補修工事についてです。

まず、ため池放射性物質対策工事については、今年度は計4か所を発注しており、ため池補修工事については、計5か所を発注しております。これらの工事につきましては、年度内の完成を目指してまいります。

次に、教育委員会関係についてです。

去る4月7日に、いいたて希望の里学園で入学式が行われ、7名の新入生が本村の学校に入学いたしました。また、4月8日には、までの里のこども園で入園式が行われ、3歳児1名、4歳児1名の合わせて2名が新たに入園いたしました。当日は、議会議長をはじめ多くのご来賓の皆様や保護者、教職員に温かく見守られる中、それぞれ校長、園長から入学、入園の許可を受け、新しい学校生活、こども園生活をスタートさせました。

次に、までの里のこども園、いいたて希望の里学園の合同での運動会が、去る5月18日に晴天の下、いいたて希望の里学園の校庭で開催されました。今年の運動会も、子供たちはそれぞれの年齢、学年に応じ、趣向を凝らした種目で元気に楽しんで競技を行っている姿を見せてくれました。

次に、去る5月22日には、前期課程の田植授業が飯樋字大橋の圃場で実施されました。今年の田植には、初めてこども園から年長の園児11名が参加し、地域の方々12名の支援もいただく中で、地域と園児、児童が一体となつての学びと交流が図られたところです。

次に、こども園及び学校の活動状況の全体的な概要についてですが、4月の新学期スタート以降、健康診断、保育・授業参観、修学旅行や中学校体育大会陸上競技相双大会、小学校陸上競技大会などのほか、絵本作家であるいせひでこ先生によるワークショップが今年も実施されており、順調に活動ができているところです。

次に、生涯学習課関係です。

5月25日、相馬地方伝統の祭りで、国指定重要無形民俗文化財の相馬野馬追の式典において、本村の踊り手が相馬流れ山踊り伝承公開事業に参加いたしました。各郷の持ち回りで実施してきた事業であり、本村の山中郷20名と南相馬市原町区の中ノ郷40名の踊り手や歌い手を含む約70名は、雲雀ヶ原祭場地において、発表直前まで降っていた雨の影響で足元が悪い中ではありましたが、すばらしい踊りを披露してくださいました。

6月1日、自主文化事業「守時タツミ ～自然の音に包まれたピアノコンサート～」をふれ愛館で開催し、村内外から約56人が来場いたしました。参加者は、季節を感じる自然の音と一体となった美しいピアノの演奏を堪能しながら交流を図りました。

6月7日には、県内外参加者に情報発信することを目的とした第10回「飯舘Y O I T O K O発見！ツアー」と村民を対象とした「村内1日バスツアー」を同日開催いたしました。ツアー当日は、関東圏や県内外から27人、村民23人が参加して、相馬藩の山中郷の拠点であった草野館跡において、さきに相馬野馬追でも披露された相馬流れ山踊りを鑑賞しました。

また、村指定天然記念物や山津見神社を訪れたり、郷土食を味わったりして、ツアーゲストと共に約70人の参加者は交流を図りながら、飯舘村の様々な魅力に触れる1日となり

ました。

以上が、各課からの報告になります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第49号は、令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）です。

既定予算総額に6億2,407万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を117億7,907万8,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に1,941万3,000円、民生費の社会福祉費に2,679万1,000円、農林水産業費の農業費に2,696万2,000円、商工費の商工費に5億2,142万3,000円などを計上しました。

歳入には、国・県支出金、繰入金等を充てております。

議案第50号は、令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

既定予算総額に2億6,315万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億5,662万4,000円としました。

議案第51号は、令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

既定予算の総額に200万4,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億6,184万2,000円としました。

議案第52号は、飯舘村手話言語条例です。

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及をはじめ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進について基本事項を定めることによって、誰もが住みやすい社会の実現を目指し、制定するものです。

議案第53号は、飯舘村企業立地等支援基金条例です。

この条例は、本村の区域内における企業が営む事業の進展と新たな企業立地を支援し、産業振興と地域発展に寄与することを目的として制定するものです。

議案第54号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する令和7年度の国民健康保険税について、引き続き減免することを定めるものです。

議案第55号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き令和7年度の保険料も対象とすることを定めるとともに、避難指示解除区域等における減免額の見直し及び避難指示区域等の指定が解除された旧帰還困難区域の減免の適用除外について改正するものです。

議案第56号は、民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起についてです。

これは、村営住宅を不法に占拠し続けている相手方に対し、裁判所の調停により解決を図るため、議会の同意を求めるものです。

報告第1号は、令和6年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書です。

これは、地方自治法に基づき令和6年度に完了せず翌年度に繰越しする事業の明細を報告するものです。

以上が提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時30分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時58分）

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時58分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月13日

飯 舘 村 議 会 議 長      高 橋 孝 雄

同                      会議録署名議員      菅 野 新 一

同                      会議録署名議員      渡 邊      計



令和 7 年 6 月 1 7 日

令和 7 年第 5 回飯舘村議会定例会会議録（第 2 号）

| 令和7年第5回飯舘村議会定例会会議録（第2号）                                                                      |                        |                    |            |                          |          |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------|------------|--------------------------|----------|----|
| 招集年月日                                                                                        | 令和7年6月17日（火曜日）         |                    |            |                          |          |    |
| 招 集 場 所                                                                                      | 飯舘村役場 議会議場             |                    |            |                          |          |    |
| 開閉会の日                                                                                        | 開議                     | 令和7年6月17日 午前10時00分 |            |                          |          |    |
| 時及び宣告                                                                                        | 閉議                     | 令和7年6月17日 午後 4時03分 |            |                          |          |    |
| 心（不心）<br>招議員及び<br>出席議員並<br>びに欠席議<br>員<br><br>出席10名<br>欠席0名<br>○ 出席<br>△ 欠席<br>× 不心招<br>△○ 公欠 | 議席番号                   | 氏 名                | 出欠         | 議席番号                     | 氏 名      | 出欠 |
|                                                                                              | 1                      | 飯 畑 秀 夫            | ○          | 2                        | 花 井 茂    | ○  |
|                                                                                              | 3                      | 横 山 秀 人            | ○          | 4                        | 佐 藤 眞 弘  | ○  |
|                                                                                              | 5                      | 佐 藤 一 郎            | ○          | 6                        | 渡 邊 計    | ○  |
|                                                                                              | 7                      | 菅 野 新 一            | ○          | 8                        | 佐 藤 八 郎  | ○  |
|                                                                                              | 9                      | 佐 藤 健 太            | ○          | 10                       | 高 橋 孝 雄  | ○  |
|                                                                                              |                        |                    |            |                          |          |    |
| 署名議員                                                                                         | 4番 佐 藤 眞 弘             |                    | 5番 佐 藤 一 郎 |                          |          |    |
| 職務出席者                                                                                        | 事務局長 志賀春美              |                    | 書 記 糯田文也   |                          | 書 記 小林徳弘 |    |
| 地方自治法の<br>第121条のた<br>めの出席した<br>者の氏名<br><br>○ 出席<br>△ 欠席                                      | 職 名                    | 氏 名                | 出欠         | 職 名                      | 氏 名      | 出欠 |
|                                                                                              | 村 長                    | 杉 岡 誠              | ○          | 副 村 長                    | 中 川 喜 昭  | ○  |
|                                                                                              | 総 務 課 長                | 村 山 宏 行            | ○          | 村 推 進 課 長                | 佐 藤 正 幸  | ○  |
|                                                                                              | 住 民 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 荒 真一郎              | ○          | 健 康 福 祉 課 長              | 今 野 智 和  | ○  |
|                                                                                              | 産 業 振 興 課 長            | 松 下 貴 雄            | ○          | 建 設 課 長                  | 高 橋 栄 二  | ○  |
|                                                                                              | 教 育 長                  | 高 橋 澄 子            | ○          | 教 育 課 長                  | 三 瓶 真    | ○  |
|                                                                                              | 生 涯 学 習 課 長            | 山 田 敬 行            | ○          | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     | 松 下 貴 雄  | ○  |
|                                                                                              | 選 挙 管 理 委 員 会<br>書 記 長 | 村 山 宏 行            | ○          | 農 業 委 員 会<br>会 長         | 原 田 直 志  | △  |
|                                                                                              | 代 表 監 査 委 員            | 松 田 敏 行            | ○          | 選 挙 管 理 委 員 会<br>委 員 会 長 | 伊 東 利    | △  |
| 議 事 日 程                                                                                      | 別紙のとおり                 |                    |            |                          |          |    |
| 事 件                                                                                          | 別紙のとおり                 |                    |            |                          |          |    |
| 会 議 の 経 過                                                                                    | 別紙のとおり                 |                    |            |                          |          |    |

令和7年6月17日（火）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月13日、総務文教、産業厚生の両常任委員会が、閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。2番 花井 茂君。

2番（花井 茂君） どうも、おはようございます。議員番号2番 花井 茂です。

令和7年第5回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

コロナ禍が終わり世の中が少し落ち着いてきたかと思いきや、昨年からの令和の米騒動と世の中が少しざわついてます。この令和の米騒動の要因は幾つかあると言われていて、気候変動による米の作況指数の不良等とも要因の一つに挙げられています。気候変動は農作物への影響から起こる食糧不足の懸念も大きく、世界的な食糧不足に陥れば、飢餓問題はますます深刻化すると言われてっています。

先日、三内丸山遺跡を視察する機会があり、ボランティアガイドの方からの興味深いお話をお聞きしました。縄文時代、縄文文化の常識を覆したことで知られる三内丸山遺跡の地をなぜ当時の縄文人が放棄せざるを得なかったかという理由は、急激な寒冷化の気候変動によるものだということでした。気候変動には、人為的要因である二酸化炭素排出の増加と、数百年から数千年のスケールで起きる太陽活動の変化が要因とされる自然的要因の2つに分けられると言われてっています。

再生可能エネルギーの重要性には疑いの余地等、一点の曇りもありますが、地球温暖化対策、気候変動対策という言葉の後に不都合な真実という言葉が頭をよぎるのは私だけでしょうか。

それでは、通告いたしました3項目8点について質問をいたします。

1項目めは、管理不全とされる空き家対策の現状についてであります。

1 点目は、国が定義している空き家とは、人が住める状態にあっても1年以上誰も居住をしていない状況を指していますが、全国的に増えているのが居住目的のないままに放置されていて、適切な管理が行われていない建物であります。本村において、このような空き家で建物の一部が腐食、破損、落下の危険性があり、保安上または衛生上管理不全とされる空き家の把握されている件数と立地状況について伺います。

2 点目は、倒壊の危険性を含む管理不全の基準に該当する空き家に対して、現状どのような対応策を講じているのかを伺います。

2 項目めは、産業団地整備の進捗状況と企業誘致についてであります。

1 点目は、産業団地整備に関して、前提と認識を共有するために現時点での進捗状況と完成予定時期並びに分譲開始時期の見通しについて伺います。

2 点目は、企業誘致については、本村の特性を踏まえた基本方針と、どのような企業を誘致したいのかを戦略的に分析し誘致に適した企業・業種を特定することも重要であり、単なる企業の数の確保ではなく、本村の持続的発展と課題解決に直結する誘致戦略が必要と考えますがいかがでしょうか。

3 点目は、現在までに、企業誘致活動の実施と成果についてどのような情報発信とプロモーションを行い、また、実際に誘致に対する打診や関心を示している企業はあるのかを伺います。

4 点目は、企業誘致において、企業が産業団地に進出、定着、発展するためには、単なる誘致だけではなく、持続的かつ具体的な支援策が不可欠であり、支援が不足していると企業は進出をためらい、仮に進出をしても定着できずに撤退するリスクも高まると考えられます。そこで、誘致企業に対する支援策として、国と県または村独自としてどのような支援策制度があるのかを伺います。

3 項目めは、いいたて希望の里学園部活動地域移行についてであります。

1 点目は、国は2023年度から2025年度までの3年間で部活動の地域移行改革推進期間としていますが、希望の里学園の現状を踏まえての認識と姿勢について伺います。

2 点目は、義務教育における部活動は生徒の自主的、自発的な活動を通じて、体力向上、技能習得、人間関係の育成、そして充実した学校生活の実現に貢献する重要な教育活動であると考えます。部活動は単なる趣味の延長ではなく、生徒の成長を促し、社会性を養う場として大きな意義を持っていると考えます。

そこで、本村と希望の里学園の現状を踏まえて、過疎地・小規模校ならではの部活動の在り方として部活動地域移行への課題と見通しをどう捉えているのかを伺います。

以上、村長等の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 2 番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-1及び1-2については、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、空き家の現状についてですが、管理不全住宅については、行政区ヒアリングなどにより各行政区長から合計で23件の報告をいただいているところです。

現在調査中ではありますが、報告をいただいた物件のうち、1件については空き家バンクに登録された後、移住者が購入された物件もあります。

次に、管理ができていない空き家への対応についてですが、倒壊の危険性などの有無を判断しながら、所有者あるいは管理責任者に対し、文書等により助言及び指導することとしております。

なお、空き家については、村内全域に関わる問題でありますので、全体的な状況を把握した上で同時に通知する前提で準備を進めてきております。

また、現在まで現場にて空き家の現況を確認してきたところではありますが、今後の対応方法や解決策については行政の判断と住民の意見とで見解が違うところもあることから、ケースによっては、いいたて美しい村づくり推進審議会に情報を共有し、ご意見をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問２－１、深谷産業団地整備の進捗状況及び今後の見通しについてお答えいたします。

深谷地区産業団地整備については、今年度、測量・実施設計と解体の１期工事を実施しているところであり、全体的な整備を第２期復興・創生期間の終了年度である令和７年度中に完了する計画で進めてきたところです。

現在、政府においては、本年夏までに第２期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しを行うこととしており、村としても復興・再生の現状を訴えながら本方針についての意見を述べてきたところであります。

深谷地区産業団地については、できるだけ早い時期に完了し、企業誘致につなげてまいりたいと考えております。

次に、ご質問２－２、企業誘致の進め方についてお答えいたします。

深谷地区産業団地の整備に当たっては、第６次総合振興計画に掲げる「村内での雇用の場の確保等」や復興整備計画に掲げる「新たな産業の積極的導入」「活気ある飯舘村の再生」の達成を目標に掲げ進めてきたところです。

企業誘致に係るターゲットですが、将来想定されるさらなる人口減少や復興・創生期間終了後の歳入の減少を見据えた対策が必要であり、第６次総合振興計画後期計画に定めたなりわい人口を増やすことに直結する製造業など、できるだけ雇用及びにぎわいをもたらす業種や企業の誘致が望ましいと考えております。

今後、第７次総合振興計画やゼロカーボンビレッジいいたて実行計画など、村の各種計画を踏まえながら、課題を解決するために必要な方針を検討してまいります。

次に、ご質問２－３、誘致活動の実施状況と成果及び関心を示している企業の有無についてお答えいたします。

これまで、福島県や福島イノベーション・コースト構想推進機構による東京都大手町や帝国ホテルで開催される企業立地セミナーに自ら参加して、トップセールス・ＰＲをしてまいりました。

また、城南信用金庫主催の「よい仕事おこしフェア」に参加し、村内企業とのマッチングによる企業誘致などについても模索してきたところです。

さらに、福島イノベーション・コースト構想推進機構による現地案内ツアーにおいては、村内の企業誘致用地を案内しております。

なお、企業立地セミナー及び現地案内ツアーにおいては、本村の冷涼な気候や立地条件に興味を持っていただいた企業が数件あったところです。

一方で震災後、村内で起業された会社や個人事業主は着実に増えており、蕨平地区に設立した飯舘バイオパートナーズや、昨年より草野小学校校舎などを活用して操業しているＣＲＳスポーツ工業、今年４月より長泥地区で操業しているイイタテバイオテック、５月にオープンしたハシドラッグなどのほか、地域おこし協力隊の卒隊生数名がそれぞれの特技を生かし起業されております。

現在も、村に対し関心を示している事業者もおりますので、その事業内容、環境や住民への影響など十分に検討した上でスピーディーに誘致や支援を進めてまいります。

次に、ご質問２－４、誘致企業に対する支援策についてお答えいたします。

誘致企業に対する主な支援策としては、国の制度として自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金があるほか、県の制度として、ふくしま産業活性化企業立地促進補助金や県税の優遇措置などがあります。

また、村の支援としては村企業立地等支援条例に基づく補助金があります。

今後の企業誘致において迅速に対応するための施策として、本議会において、制度内容の見直しを含め、企業誘致と同時に村内において既に操業している企業についても支援していくために新たに基金を新設する条例案を上程させていただいております。

今後、村独自の支援事業について制度の内容を拡充しながら、村に根差す企業の誘致及び社員の村内定住につながる施策を進めてまいります。

他のご質問については、教育長よりご答弁申し上げます。

教育長（高橋澄子君）　２番　花井　茂議員のご質問の３－１、国は2023年度から2025年度までの３年間を部活動の地域移行改革推進期間としているが、希望の里学園の基本的な認識と姿勢を伺うについてお答えいたします。

部活動の地域移行については、令和４年12月にスポーツ庁及び文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の中で、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあること、また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなることなどから、これまで中学校、高校の教職員が担ってきた部活動の指導を地域クラブ、団体に移行するというもので、特に令和５年度から令和７年度までを改革推進期間とし、義務教育である中学校の休日の部活動から段階的な地域移行を図るというものであります。

これについての村教育委員会の基本的な認識としては、少子化が急激に進む中、学校部活動の地域連携、教職員の働き方改革を含めたこれからの学校を取り巻く課題に対応した方策であると捉えております。

また、これについての村教育委員会の姿勢といたしましては、部活動地域移行の趣旨を理解するものでありますので、村としてどう取り組むか、本村の状況に照らし合わせながら、また相馬地方はじめ近隣市町村の動向も踏まえながら実現に向けた検討を進めて

いく必要があると考えております。

次に、質問の３－２、本村の現状を踏まえ、過疎地・小規模校ならではの部活動の在り方として、地域移行の課題をどう捉えているか伺うについてお答えいたします。

現在、いいいて希望の里学園にはバドミントン部と陸上部の２つの部があります。小規模校ならではの部活動の在り方としては、限られた生徒数の中でも可能なスポーツや文化芸術を主体としながら少人数であることを生かしたきめ細やかな指導を行い、スポーツや芸術に親しみながらの多様な学びの場として部活動を行うことが望ましいと考えております。

そのような中で、部活動地域移行の課題については、本村の場合、まず地域の受皿の点があると考えています。地域の中で、児童生徒たちの希望に応じた部活動種目の指導者を確保できるか、また、運営を任せる、あるいは協力していただける団体やクラブを確保できるかが課題であると思います。

次に、地域移行により学校外で部活動を行う場合、それにかかる費用面も課題となる可能性もあると思われます。これまでは希望の里学園の教職員を指導者に学校の体育館等を使用していたものが、学校外の指導者や施設設備を使用することになれば、そのための費用が別途発生する場合がありますので、保護者あるいは村や地域の負担が増えることも心配されます。

こうした現状を踏まえますと、村では早急に部活動を完全に地域移行とすることは難しいと考えております。

一方で、今年度からいいいて希望の里学園では、村内で操業するＣＲＳスポーツ工業株式会社社員によるバドミントン部の技術的な指導が始まっております。この取組を今後継続、発展させる中で、段階的に村の現状に即した形での部活動の地域移行につなげられないものか、今後検討を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

２番（花井 茂君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず初めに、管理不全とされる空き家対策と現状について再質問をさせていただきます。

空き家については、答弁にありましたけれども、合計で村内で23件が報告されているということなんですけれども、この中で管理不全とされる保安上、衛生上あまりよろしくないと思われるような空き家は何件あるのか、把握されているのかお聞きいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 衛生上等も含めて管理不全な状況の空き家ということではありますが、基本的に行政区長さんから報告いただいたものについては全てそういったものだというようなことで、景観等の影響、それから割れておって獣害等の被害が考えられるとか、そういった住宅がほとんどでありますので全てそういったものであります。

２番（花井 茂君） この管理不全な空き家に対してなんですけれども、これ以前にも質問させていただいたんですけれども、この保安上、危険なというのが一番懸念なのかなと思います。そこで、今後こういったものが増えてきたときに村としてどのような対応が取れるのか、取っていただけるのか、お聞きいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現場の状況を確認していたところではありますが、まさに議



員おっしゃったように、一番は危険、倒壊のおそれとか、例えば物が飛んでいって路上に散乱とか、そういった部分については早急に対処しなければならないというような物件だなというふうに考えているところでもあります。ただ全体的に見ますと、荒れてはいるんです。荒れてはいて、景観上そういった鳥獣害等の被害も考えられるというような住宅が全てであります。倒壊、それからそういった危険を及ぼすような住宅までに至ってはいないというような住宅も多々見られるというようなことで、また中には活用、直せば活用できるのではないかというような住宅もあったりしまして、なかなか一概に全て撤去が必要だというようなことに、判断にはすぐには至らないのかなというふうに思っているところでもあります。そういった状況も見て、一番は、先ほどあった危険な建物、そういった部分についての指導、助言というようなことになっていきますが、全て全体的に把握した中で、まずは村でできるのは今言った指導、助言だなというようなことであります。持ち主、それから管理者、そういった部分をしっかり調査しながら、その対象者に対して文書等によるそういった指導、助言を進めてまいりたいと、まずは考えているところでもあります。

2 番（花井 茂君） この管理不全の空き家については、所有者と連絡がつくのであれば交渉の余地もあるんですけれども、この23件の中で所有者と連絡がつかない所有者不明というような空き家は存在しているのか、お聞きいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 全体的に所有者まで特定、まだ至ってはいないんですが、やはり中には連絡がつかないというふうな、死亡とかですね、そういった部分があって、相続等の関係も含めて、なかなか連絡取りづらいというような空き家もあるようであります。そこはしっかり調べて、連絡がつくところについては、先ほど申しました所有者あるいは管理者のほうに文書等による指導、助言等をしてまいりたいと考えているところです。

2 番（花井 茂君） この管理不全な空き家について、例えば近隣の住民が大変困っているという状況のときに一番の窓口になるのはやっぱり行政なのかなと思うんですけれども、行政に相談をする窓口というのはあるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 最終的なそういった処分等につきましては、村づくり推進課、うちの課が担当になるのかなと思っておりますが、なかなかこれまでも環境省さんによる解体とかそういった部分でもなかなかできなかった物件が全てでありますので、厳しいなというような状況であります。いずれこちらの村づくり推進課のほうでそういった状況を把握しながら、そういったご意見等もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

2 番（花井 茂君） この空き家について、この管理不全の空き家について行政が介入するというのも限界がどうしてもあるのかなと思います。そこで、行政が介入しやすい状況にするために、国の法律として空家等対策の推進に関わる特別措置法というのがあるんですけれども、ここでその特定空家等に指定を、認定をすると行政が少し介入しやすくなって、指導とか、あと敷地内に入っただけの調査もしやすくなるのかなと思うんですけれども、そういった方針、方向性は、今、村として考えられているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 特定空家というようなことで指定をしてしまいますと、住宅の税のほうの減免とかそういった措置もなくなってしまうというようなことで、さらに所有者、管理者のほうの負担が増してしまうという部分もありますので、なかなかそこまでの明確なというようなことは今までしてこなかったというのが現状であります。そういったことも将来起こり得ますよというようなことも含めて、助言、指導等をして適正な管理に努めていただくように進めてまいりたいと考えているところです。

2 番（花井 茂君） いろいろ所有者にも負担も大きくなると思うんですけども、その負担を軽減するために、この空き家に対していろんな支援策として、国、県、村として何かそういう支援策、制度があるのかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 所有者が自ら解体等を進めたいというようなことであれば、そういった事業等について相談を受けながら進めたいと思いますが、なかなか自ら解体が難しいという物件がほとんどでありますので、そこに対して完全に国なり行政のお金を投資するというような制度はなかなかないのかなと思っております。まずは相談をしていただいて、今後こういうふうに整備したいんだ、解体したいんだというような相談をまず受けるということが大前提になるのかなと思っておりますので、そういった相談をぜひ伺えればと思っているところであります。

以上です。

2 番（花井 茂君） 例えば、これ仮の話になってしまうんですけども、倒壊のおそれが、倒壊、壁とか落下するようなおそれがある空き家に対して、万が一、歩行者がけがをしてしまったというときには、その責任の所在というのはどこに発生してくるのか。例えば道路管理者なのか、所有者なのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 建物倒壊または物が飛んだとかいうことで直接、被害を被ったということになれば、当然その所有者、管理者が直接の責任者というようなことになるということでもあります。また、道路に散乱したとかそういった部分について、道路交通上ですね、通行上問題になるという部分については道路管理者というようなことになってまいります。そういったことが、危険を事前にこちらでも把握しながら全て、物については所有権がありますので所有者のものでありますが、そういう危険な部分の一部分については行政のほうで片づけ等を行いますよというふうな通知をしながら片づけるとか、危険を回避するというようなことは、常時、行っているところではありますが、管理不全については解体なり、そういった部分までには至っていない建物がほとんどでありますので、そういったことで今後も危険がないように村と行政としては努めてまいりたいなと思っているところであります。

2 番（花井 茂君） この空き家については、本村においては環境省の解体等がありましたので一気に解体をした経緯がありますので、今は23件ほどで済んでいるのかなと思うんですけども、今後どんどんこういったものが増えてくる可能性も考えられますので、村として、基礎データ、管理不全の空き家解消に向けた基礎データなどをつくって、実態調査を一度やっていくべきだと思うんですけども、そういった考えはあるかどうかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今議員からお話あったように、今後ますます使われない空き家が増えていくのではないかとことは懸念しているところであります。例えば高齢者の方でお一人で亡くなってしまって、相続の方がなかなか使いようがないというような住宅等も増えてきているのが現状であります。そういった住宅につきましては、この危険な建物というふうになる前に、空き家バンクに登録はどうでしょうかというようなことをお声がけしながら活用できる方向で進めてまいりたいというようなことで今やっているところでありますが、いかんせんそういった情報をまずはこちらで把握する、それからきちんと連絡できるような方を紹介していただく、そういったために村内も空き家バンクのサポーター制度というようなことで数人、村民の方を含め数人ですね、そういった情報をいただく方、連絡を取れる方というようなことで協力いただきながら進めているところです。まずは、こういった危険建物、荒れたような住宅になる前に、そういったものを把握して、どんどん活用できる方向にできるだけ進めてまいりたいと、そういった情報周知に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

2 番（花井 茂君） この空き家については、情報収集というのが重要になってくるのかなと思います。それで、福島市などは、公式のLINEアプリで情報通報システムというのがあるんですけども、これは空き家に関してだけの情報通報システムというものがあって、近隣に何かこういう空き家があって、ちょっと何か、保安上、衛生上ちょっと危ないんですけどもというような、そういう通報システムがあると聞いているので、そういったものも、これは、この空き家だけではなくて、例えば今熊が出たりなんかしているので、そういったときにも利活用できると思うので、ぜひそういう公式LINEアプリの機能を、装置を利用していただきたいと思います。

管理不全の空き家は、防災、防犯、衛生、こういった多方面に悪影響を及ぼすものだと思いますので、行政による対応には限界があるのは承知しているんですけども、一方で積極的に関与していただいて、こういったものを解消していただきたいと思います。これは、所有者と行政、あと地域が協議をして、協働によって解消してくることが重要だと思いますので、今後できるだけ、私が把握している中では大変保安上危険だなという建物もありますので、それはもう多分恐らく皆さん周知しているのかなと思います。ちょっと道路に近過ぎて、昔の建築基準法なので、そこは村営住宅の人たちもかなり通る道路で、あと会社の社員寮もあって、その人たちが歩行も、通勤で歩いて、通勤していく場所でもありますので、そういったところがあるんだなということをしっかりと認識していただきたいなと思います。

今後、そういったものをどんどん調査をして、基本データをつくっていただいて対応していただければなと思います。

次に、産業団地整備等企業誘致について質問させていただきます。

まず最初に、完成の予定時期とかそういったものについては、今第2期復興・創生期間と、仮称ではあるんですけども、第3期復興・創生期間のちょうどはざまであると思うので、ここはいろいろ難しい事情があるのかなと思いますので、国としっかりと協議をして進めていっていただきたいなと思います。

企業誘致のターゲットについて何点か質問させていただきたいんですけども、この飯館村はゼロカーボンも宣言をしていますので、この産業団地の設計に当たってカーボンニュートラルに特化した何か設計みたいなものがあるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ご質問のカーボンニュートラルに特化したような計画というようにありますが、そういった計画で始まったものではありません。

まず村内の雇用の場の確保、それから、ひいては帰村民、移住者、そういった、とりわけ働き世代の人口拡大を目指すというようにことで産業団地ということで整備を進めてきた部分でありますので、カーボンニュートラル、ゼロカーボンについては、そういった部分も今後考えられてくるかと思いますが、そこに特化したような計画としては今までは進めてこなかったというように現状であります。

2 番（花井 茂君） この産業団地、今後整備していくんですけども、これ企業誘致に関わってくるんですけども、企業誘致は全国でどの自治体も展開している事業だと思うので、なかなか企業を誘致するというのは難しい立場、本村においては特に難しい立場なのかなと考えているんですけども、その中で、やはりこの産業団地を設計するに当たって、何かやっぱり特色がなければ誘致に対して優位性って保てないのかなと思うので、そういった、せっかくゼロカーボン宣言をしているのでカーボンニュートラルに何か特化した再エネを利用できるよう、再エネを利用する産業団地とか、何かそういうキャッチフレーズみたいなものも必要なのかなと思うんですけども。あまりまともに、普通に産業団地を整備して誘致活動をするというのは、なかなか全国的に展開している工業団地、産業団地で企業を誘致するというのは、何か目新しい特色を、本村ならではの特色みたいなものがないと非常に厳しいのかなと思うんですけども、そういったところをどのような考えを持っているのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 確かに議員ご質問いただいたように、なかなかほかの自治体との競争力を見ますと、ちょっと不足しているというか、弱いなというような部分があります。その中で、再エネに特化したなどと、例えばそういった部分で何か特徴を出して進めるべきだというようなお話はごもっともなのかなと思いますが、なかなか村のこの環境、そういった部分では難しい部分もあるというのが現状であります。

その中でも先ほど村長から答弁で申し上げました、村の冷涼な気候、そういった部分についてはほかよりは全然優れているというように部分でありますし、また目の前、産業団地を計画している道路の目の前に県道が通っていて、かなりの交通量もある。それだけ村の行き来については、交通事情はそれほど悪くはないというようにところであります。ただ、いかんせん都心部からの高速でといいますと、高速道路等の整備、その高速道路のインターまでの距離がちょっと少し、ちょっと遠いなというような感覚があるというようにことで、今そういった道路事情、そういった部分については、国交省なり国のほうに要望等を出しながら、例えば霊山飯館インターチェンジの改良、それから、そのバイパス、またはバイパスまで行かなくても道路改良整備、そういったものも要望しているところでありますし、また縦のラインでは国道399号のほうの道路についても整備要望を今続けてきているところであります。

村の一番売れるような部分というようなことで企業さんから目を引くというような部分はありますが、そこにプラスしてそういった交通状況とか、そういったボールも加わってくれば、さらに企業誘致については進められるのではないかなという期待をしているところではありますが、そういった村の特徴もぜひ今後もPRをしながら企業誘致に努めてまいりたいなと、また国への要望も進めながら企業誘致に努めてまいりたいなというふうに考えているところです。

2 番（花井 茂君） 産業団地整備にはアピールポイントは重要なかなと思いますので、そういったところをしっかりと検討していただきたいなと思います。

誘致に対してなんですけれども、企業がかなりいろんな場所で誘致活動を行っているようではありますが、企業が、さっき答弁書にもあったんですけれども、村内を視察していただいて、そういったところで企業側から産業団地に進出するに当たっての懸念事項みたいなものをお聞きしていれば、可能な限りでいいんですけれどもお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 産業団地、企業誘致する中で、今進めている産業団地の部分、それから、それ以外の部分も村内に進出したいというふうな、産業団地以外の土地もというような部分でいろいろ話があるところではありますが、一番はやはり雇用人数、従業員の確保はどうなんだろうなというようなことであります。村内でなかなか居住者が少ないという中で、どうしても通わなければ勤めることができないですよというふうなことになりますので、そういった意味では村内での住宅の確保も必要なかなというふうなことで、なかなか今は、一番はやはり従業員の確保というふうな部分はどの企業さんも懸念しているというふうなことを聞いているところです。

2 番（花井 茂君） 企業は産業団地だけではなく進出したいという企業もあるかと思うんですけれども、いきなり基本的な質問になってしまうんですけれども、この産業団地は区画を決めているのか、参入してくれる企業が、じゃ、これぐらいの面積が欲しいですかというような形での分譲なのか、どういった枠組みで分譲が行われるのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今、産業団地計画しているその区画割りの件ではありますが、基本的には大きな区画割りで造成をしたいというふうに考えているところです。大きな区画にはしますが、それを1区画全てを使うということではなくて、基本的に段差を少なく整備をし、道路からの段差も極力少なくしたいというふうなことで、なだらかな産業団地ということで進めているところであります。1つの区画についても、どの方向からでも進入をしやすいというふうなことで、さらに区画の中を部分的に使うというふうな場合も想定しながら、どの面積でも、どのぐらいの用地が必要だというふうな企業さんに対しても対応できるようにというふうなことで今進めているところであります。

2 番（花井 茂君） その区画割りなんですけれども、今後、区画割りとか産業団地の造成が始まっていくんだと思うんですけれども、そういった中で企業にも大小があると思うので、やはりその辺は柔軟に対応していただきたいと思います。

次に、この産業団地に企業を誘致するに当たっての国、県、村独自の支援策についてちょっと再質問させていただきます。

国の企業立地、補助金等があると答弁でもあったんですけども、それについては、聞くところによると、産業団地が完成してしまうと補助率が下がってしまうとかというお話もお聞きしているんですけども、その辺ちょっと、可能な限りでいいんですけども内容をお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどあった自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などありますけれども、基本的には第2期復興・創生期間終了後も続くんだろうなというふうなことで村ではおりますし、そのような方向という部分ももちろん聞いているところではあります。ただ補助率ですね、当然復興なりの時期によっては補助率の見直しとか、そういった要件の見直し等も進むんだろというふうなことでありますが、基本的には村の要望として、今の村が産業団地を造り、そこから企業誘致をする、そういった部分については、補助率等が、要件は今より悪くしないようにというふうなことで要望を続けているというふうなことであります。それを、各市町村の要望等を受けて国がどのように制度を改正、判断していくのかというふうなことになりますが、まずは、村としては、そういった議員のお話のように、うわさなりそういったものが広がっているというふうな部分を危惧しながら、今後も引き続き今の状況を維持するように国に要望等で働きかけてまいりたいと思っています。

2番（花井 茂君） 企業が産業団地に申請していただくには、やはりそういった支援策というのは重要なのかなと思いますので、引き続き県・国と折衝していただいて、多くの支援をいただいて参入していただき、持続可能な企業として村に存続していただけるようにしていただきたいなと思います。

その支援策として、もう一つ、税制面の優遇措置というふうなものはあるのか、お伺いいたします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 税制に関する支援策ということで、現在、今年度末までの期限となっておりますが、福島復興再生特別措置法、これに基づきます固定資産税の5年間の課税免除という制度がございます。ただ、これは風評とかイノベとか、それぞれの業種が絞られております。また、対象となる事業の規模とか、そういったものもありますので、ご相談に応じていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（花井 茂君） 税制面もしっかりと支援をして、最初のスタートが重要なのかなと思いますので、5年間、そういう税制面での優遇措置があるのはいいことなのかなと思いますので、しっかりとその辺もいろんなところに公表して進めていっていただきたいなと思います。

これちょっとその他みたいになってしまうんですけども、今、産業団地に企業誘致を行うに当たって、村としては、国や県のそういう公共的な施設、研究所等とか、そういったものの誘致というのは可能なのか、例えば国が県からそういうような打診があるのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 国・県の研究室とかそういった公共施設についての打診というのは今のところありませんし、一番は雇用の確保というふうなことで進めていると

ころでありますので、そういった方、村のほうに住んでということになれば考えられなくはないのかもしれませんが、まして今のところ、今までそういった国・県等の機関について想定はしてこなかったというのが状況であります。

2 番（花井 茂君） 例えば、国・県なりのそういった公共施設、研究所等は、産業団地には分譲で入れるのか、レギュレーション的に駄目ですよというのか、どちらなのか、分かる範囲で教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ちょっと今、企業誘致ということで産業団地の整備というようなことでありますので、多分に公共施設とかそういった部分については無理なんではないかなというふうに思っているところでもあります。はっきり確認したところではありませんが、多分に無理なんではないかなというふうに思っているところです。

2 番（花井 茂君） 村の活性化に向けては、そういった国・県なりのそういう公共的なもの、例えばいろんな研究施設等があれば、そこからスピノフでいろいろ広がっていくこともあって活性化には欠かせないことなのかなと思うので、ぜひ産業団地整備と誘致企業とはちょっと別な話にはなってしまうんですけども、村としてそういったものにもしっかりとアプローチをしていただきたいなと思います。

本事業は村の未来を左右するような重要な施策であると思うので、長期的な視点と柔軟な対応で段階的に、一気に産業団地が生まれるなんていうことはあんまり想定できないと思うので、段階的に積み上げてきて、その成果を上げて前に進めていただきたいなと思います。

次に、いいたて希望の里学園の部活動地域移行について再質問させていただきます。

答弁書に、いいたて希望の里学園の部活動はバドミントン部と陸上部の2種目だとなっているんですけども、その学校部活動、部活動といっているのか分からないんですけども、その中には文化系の部活動というのは、いいたて希望の里学園の中にはあるのかどうか伺います。

教育課長（三瓶 真君） ただいまは、希望の里学園の中に文化系の部活動はあるのかというご質問でございます。

現在、希望の里学園におきましては、文化系の部活はございません。

以上です。

2 番（花井 茂君） その部活動についてなんですけれども、現在の部活動の2種目の部活動に対して、この入部体制というのはどういう形になっているのか、例えば、希望者だけなのか、取りあえず全員入部なのか、任意なのか、どちらなのか教えてください。

教育課長（三瓶 真君） ただいま入部についてでありますけれども、入部につきましては今年度から希望者ということになりまして、後期課程の7年生から9年生が原則対象ということになっております。

以上です。

2 番（花井 茂君） ちょっともう少し部活動について基本的なことをお聞きいたします。

ほかの部活動についてなんですけれども、本村においては、ほぼほぼほとんどの生徒がスクールバスでの通学ということなので、放課後の部活動の時間帯はどのようになっ

ているのかお聞かせください。

教育課長（三瓶 真君） 放課後の部活動の時間帯ということでございます。

希望の里学園におきましては、月曜日から木曜日まで部活動を原則行っておりまして、時間につきましては夕方4時から5時40分までの時間となっております。また、付け加えますと、土曜日にも部活動を設定する日がございまして、その場合は午前中の8時30分から11時30分ということであります。

以上です。

2番（花井 茂君） 週末、土曜日に午前中部活動が行われるということなんですけれども、これについてもスクールバスが稼働しているということなのか、保護者が送迎をしているという状況なのかお伺いいたします。

教育課長（三瓶 真君） ただいまお答えしました週末の部活動につきましてですが、ご質問にありましたように部活用の送迎バスを運行しております。

以上です。

2番（花井 茂君） 国は、教職員の負担軽減、働き方改革について考えながら、この部活動の地域移行というのを進めてきていると思うんですけれども、これはなかなかいろんな状況があると思うので一概にそこに一気にいくというのはもう難しいというのはしっかりと承知はしているんですけれども、今、先ほどの答弁書にもあったとおりバドミントン部に関しては、本村に進出していただいたCRSスポーツ工業さんにコーチングをしていただいているということなんですけれども、これの枠組みについて、週どれだけ来ているのかとかそういったところを、ちょっと基本的なところをお聞かせください。

教育課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、今村内で操業されておりますCRSスポーツ工業様が指導者として入っておりますが、その枠組みについてということであります。

こちらの枠組みにつきましては、週に2回ほど2時間程度、その中で指導をしていただいているということであります。

以上です。

2番（花井 茂君） 今、週に2回コーチングに来ていただいて指導していただいているということなんですけれども、これちょっともう一回、基本的なんですけれども、これあくまでもボランティアなのか、報酬が発生しているのかお聞かせください。

教育課長（三瓶 真君） こちらボランティアなのか報酬が発生しているのかということですが、実は今年度予算におきまして、こちらの部活動の指導を見据えた予算をご承認いただいております。したがって、今後報償という形で支払う予定であります。

以上です。

2番（花井 茂君） いろいろ、いいたて希望の里学園については、通学のそういった状況もあるので、なかなかこの部活動というのは厳しい状況にあるのかなと思うんですけれども、その中でCRSスポーツ工業さんが指導していただいているんですけれども、週2日間来ていただいてコーチングをしていただいているんですけれども、それによってこの本来の目的の一つでもある教職員の負担軽減ということには何か関わっているのかお聞かせください。



教育課長（三瓶 真君） 先日、学校側のほうに少し伺ったところ、やはりその指導に当たっての現場での指導の時間であったり、あるいはその指導に当たっての計画です。指導計画的なものもこのCRSスポーツ工業の社員の方に組立てをしていただいたりしているというふうに伺っておりますので、そうした点では、本来、顧問の先生方が直接指導したり、スケジュール、計画を組まなければならないところを担っていただいているということで、一定程度、負担軽減にはつながっているというふうに認識をしております。

以上です。

2番（花井 茂君） いいたて希望の里学園の場合は、部活の地域移行というのはフルスペックで国の方針どおりに、方針どおりというか、国の枠組みのとおりにはなかなか難しい状況なのかなと思うんですけども、その中で一応大会があるんですけども、中体連、いろんな大会がある中で、そのときのコーチングされている方の引率というか、その大会に帯同してそこで指導もしていただけるという状況なのかなお聞かせください。

教育課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、中体連等の大会にまでそうした今ご指導いただいている方が関わっておられるかということかと思いますが、残念ながらいいですか、今のところはそこまでは至っておりませんで、あくまで通常の部活動の技術的指導という形で関わっていただいているところであります。

以上です。

2番（花井 茂君） 本来であれば、この部活動の地域移行というのは、子供たちが地域に根差すような、地域の人と関わりをもっともっと持って地域に根差すような教育も一つの目的なのかなと思うんですけども、なかなか今の現状ではそうはいかないと思うんですけども、これを進めていく、今現状ではコーチングだけなんですけれども、いいたて希望の里学園として、今後どの辺まで部活動地域移行に沿った活動を、フルスペックはちょっと厳しいのかなというのはもう承知しているんですけども、どの辺まで持っていきたいのか、持っていこうとしているのかちょっとお聞かせください。

教育課長（三瓶 真君） 今後の地域移行の取組の目標といいますか、そういうところかというふうに受け止めておりますが、おっしゃるように完全に今国の考える、地域クラブまたは団体に全てお任せをするということはなかなか難しいと考えております。

一方で、実はこの春からこの地域移行のこの言葉が地域展開という形に若干変わってまいりまして、いわゆる言葉がちょっと適切じゃないかもしれませんが、まるっきり地域にお任せをするということではなくて、そこを主体的に関わっていただきながら、やはり学校、行政、地域、全てそうした形で関わりながらやる形も今後考えていきたいと思いますというふうになってきております。

そういうことも踏まえながら、村としましては完全にその地域にお任せをするということではなくて、今回の質問の中で、議員がおっしゃった、子供たちが主体的にその選択をしながら、参加しながら、学んでいく場というところも踏まえて、学校、地域連携の形で、それぞれができるところを模索しながら、いい部活の形に持っていけないかというところを目指して今後の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

2 番（花井 茂君） この部活動の地域移行については、そういったいいたて希望の里学園の独自のスタイルがあっても絶対いいと思います。それで、今課長が答弁されたように、この村独自のスタイルで進めていくためにも、やはりこの保護者との合意形成というのにも必要だと思うし、あくまで協力が必要だと思います。

以前、飯舘中学校のときに、部活動が卓球とか駅伝とか強い時期がありました。そういうときには、やはり村も、村民も何か高揚するようなこともあると思うので、子供たちにも、勝つ喜び、負ける悔しさ等も、そういったのも経験させていただきたいと思うし、そういう、いいたて希望の里学園の部活動が、成績が上がってくれば、それで村も気持ち、メンタルがよくなるという形も考えられると思うので、そういったところを進めていただきたいなと思います。これは地域との連携という枠組みなので、これは初めての試みで実行には多くの混乱があると思うんですけども、学校と現場と保護者とのそういった話し合いをしっかりとさせていただいて、生徒たちの挑戦を支えるような枠組みにして進めていただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、6 番 渡邊 計君の発言を許します。

6 番（渡邊 計君） 議席番号6 番 渡邊 計、令和7年6月定例会において一般質問をさせていただきます。

昨日あたりから何か暑くなってきた、今週は、今日、明日、福島市のほうや、私が継続避難している伊達市では35度を超えるのではないかとされておりまして、これから2週間先ずっと30度を超える長期予想なので、当村、お年寄り多いんで、それと学校のほうもかなり暑くなるんで、冷房などかけられればできるだけやっていただきたいなと。

この6月に35度を超えるというのは何か2022年に一度あるだけで、もし今回超えれば観測史上2度目だと。先ほど花井議員が言ったように地球温暖化、そして急激な寒冷によって縄文が減びたと。我々も、今後、何十年後になるのか、何百年後になるのか分かんないんですが同じ道をたどっていくのかなと思われませんが、我々の文書とか、文字に残る歴史というのは、紀元後2000年、紀元前1000年、まだ3,000年しかない。でも縄文時代というのは、まだまだその先だったと。これは我々にも分かんないことでありますし、今できることをきっちりやっていかねばならないのかなと。その中で村が地球温暖化を防ぐためのゼロカーボンビレッジいいたてを発表したということではありますが、それに関しても今日一緒に質問していきたいと思います。

まず第1番目として、放射性物質に関して質問いたします。

道路脇のU字溝に堆積した汚泥や木の葉の線量調査と処分の仕方についてお伺いいたします。

2番目にゼロカーボンビレッジいいたてに関して。

2-1としまして、ゼロカーボンを進めるため、基金についてお伺いいたします。

2-2としまして、農業・工業のバイオマス発電の廃熱、これ熱移動を含めます、の利用について方向性と見通しについてお伺いいたします。

2－3としまして、風力発電・太陽光発電の方向性を見通しについてお伺いいたします。  
大きい3番としまして、物価高騰に関して。

3－1としまして、村独自の物価高騰対策の方向性を見通しについてお伺いいたします。  
以上、3項目5点についてお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 6番 渡邊 計議員のご質問1－1、道路脇のU字溝に堆積した汚泥や木の葉の線量調査と処分の仕方についてお答えいたします。

平成26年度から平成28年度にかけて、環境省により道路の除染と併せて側溝の土砂は除去されておりますが、その後、道路管理上支障となる土砂については、村が適時撤去を行っております。

なお、撤去された側溝の土砂や木の葉については、それぞれの請負業者の資材置場へ搬入し処理することとしております。

現在は道路脇の側溝の土砂の線量調査は行っておりませんが、今後、土砂撤去を実施した際に、何点か抽出して線量調査を実施してまいりたいと考えております。

次にご質問2－1、ゼロカーボンを進めるための基金についてお答えいたします。

村では、令和4年3月にゼロカーボンビレッジいいたてを宣言した後、令和6年3月に村全体でゼロカーボン社会を実現するに当たっての目標や取組を明確に掲げたゼロカーボンビレッジいいたて実行計画（区域施策編）を策定しました。

また、令和7年3月には、飯舘村が実施する事務及び事業において、省エネルギー・省資源・温室効果ガス排出量削減を目的としたゼロカーボンビレッジいいたて実行計画（事務事業編）を策定し、ゼロカーボン社会実現に向けた第1段階として行政機関自身による取組を始めているところです。

これらの経過を踏まえ、現在は「村民の皆さんが何をすべきか、何ができるか」など具体的な方策について考えていく検討段階であるため、現段階においては、ゼロカーボン施策推進に特化した基金創設についての検討はしておりません。

続きまして、2－2、農業・工業のバイオマス発電の廃熱（熱移動を含む）の利用について方向性を見通しについてお答えいたします。

本村におけるバイオマス発電の廃熱利用としては、木質バイオマス発電施設整備事業の公募を行う際に、その廃熱を未来志向型農業体系の実現に向けて農業利用することを採択要件としており、現在先行して飯舘みらい発電所が稼働しております。

また、現在、農業における廃熱利用先として、蔵平地区にトマト栽培工場の整備が進められているところです。

なお、熱移動を含む熱利用の仕組みについては、実証段階のものが多く、具体的な活用方法等についてはまだ明確に示されていない状況です。

村としても今後、発電事業者らと共に、廃熱の利用について、国の研究機関とも協力、連携をしてまいります。

次に、ご質問2－3、風力発電・太陽光発電の方向性を見通しについてお答えいたします。

村内における再生可能エネルギー事業については、実施される事業が住民福祉の向上に

資するものであるか否かが重要であると考えております。

これまでの村内における再生可能エネルギー事業は、村への寄附など金銭による地域貢献策が主でありましたが、これからは住民の皆様の理解の下、いかに住民や地域、村と連携し、住民福祉の向上のために取り組んでいく企業なのか、またいかなる実動的な地域貢献策があるかが重要であると考えております。

なお、再生可能エネルギー事業については、各種法令による制限をクリアしていることも最低条件として必要となります。

次に、ご質問3-1、村独自の物価高騰対策の方向性を見通しについてお答えいたします。

全国的なエネルギーや食料品価格等の高騰の影響などを鑑みて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度及び本年2月に飯舘村商工会に委託して生活応援商品券事業を行っております。この事業により商品券を通して村民の方々の家計を応援するとともに、村商工事業者への消費を促すことで村内経済循環を図ってまいりました。

今後についても、社会情勢や国・県の動向を踏まえた適切な対応を図ってまいります。

以上となります。

6番（渡邊 計君） まず、1-1の道路脇のU字溝の堆積物について再質問していきます。

平成26年から平成28年にかけて環境省がやったというのがありますが、これはあくまで除染の中の一環だと思うんですが、その後、村が業者を使って撤去を行ってきたということではありますが、これは恐らく副村長がまだ担当課長の頃に私一度同じ質問をしていると思うんですね。

その当時、U字溝の汚泥、木の葉、これを、環境省の事業かなと思うんですが、最初は、のり面にそのまま上げていたと。でも結局、のり面というのは除染はせず草刈りをしただけでありますし、のり面に上げたのが、また風、雨でまたU字溝に戻るということで、副村長が担当のとき、きっちりと処分すべきだということで処分していただいたという記憶があるんですが、最近また、この汚泥、木の葉が大分詰まっているところが見えてきたと。しかし、この線量調査を行っているのかどうか、あるいは、行ったとしてもその数値はどうなっているのか。今は8,000ベクレルということになっておりますけれども、当時は2万ベクレル近くあったんじゃないかなと記憶にありますけれども、この業者が撤去して資材置場へ運搬していると、そこで処理しているということではありますが、これは一つたりとも線量測定は行っていないということではよろしいんですか。

建設課長（高橋栄二君） 今現在におきましては、やはり線量調査というものは行ってはおりません。ただ、道路の除染をする前等につきましては路面の線量値とかは調査したという経過はございます。

6番（渡邊 計君） のり面から落ちたり、木の葉、木ってやっぱり放射能を吸い上げて、枝葉、それから花や実、この部分が一番線量高いと思うんです。それが落ちている中で線量測定をしてこなかったということは、それらは安全であるという認識の下でしてこなかったということではよろしいんですか。

建設課長（高橋栄二君） 当時の線量調査でもって、道路の除染前もそうですが、安全だという部分では、当然線量でなくて放射性物質は多少なりとも含まれているという部分ではございますが、表面線量率が0.23マイクロシーベルト以下の場合は工事でも利用できるという部分もございまして、その基準に基づいて、今現在、線量のほうを測ってみますと0.14とか0.08とかという数字でございますので、その基準でもって土砂撤去のほうをしているという状況でございます。

6 番（渡邊 計君） 今課長のほうから数字出ましたが、これ土砂線量調査を行っていないと言っている中で、その数値はどここの調査の数字ですか。

建設課長（高橋栄二君） この一般質問の準備のために測りまして、小宮地区と佐須地区に於いての線量でございます。

6 番（渡邊 計君） これは私のこの質問があったから小宮地区と佐須地区を調査したと。調査月日と何か所調査したのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 6月12日木曜日に2か所測定をしております。

6 番（渡邊 計君） 小宮1か所、佐須1か所。これ放射線って1メートル離れても全然線量が違うということは、これまで村のほうでも調査したでしょうし、我々も調査している中でそういう実態があると。そういう中で1か所ずつしか調査していない。これちょっと問題ありかな。やっぱり少なくとも四、五か所調査して、それで線量が上回っていないのであれば問題ありませんが、ただ1か所、そして今課長の答弁、空間線量の測り方の数字だったと思うんですよね。ベクレル数じゃないんですよね。放射性廃棄物というのはベクレル数で数値を表していると思うんですが、ベクレル調査はしなかったということですか。

建設課長（高橋栄二君） ベクレルでの測定はしてございませんでした。

6 番（渡邊 計君） 結局、その土、取った土か場所を決めたところ、空間線量を図っただけだと思うんですが、空間線量とベクレルと違うんですよね。恐らく違うと思いますよ。全部、廃棄物に関してはベクレルの数値で表してきているんじゃないかな。それで基準が今8,000ベクレルですか。それを超えるものは駄目だということになっておりますけれども、これ、なぜベクレル調査をしなかったか、その理由をお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 空間線量率の測定の仕方としましては、遮蔽をして1センチ離れたところでの測定をしております。内閣府災害原子力対策本部により示されている「福島県浜通り及び中通りにおける道路、河川等の屋外の公共工事に使用する再生資源化資材について」にて、表面線量率が0.23マイクロシーベルト・パー・アワー以下である場合は使用可能であるという内容でもって、遮蔽して1センチ離れたところでの測定ということで数値のほうをつかんでおります。

6 番（渡邊 計君） それは資源化する場合であり、今双葉町にある汚染土壌、これニュースで聞いてましても普通ベクレル数でしか言ってませんよね。内閣府において、そういう数字でいいと言うのであれば、ニュースでも何でもベクレル以外の数字で1時間当たり何マイクロシーベルトと、そういう数字でニュースでも表してくるはずですが、あくまでニュースなどでは、全てそういうものに関しては、汚染物質に関しては全てベクレル

で表記しているはずですね。

今回は、そういうマイクロシーベルトでやったということではありますが、今後はぜひベクレルでも数値で調査していただきたいと思うわけではありますが、放射性物質あるいは放射線に関しては当村で一番知見を持っているのが村長でありますので、博士号まで取ろうとした村長でありますので、村長はどのようにお考えか伺いたします。

村長（杉岡 誠君） 今建設課長のほうでご答弁申し上げたのは、私が答弁したものの、その前の試験的なものでありますので、ご答弁申し上げたとおり、今後、土砂撤去を実施した際に何点か抽出して線量調査を実施してまいりますと申し上げておりますので、その際に表面線量率の部分と、それからベクレル数値についてはそれぞれ調査ができるだろうというふうに考えるところです。短時間で水分量があるものを乾燥できない状態で測っても正確な数字は出ませんので、今回は表面線量だけにさせていただいたということだというふうに認識するところです。

それからベクレル値が通常かと呼ばれると、それは放射性物質が一定程度均質にとか、あるいはそういう目標物だということがはっきり分かっているものについてはベクレル数ということがありますが、一定程度除染が1回終わって、その後、流入したものがクリーンなもの、あるいは再汚染されたものが混合されているかもしれないという状況の場合には、一時的には、持ち帰って測るよりも今現場で測るためには、持ち運べるもので測るとということが一時的には必要ですので、それで遮蔽をした状態で1センチ高さでマイクロシーベルト・パー・アワーという単位で測るというものが一般化されているのかなというふうに思います。

今ご答弁申し上げた調査というのは、土砂そのもの、側溝の中に詰まっているものがどういう状態なのかということでもありますので、何点か抽出しながらベクレル値、放射能についても測定をさせていただきたいというふうに考えたものです。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 私最初に申し上げたように、側溝ののり面って、たしか除染のときは草刈りはやったけれども表面土壌は削っていないという記憶が私はあるんですが、そういう状況であるとすれば、やっぱりベクレル調査をすべきだと思うんですが、執行部のほうは除染に関して、のり面はどのように除染したのか、どういう記憶を持っているかお尋ねします。

村長（杉岡 誠君） ちょっと私も担当時代の話になりますのであれですが、いわゆる際除染という言葉の使い方をしたり、あるいは今は外縁部除染という正式名称がありますけれども、そういう言い方をされます。

道路際については、道路の公共的な際から20メートルということで、斜めであっても20メートルということでやったというのは記憶しておりますが、堆積物除去という形でしているはずですよ。ですので、熊手等を使って表面にある落ち葉と、あるいは熊手で集められるものについては集めて、それをもって際除染というふうに環境省のほうでは言っていたというふうに記憶しておりますので、ちょっと詳しくについては環境省に改めて問合せをしなきゃいけませんが、私が職員時代に聞いていた話ではそういった形だっ

たかなというふうに思うところです。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 村長の言うとおりの草刈りと、そこにおいて刈った草及び木の葉は取っていますけれども、表面土壌は削っていないはずです。それから、村長の言うように20メートル、際除染というのは民家周りの土手であって、道路に関しては1.5メートルまでしかやってなかったような記憶が私にはあるんですが、当時、担当は副村長だったと思うんですが、記憶ございませんか。

副村長（中川喜昭君） 当時の除染を担当しておりましたが、6年前、7年前の話でありますので思い出すまで時間がかかるんですが、多分のり面については林縁部関係ですね、道路も林縁部まで多分上がっていたと思いますが、そのときには今議員おただしのとおり、草刈りと堆積物除去ということで、これは、いわゆるのり面の削り取りをしたら、その後、また土砂が落ちてくるという心配もあるというような当時の話もあったかと思いますが、そのような形で堆積物除去のほうをやったということで考えております。

6 番（渡邊 計君） 当時の話をしても仕方ないんで、今後は村長が先ほど言っていたように、きっちりとベクレル数で測って、8,000ベクレルを超えるようなものに関しては正当な処分をしていただきたいと思います。

次、ゼロカーボンビレッジいいたてに関してということで、ゼロカーボンを進めるための基金についてお伺いしたわけでありますけれども、このゼロカーボンビレッジの実行計画、四十数ページあるんですよ。第1章、第2章、第3章、第4章、第5章までである中で、この、まず私目についたのは、一番最初は、この資源作物としてバイオマスペレット、いわばペレットストーブ等の利用ということを書いてあるわけでありますけれども、ペレットを燃やすストーブって安いものでも20万円、高いのだと40万円以上50万円近くするわけで、このペレットに関しては、私が議員になって間もなくの頃だと思いますが、バイオマス関係でいろいろ歩いた中で広島と岡山のちょうど間にある真庭市というところに視察に行きました。

そこは、真庭市、飯舘と同じく75%が山林であります。そこで、工業としましては山林の木材を使った工業、要は、最近是一本物の柱って少なくて、ほとんど合材の、何枚かを合わせた合材が使われており、そのほうが強度があり火災に関しても燃えにくいということでやっておる真庭市であります。そこで要は、端材、結構な量の端材が出るわけですね。それを簡単に言いますと、ところてん方式です。容器の中、容器って大きい機械なんです。その中に入れて片方から圧力でぐうっと押していくと、若い人は記憶ないかと思いますが、昔みそ作りしたときハンドルを回してみそが穴から出てくると、ころころころころと短くなって落ちる、ああいう形でみんな1センチとか1センチ5ミリぐらいの大きさぐらいでぼろぼろ落ちてくる。それをペレットとして、やっぱりこういうゼロカーボンビレッジを宣言しているまちなので、それでストーブ、ペレットストーブあるいは薪ストーブ、そして真庭市の役場、この役場にも、役場の脇に焼却炉がありまして、そこにペレットを持ってきて入れると。近くに行くと熱いんですけども、夏は熱交換機により冷房に使えると。そういうことをやっていたのを私、この中では佐

藤八郎議員、それから菅野新一議員も一緒だった。すごいことやっているなど。

そこでもやっぱりペレットストーブになると、ストーブそのものが高いうことで市で補助を出しているわけでありまして、こういうことで、このゼロカーボンビレッジを進めるのは簡単ではないわけでありまして、この先、まずこのペレットストーブ、それからあと、この村で出したゼロカーボンの処理、その中で、今後、村の公用車37台ありますよね。全てガソリン車。これを順次EV車にしていきたいと。そして、村民のほうにもEV車に、どんどんどんどん村民としてもEV車に切り替えていっていただきたい。そうした場合、EV車の場合、今ありますか、PHV、それとあと今後出てくるのが100%の電気自動車、これアメリカとかで出ていますけれども、日本では日産、今回ホンダのほうで軽自動車を出すようではありますが、これに関しても国及び県のほうからは補助金が出ているわけでありまして。国のほうが80万円、去年で85万円かな、今年になってから89万円ぐらい、それから県のほうが20万円の補助金が出ているということではありますが、各市町村でも、どっちかという市のほうが多いですけども補助金を出していると。近隣では郡山市、いわき市、それから伊達市、南相馬市、残念ながら相馬市と福島市は出ておりません。この補助金は、市町村は大体一律5万円という補助金を出しているようであります。

ただ、この車に関して補助金を頂くと、4年間、車の譲渡ができない、売買譲渡ができない。そして、その4年間には聞き取り調査とかもあるということで、何かもらうのはいいけれども面倒だと。ただ、これ自動車屋さんとも話をしたんですけども、いや譲渡は駄目ですけども、万が一事故で車べちゃんになったらどうすんだと言ったら、その辺は私も分かりませんという自動車屋さんのお話でしたが、そういうことで、まずペレット、それから車、それから電気自動車になると、住宅に充電設備、蓄電、置かなきゃいけない。ほんで、これ村のほうでも、この住宅、蓄電設備が車の充電だけじゃなくて、リフォームの際、ZEHハウスと、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスというものを、それとV2H、これは電気自動車にたまった電気を災害時、逆に家のほうに流して使おうと。これ、最大5日間ほど使えるんだそうです、最近は。

こういうことにも金がかかりますし、本当にこのV2Hとかになると結構な金額にもなってくると。20万円から40万円だったかな、そういう金額にもなってくるんで、本当にこのゼロカーボンビレッジを推し進めるのであれば、村としてそういう基金が必要かな。そして、村の車の場合、全面、国からの補助金が出るのかどうか分かりませんが、基金があればすぐに対応できますけれども、基金がないと対応できない。それで、飯舘村の場合、基金いっぱい持っているんですよ。結構な基金の金額を持っているわけで、その中でそういうほうから、条例でいろんな基金が決まっていますけれども、今後、新たな基金を積み立てるのか、そういう形で条例をちょっと変更して、ほかの基金から、多いところから逆に取り崩すのか。これ財政調整基金含めて、含めてですよ、26の基金があって、去年の5月の決裁、決算時、決裁ですか、そのときに170億円あるんですよ、これ。飯舘村、いろんな基金。ですので、そこから新たな、このゼロカーボンを目指すのであれば、しっかりした基金をつくって村民がもうゼロカーボンに走るんだと意識を



持たして進めていくのが筋かなと思うわけですが、執行部のお考えをお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今議員のほうから、ほかの自治体のいろいろな取組を含め様々な制度、事業等を紹介していただいたところであります。

答弁で先ほど申しましたように、今はまず役場庁内で、公共的な施設でどのような取組ができるのかということで進めているところです。令和6年3月につくりました区域施策編のほうの実行計画、これは村全体のゼロカーボンビレッジ取組というようなことであります。その中で、今ほど議員からあったような、例えば住宅の省エネの推進、それから資源のリサイクル等々、そういったものを含め、またEV車ですね、そういったものの活用、そういったものも全てこの計画の中では盛り込んでおりますが、村としてはどこから始めたらいいのかというようなことも重要であります。今議員からあったように財源も必要でありますし、財源がなくても身近なところから取り組めるというふうな取組もあります。まず村で行政としてできることをやり、また全体的な、村全体では住民の方、一人一人の意識づくりから始まってどのような取組がまずはできるのか、またそれから発展してお金をかけながらどこまで進めるのかというような部分になってくるのかなと今思っているところです。

そういったことで、村、まずは公共施設の取組を行った上で、特にEV車とかそういった部分については簡単に各個人が導入というのは難しいというような部分もありますので、村の実績等も踏まえながら、こういった取組を皆さんやっていくのが望ましいんじゃないかという部分をきちんと明確にしながら、どこから手をつけていくか、またそれにどのぐらいの経費を村としてかけられるのか、かける必要があるのか、そういった部分が煮詰まった段階で基金の創設なりそういった部分をきちんと進めて、ゼロカーボンビレッジいいたての推進に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

6番（渡邊 計君） 私、先ほどペレットストーブとか薪ストーブ、話をしましたけれども、現在、飯館の木材でそういうペレット及びまきを使うことは不可能であると。燃やしますと重量が200分の1になるということは線量も200倍になるということでもありますので、即座にペレットを使うのは難しいし、村のほうでもペレットを作るためのそういう、材料作りをするということをうたっているわけでもありますけれども、ちょっと時間がかかるのかなと思うわけでもあります。

ただ、電気自動車、これに関してはすぐにできることであります。アメリカからの電気自動車とか入っていますけれども、日本の車の場合、トヨタ、日産、これが先行して今やっておりますけれども、これ調べたところ最近、国の補助89万円、県から20万円、そして地方自治体で5万円ずつ支援するということになると、車を買うとき約110万円からの金額が削減される。これトヨタ、日産の場合、車は300万円から600万円くらいの値段の間なんですよね。300万円の車でも600万円の車でも補助率一緒ということでもありますけれども、今回ホンダが出す車は軽自動車でありますが大体定価270万円。軽のために国の補助率が57万4,000円。県のほうがこれ変わるかどうか分かんないんですが、調べたところ別に書いていないんで、そうすると77万円、村で5万円出して80万円から引ければ

200万円を切る。最近の軽自動車200万円を超えるのがばんばん出ています。私の年代の感覚でいうと軽自動車って100万円ぐらいまでが軽自動車だよねというのが感覚なんですけれども、自動車も上がってきた。

ゼロカーボンが村が推進していくのであれば、まず真っ先に取り組めるのが、この自動車に対しての補助金、そして蓄電池関係、V2H、災害のとき逆に電気を流して5日間使えと。そういうことへの補助を最優先してやっていくべきじゃないかな。もうこれ、村長、令和4年3月にゼロカーボン宣言しているわけですよね。3月14日、どういうわけか村長の誕生日の日だね。であるんで、もう令和4年にやって、今、令和7年でありますから、1つ、2つは実行に移していきませんか。まず早速やっていける車の補助金、これをまず実行していきたいなとは思っているわけですが、先ほど課長からは今後いろいろ煮詰めてというわけでありましたが、これゼロカーボンビレッジ宣言した村長はどのようにお考えですか。

村長（杉岡 誠君） 今EV車の件ですね、特化してご質問を賜りましたので私の私見というか、いろいろとあれですが、カーボン収支という言葉があるかと思いますが、蓄電池とか電池関係は、ある意味で非常に有用なものでありつつも、二酸化炭素等の排出について製造過程とか、あるいは廃棄過程まで含めると果たしてニュートラル状態になっているのかという疑義があるかに私としては、いろいろと情報を見ると認識をしているところがあります。ただ片や、自動車利用だけでなく災害時の利用とか多目的に使えるというような一石二鳥、三鳥という部分があれば、それは非常に有用だなというふうに考えるところもあります。

実際、震災のときに、ガソリンの供給が途絶えてしまったときに、あるいは避難者のほうに優先してガソリンを供給した際に、飯舘村役場で1台だけ実は電気自動車がありまして、三菱だったと思いますが、その電気自動車では実は各小学校に情報伝達に回ったり、村内の線量調査を一時的にさせていただいたりというのを私自身記憶にありますので、災害時なんかは電気自動車というのは、ある意味バッテリーを持っているということは非常に有用だなという考えはあります。

ただこれを全世帯に、例えば普及しようというふうに考えたときには、今課長申し上げたとおり、お金というよりはそれによる効果というものをしっかりちょっと検討しなければならないんだと。国・県が推しているんだから村もそれに乗ったらいんじゃないかということではなくて、村は村としてすべきことがあるだろうなというふうに思います。例えば村内に目を向けると、村内1,500人の居住者がいる中で1,000人以上が高齢者で、免許返上の件も以前、議員からおたしありましたが、そういった状況の中で生活支援ワゴンで足の確保をしておりますけれども、そういったところにEVとかを導入していくとかですね。全体の足の利用のところにも考えなければならないだろう、村の中の方がほとんどもう自動車を使えない状況がもし来ってしまった場合、もっと地域内交通をつくらなきゃならないんじゃないか、そんなことも考えながら全体を検討する必要があるかと思いますが、趣旨としては非常に私理解するところがありますが、もう少し検討させていただいた上で、資金とか基金とかということについては煮詰まった

時点でということで課長答弁しましたが、そのような形でご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 今、村長から全世帯なんて話が出ましたが、これ、E V 車、電気自動車って平らなところを走るには電気を食わない。夏の冷房、エアコンはかけても、そう燃費が下がることはない。ただし、ガソリン車と違って熱源がないので、冬の暖房を使うとメーカーが言っている距離数の半分ぐらいしか走らないでしょうと。熱源をつくるために電気を使うとなると、みんながみんな買うわけじゃない。

そして、今、村長から、震災当時、三菱の電気自動車があった。これは、我々、私たちも議員になる前に分かっていますし、あんまり、最初の頃の電気自動車福島まで行くと飯舘まで帰ってこられないと。川俣の坂を上ってこられないんだというお話も聞きました。ほとんど使わないような状態であったと思うんですが、それを考えると全面的に利用は難しい。ただ、自動車屋さんと話をすると、セカンドカーとして近くを走ったり、そういう面には非常に便利なものであると。坂道や長距離を走るものではないというお話も伺っていますので、全員が全員、電気自動車になんかしませんが、恐らくね。

ぜひゼロカーボンの足がかりとして、こういう補助事業、それからストーブ、ペレットストーブなどの補助、そして、移住してきている方々にはリフォームの補助が出ておりますが、それとは別にこの蓄電池の補助とかをやっぱり出していって、ゼロカーボンに向かっているんだという姿を見せていかないと、これはあくまで書類上だけのゼロカーボンになっちゃうんですよ。これ6次総始まって、今回の7次総にも全部のっかってきているわけでしょ。そういうことになると、やっぱり足がかりとしてまずやりやすいのは、この自動車関係の、それから家に対しての補助金じゃないかな。特に蓄電池なんていうと、五、六年前だと120万円ぐらいしたんですか。今は60万円ぐらいでセールス一生懸命歩ってますけれども、大分供給も増えた、需要が増えたということで値段も下がってきているのかなと思いますので、ぜひ村民のために。村のためって言いません、私。村民のためにやっていただきたいなと思っております。

では次、2-2の農業・工業のバイオマス発電の廃熱の利用について方向性をお伺いしたわけでありまして、これ今、蔵平の木質バイオマスが稼働して約1年、途中3か月ほど火災のため止まっておりましたけれども、今のところ順調に動いているみたいであります。

そこで、木質バイオマスが始まる時に以前に質問したかと思うんですが、熱移動によるエネルギーの利用。これをぜひやっていただきたいなということで以前に質問していると思います。現在、答弁によりますと、蔵平地区にトマトの栽培工場、これ恐らくハウスとかでやると思うんですが、この熱移動に関して今の法律だと配管による道路またぎができないと。じゃあ、道路の下を通すと、これも駄目だということがあって、これ震災特区で許可していただけますか。許可いただければ、今回トマトを作るバイオマス発電所の南西側というんですか、西側というんですか、そこに造る計画でしょうけれども、その反対側の風兼地区に関してのほうが面積的に広いんですよね、いろいろね。

そういうこともありますし、ぜひこの熱移動、これを実現させていただきたい。

飯館の場合、花卉栽培の事業者、夏は飯館、まあまあちょうどいいくらいかな、ちょっと暑いくらいの気候なんでありましてけれども、冬の寒さで結構な石油での暖房に金がかかっていると。もうこれバイオマスで、ハスクレイ及びゼオライト。最初ハスクレイだけだと思ったんですがゼオライトのほうが長く持つというお話を伺ってきているわけでありましてけれども、この熱移動ね、もう実際、試験的というか、去年、おとしでしたか、今教育課長の三瓶課長がいるときに一緒に日野市、羽村市のほうを伺って、あのときはプールの温水化のために使っていた。でも、それからもう三、四年たっているということは、どんどん進化していて、今現在、高砂冷熱がTDKの工場での廃熱利用を行っている。会社内で熱を動かすわけですからそんなに距離は走らないんですが、5%ほどの燃料費が浮いてきたと。

そういうことで、まずぜひ熱移動。農業と、それから公共施設の空調、これに向けてハスクレイを、ハスクレイというか熱移動ね、ハスクレイにしろ、ゼオライトにしろ、ぜひやっていただきたいなと思うんですが、これ何か全然音沙汰ないんですよ。私からすれば、今回、道の駅に特命課長行っておりますが、兼用でまたやらせればいいんじゃないかなと。道の駅だけじゃなくて、空いた時間に今からどんどんどんどんこういうことを勉強して、高砂冷熱やそういうところと提携して。

この高砂冷熱、いろいろやっておりますけれども、この、やった中の会社ですよ。東京電力エナジーパートナー株式会社が入っているんですよ。だったらこれ、東京電力、放射能をまいて全村避難になったり、えらい迷惑かった。それから蕨平の焼却炉もそうですよね。一番上に東京電力、そして4社あって一番下には東京電力の100%子会社の名を連ねているわけですよ。だったら東京電力にこういうことをやりたいんだ、村がと。あんたたちのところに東京電力エナジーパートナーがあるでしょうと、ぜひ協力して一緒にやりませんか。そういうことを持って行って、このゼロカーボンと併せて、あそこの廃熱を有効利用していただきたいなと思うわけでありまして、行政の考えというより村長の考えになるんでしょうが伺います。

村長（杉岡 誠君） 最後ご質問いただいた部分から先にお答えしますが、飯館バイオパートナーズのほうの飯館みらい発電所の廃熱利用については、昨年中だったかな、改めて村のほうから私自身が廃熱利用について協力をするようにということで要請書をお渡ししておりますし、広報のほうにもたしか載っていたかと思しますので、そういった形で村としてはきちっと飯館バイオパートナーズを誘致といいますか、国の事業まで使ってあそこに整備した理由というのは、一つには未来志向型農業という部分ほか、波及効果として村内全域に熱利用というものが波及できるんじゃないかという考えの下に誘致した部分ありますので、それについての改めての協力要請はさせていただいているところです。

それから、ハスクレイという具体的なお名前出ましたが、この件に関しては産総研さんのほうからお話をいただいている、あるいはF-REIとの連携の中でそういった研究テーマの中でできるんじゃないかということがありますが、これ実は村も入ってい

るところがありますが、なかなかその研究としての採択が難しかったり、いろんなことで少し進んでいないところがあるかには聞いております。ですので、少し村としてもどういう状況ですかということを聞き取りをしながら、おっしゃるとおり、やはり熱利用という部分が進むような社会構成を考えていきたいなというふうに思っています。

1点あるのは、熱利用については配管でそのまま直接熱を移動をさせていく方法と、ハスクレイというような物質を使って熱運搬という方法、両方あるようでありますので、直接熱利用については今トマト工場のほうで考えているという部分がありますし、熱運搬のほうは、そのハスクレイのような物質を使ったものでありますので、そちら両方、用途を考えていきたいというふうに思っています。

あともう一つ、非常に大事なものは、多分、全国的にこの熱利用がうまくいっているのは、恒常的に止めずにずっと熱利用がされるような場所を造ることが大事だと思います。工場であったり住宅であったり、あるいはデパートであったりというような熱源を切らさないで使えるものがないと、熱というのは一回一回切っていくと非常に効率が悪いという部分がありますので、多分、トマト工場をはじめ、幾つかの熱を恒常的に使うような場所を同時に造りながら、その派生といいますか、余剰の部分が一般家庭でも使えたり、一般農業でも使えるようなということが想定されるかなというふうに思いますので、さらに担当課も含めて勉強させていただいて、いろんな要請活動につなげていきたいなというふうに思っているところです。

以上になります。

6 番（渡邊 計君） これハスクレイとかゼオライトで移動しますと、要は、お菓子の乾燥材と一緒にすよね。ぬらしてやる、湿った空気を送ってやると発熱する。ただ、そうすると湿った空気しか出ないのかなと思ったら乾燥した空気も出ると。そういうことでありますので、今村長のほうから熱源の継続ということがあったんですが、私、議員になってすぐの頃、北海道にバイオマス木材とかそういうものについて研修に行ったときに、北海道のある町で、住宅8戸かな。そのところにやっぱり地域で出たおがくず、そういうものを常に入れて、その8軒はもう常に空調及びお湯、1年中使えると。あとは、熱交換器を設置すれば夏のエアコンと冷却もできるということも可能ですのでね。ただそのとき説明してくれた向こうの職員さんが、これいいことだと思ってすぐ道路向かいに家を建てたら道路またぎができないと言われて、もうえらい目に遭ったと。たしかそのとき、今の健康福祉課長と村長もいらしたような気がするんですけども。それとも途中で合流したか、何か旭川で夜一緒に食事した覚えあるんですけども、今ふっと今言われたんで思い出したんですけどもね。

そういうことで村長、まず公共施設の空調、それから村営住宅、そしてあとは、使えるのであれば冬の花弁栽培、そういうところに、一番の問題は、運ぶのは簡単だと思うんです。その熱をコントロールする、それをぜひ確立すればどんどんどんどん広がっていく熱エネルギーであると思うんですが、もうそういう考えは私持っているんですが、そういうことでもう一度村長のお考えをお聞きしたい。

村長（杉岡 誠君） 多分、北海道の議員の皆様の研修の際、私、別働隊で行っておりました

が、栗山町にいましたが途中から合流させていただいて、下川村という名前だったかと思いますが一緒に研修させていただいた覚えがあります。

あちらのほうは、木材のかなりの利用をしていて、例えばガードレールも、何ていうんですか、間伐材を圧縮したものを使いながら、あるいはそこから出てきたタール類についてもいろんなものに利用していると。あるいは集成材がこれから大事だということで集成材も先駆的にやりつつ、木質にこだわったその住宅に多分端材として出てきたものをチップにしながら熱供給をして、冬の間、北海道寒いのでということで相当な利用をしているというのを見てきた記憶がございます。

村でも、震災前に前総振の中でいち早く特老のほうにそういうチップボイラーは入っておりますが、海外製だったということもあったり、あるいはちょっと稼働率の問題もあって、あれだけ入所者がいても、なかなか全体的に回せなかったというちょっと経過があるようです。今は技術の向上がありますので、ボイラーも随分性能が違いますし、国産化もされておりますので、ちょっと新しい技術とか新しい知見をもう少し議員と同じように勉強させていただいて、どういうところであればその熱利用が非常に有用なのか、あるいはそういうところが、例えば企業誘致、先ほど花井議員のご質問にありましたが、そういうことを一つの企業誘致のトップセールスの中でPRしながら、こういう熱利用ができますよというようなことも企業誘致につなげることができるかもしれませんので、勉強させていただきたいと思うところであります。

以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午後0時00分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後1時10分）

村長（杉岡 誠君） 午前中の渡邊 計議員のご質問に対する答弁として、研修先、北海道の「下川村」と言ってしまいましたが、正確には「下川町」でありました。平成26年度に、議会の皆様の研修、あと村側の研修ということで、一緒に先進地視察研修ということで受け入れていただいた自治体でありますので、ちょっとお名前を間違えたことをおわび申し上げ訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（高橋孝雄君） 6番 渡邊 計君の発言を許します。

6番（渡邊 計君） ゼロカーボンに向けて、第4章の一番最後に住宅等への省エネルギー設備、次世代自動車等の設置促進と、あと脱炭素型の住宅の整備とか、そういうことをうたっていますのでね。ぜひ、このゼロカーボンを成し遂げるために、まず基金、お金がないと動きませんので、ぜひ基金をつくっていただいて動けるように、できるだけ早急に動けるようにしていただきたいと思うところであります。

次、2-3、風力発電・太陽光発電の方向性と見通しについて何うという質問をしているわけですが、今現在、東急不動産による26基の風力発電計画がありますが、一番

問題になってくるのはやっぱり近隣に住む住民が騒音及び低周波、特に低周波というのがこれ本当に感じる人、感じない人それぞれ違う。医者もこれ証明できないと。これは難しい話でありまして、これをどういうふうな形でやっていくかと。

これ、今年度中あたりにか、来年度早々、東急不動産は3期目に入っちゃうと思うんですよね。そこに入るとなかなか難しい問題も出てきますので、やるやらないというのがこれ、いいたて美しい村づくり推進条例という中にも村長の決断ということになっているわけですけども、この風力発電、それから太陽光発電、これに関しまして、いいたて美しい村づくり推進条例、これは「日本で最も美しい村」連合に参加しているわけでありすけれども、その中で、目的として「村民がこれまで営んできた農山村らしい佇まいや、長い歴史の中で先人が育んできた美しい風景は、村民共通の財産である景観として、豊かな自然に囲まれた暮らしとともに将来に渡って大切にしていくなすべきものである。この条例は、本村の景観の保全、向上及び活用を図ること並びに自然環境に配慮した村づくり等について基本的な事項を定めることにより、魅力に満ちあふれた美しい村づくりを推進することを目的とする」とあるわけですが、この太陽光発電はそばに行かないと見えないわけですが、風力発電ってのはるか遠くから見えると。特に今回、目標、設置しようとしているものは大火山と同じような最大級の一番高さのあるやつでありますけれども、これに関して「日本で最も美しい村」連合に参加して、そして、いいたて美しい村づくり推進条例がある中で、この太陽光発電に関して村長は推進すべきか、あるいは、とどまるべきか、どういう考えを持っていらっしゃるのかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問は太陽光発電のみならず風力発電もということで承らせていただきますが、再生可能エネルギーそのものを是と非ということで私は申し上げておりませんで、ゼロカーボンビレッジいいたて宣言の中で、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーには行政としても取り組んでいくということを申し上げていますので、条件付ということがまず前提でございます。

それから、他の議員にも一般質問にもあるようですけども、住民福祉の向上というものはどういうものなのかという議論は様々なものがありまして、これは村側が、例えばこれだけが住民福祉の向上なんだというのではなくて、やはり住民の皆様の声を聞きながら、そういうことであれば、例えば景観との相殺ということがあるかもしれません、景観が一定程度変わったとしてもするものがあるのかもしれないし、あるいは景観を絶対に守りたいという場所もあるかもしれない。そういうことをしっかりと、てんびんにかけるという言い方がおかしいのかもしれませんが、ある意味その価値観ですね、それぞれの価値観というものであったり、実際、将来にわたって私たちの村民生活、今の現役世代もありますし、次世代もありますし、まだ見ぬ子や孫ということもありますので、そういう世代のことも考えながら、そのときそのときの必要な判断、適正な判断をしたいというふうに考えているところです。ですので、単純に太陽光だからいいとか悪いとか、風力だからいいとか悪いとかということをお自身が今この段階で決めているわけではないということは申し上げたいと思います。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） この美しい村条例にも住民の福祉ということは書いてありますが、結局、太陽光発電が建ったとして、建つ場所というのはほとんどが今のところ国有地であると。あと固定資産税が非常に安いと。ただ償却資産税ですか。それが、東急不動産の説明でいくと初年度1億7,000万円と言ったかな。でもこれ年々下がっていくわけで、それを全て社会福祉に使うのか。

また、私たちも先月、青森のほうに風力発電研修に行ってきました。その中で目立つのが、やっぱり電力会社が寄附金として5,000万円とか、あるいは大きいところで1億円とか毎年出してくれていると。そういうものがあるからある程度認められるのであって、そういうものがなく、ただ税金だけでは、本当に景観と福祉とてんびんにかけた場合どうなるのかと、非常に難しい問題だと思います。

そこで、今後、もし建つ場合には、村と東急不動産が契約書を交わすと。ただその条件とかいろいろに関して、まず基礎が、条件に対しての基礎ができた段階で私は議会に相談していただきたいなと。村長の一任で決められると書いてありますけれども、実際、今、八木沢に建っているものに関して、あのとき議会に持ってこられたときは、村長及び八木沢地区の区長さんの判こが押してあるものを持ってこられた。そこまで行った書類を持ってこられても、議会側は反対も何もできないんですよ。まず判こを押す前の条件を、それをきっちり議会側と相談していただきたいなと、今後に関してはそう思うところではありますが、村長いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、具体的なちょっと固有名詞も出ましたので、東急不動産の風力発電という話がありましたので、その件に関してのご質問かなというふうに受け取らせていただきましたが、いろいろなですね、途中、これから必要なことを全てショートカットして、いきなり契約とか立地協定とかということは今考えているわけではありませんので、まず行政側も住民の方々と一緒に勉強する機会を設けなきゃいけないという、ちょっと考えもありますので、まず勉強会を開いたりしながら、いわゆるその立地に関係する行政区とか周辺住民の方だけではなくて、村全体の中でいろんな方々が情報を得て、自分の考えを持ったり、あるいは質問ができたり、それに対する回答を得たりという場をまず設けたいというふうに考えております。

それと同時並行で、いろいろな環境アセスメントの評価等がありますので、そういったものも今まで議会の中でですね、単にその縦覧だけではどうなのかという話もありましたので、そういったことも、例えば事業者さんから説明してもらうような場を設けるようなことも考えながらこの先を考えていきたいと思いますので、いきなりその今立地協定をしましょうとか何かを考えているわけではありませんので、その点はまずご答弁申し上げておきたいと思います。

それから、一般論としていろんな、これから企業誘致をさらに進めていく中で、立地協定というものは、それは当然村側としてはできるだけしたいと思っています。本当は立地協定がなくても企業さんというのは参入してくることができるんでしょうけれども、やはり行政側として、さきの花井議員の質問にもあったように、行政側の課題を解決とか地域の課題解決とか、あるいは地域貢献ということをぜひ求めたいというのがありますので、



そういう共通の価値観を持つ企業さんとは、そこを確認し合う立地協定はしたいなというふうに思っています。それ以外の、プラスアルファの村への寄附とかどうのこうのというふうになると、それは予算関係になりますので、これは議会のほうにある程度お話をしないとできないことでありますから、ちょっと立地協定という趣旨の部分と、予算とか議会の議決に関する部分はちょっと分けてさせていただきたいと思います。

立地協定に関しては、これまでもそうですが村側で責任を持ってやらせていただいて、同じ方向性を向くための確認書でありますけれども、場合によっては、それがうまくいかないときにはこうしようというようなことも含めて確認するものでありますので、それは行政側に任せていただきたいなというふうに思うところであります。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 今回の計画、立地に直接関わる行政区が 6 行政区という説明が向こうの会社からあるわけですが、ただ、私、最初にこの話を聞いたときに、一番頭にきたというのが、川俣の山木屋で風力発電の話があるんで来ないかと川俣の議員さんに誘われて行ったところ、名目が飯舘村風力発電事業という名目だったんですね。え、飯舘村なのに何で川俣、先やるんだと。あと、今村長言ったように環境アセスとかそういうところでの縦覧場所、飯舘は飯舘村役場 1 か所しかありませんでした。川俣町は山木屋、それから川俣町、あと公民館、4 か所ぐらい川俣町の縦覧できる場所があったのかな。なぜ飯舘に設置するのに飯舘が 1 か所で川俣が 4 か所なんだと。そういう話あったので、もう最初からちょっとかちんときたわけではありますが、問題は、地域住民あるいは近隣住民にも聞いていますが、今のところ絶対反対だという人間と、いや、帰るつもりねえから俺はいいやという話と、まるっきり 2 つに分かれているのかな。

それで、今回恐らく建つのが国有林なんですが、青森に研修に行った場合、青森は農地に建っているんですね。平らなところの農地に、海が近いということで風も吹きやすいんでしょうけれども農地に建っているということで、結局そこに建てさせる土地所有者は、その分、賃貸でお金をもらっている。どのくらいもらっているのか聞いたところ、はっきりは申しませんでしたけれども結構もらっているのかなという感じは受けてきました。ただその中で、やっぱり本当に先ほど言ったように寄附金が結構上がっていて、それで地域の活性化につないでいるということはほとんどありましたけれども、ただ六ヶ所村に行ったときに、1 人の議員さんが道路のすぐ脇に立っているんだよねと、そういうのが二、三本あるんだと。少なくとも倒壊しても道路まで届かないようなところに建てるべきじゃないかと、飯舘村さんがやるんだったらそういう形にすべきじゃないかという、ありがたいお言葉をいただけてきましたけれども。

ですから、私も今ははっきり言って東急さんといろいろ下交渉しております。村にもっと金を出せとやっておりますけれども、F I T 価格が 14 円何十銭、15 円までいかないという中でかなり安いみたいで、その中でどうやっていくかと。ただ、村としては、やっぱり環境保全、ただそれに間に合うだけの東急さんのほうでの寄附金とかいろいろ出していただけるなら話合いのまないたに上がるのかなと。私はそういう考えでおりますけれども、一番は本当に環境問題。これが「日本で最も美しい村」連合に参加していて条例をつ

くっている村の中で、環境を取るのか、それとも、それによる税金収入を見越して福祉を取るのか、本当に非常に難しいてんびんのかけ方だと思いますが、もう一度伺うけれども、はっきり言って村長はどちらを取るおつもりでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 一般論として申し上げます。固有名詞のある固有の事業ではなくて一般論として申し上げますが、最初のご答弁で申し上げましたが、これまでの再生可能エネルギー事業の中に太陽光とかいろいろとありますが、そちらの事業については基本的には村への寄附ということで金銭的な地域貢献が全てと言っても過言ではありませんが、これからの再生可能エネルギーについては、まず住民の理解というのは当然必要ですが、住民や地域、村と連携し、住民福祉の向上のために一緒になって取り組んでいく企業であるのかどうかというのが非常に大事だなというふうに考えております。

たまに来て、メンテナンスのときだけ来て、知らない事業者がやっているということではなくて、やはりそこに立地をするということであれば、地域の課題というのは今の課題もあれば将来の課題もあるわけですから、そういうものを一緒になって解決していきましようというような、そういう趣旨の会社さんがいれば、村としてもそれは住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーなのかなというふうに考えるところがありますが、単なるお金だけとなるとそれはちょっと違うんじゃないかなというふうに考えますので、その辺が村でいうゼロカーボンビレッジいいたて宣言に申し上げました住民福祉の向上に資するという、それは独自の、実はある意味でハードルの高い条件だというふうに考えているところであります。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 非常に難しい問題だと思うんですが、ただ、今年の春でしたか、説明会があった。そのときは、午前中、私と飯畑議員、あと夕方は飯畑議員と横山議員が参加したのかな。それで、住民からは、午前中4人、夕方3人でしたか。7人しか参加していないんですよ。そのときの説明する向こうの相手が高飛車な相手で、今回、その人じゃなく別な人に切り替わったみたいですけども、もう、これ村主導で説明会、勉強会をきっちりやって、その上で、プラス面がどういうものがあってマイナス面がどういうものがあるか、そういうことをきっちり住民と決めて話し合って決めるのが筋ですし、東急不動産とか向こうの会社側が幾ら開いても人が集まんない。去年及び今年、地域の総会の席に来て説明したいということで説明いただいているんですが、僅か10分の時間では説明し切れないし、あと住民からも質問が1つ2つ上がるだけで、やっぱり風力発電に対しての勉強不足というのがあると思うんですよね。

影響がどういうもの、影響が出るかとか、それ、ぜひ村主体できっちりとした話合いの場をつくって、その上で、これから出てくる企業さん、まだまだ出てくるかと思います。飯舘から葛尾にかけて600基造りたいという計画ですので、もうとんでもない、本当に。野手上山、あそこも福島で百名山に選ばれている。あそこに上がって見ると、南側を見ると、もう風力が26基見えるわけですから、それが葛尾まで600基といったらとんでもない数の風力しか見えなくなってくる。どっちにしても一応20年計画ですのでね。青森でも20年たっても使えるものということで延長しているみたいでありますけれども、そ

ういうことに対して、ぜひ早くから勉強会を開いていただきたいと思うわけですが、この勉強会が立地行政区6区に限るのか、ほかの14区合わせて20行政区全部で勉強会をするのか、そしていつ頃からこれ勉強会をやるのか、これは早くしないと間に合わない話ですので、向こう、企業の第3節目に入っちゃうと、そこで止めると向こうからの賠償という話もありますんで、できるだけ早い段階で勉強会をやっていただきたいと思うんですが、その目安はいつ頃からどんな方法でやっていただけますか。

村長（杉岡 誠君） やはり常々、具体的な話をされているようですが、一般論として申し上げますが、まず村を取り巻く風力系の話については情報収集に努めておりますが、ちょっと村のほうで600基という話はちょっと聞いたことがありませんので、それは把握をしていない。村を含む周辺についても情報収集しておりますが、それはちょっとお話としては聞いておりませんので、そこについては何もお答えすることができないということではご了承くださいたいと思います。

それから、勉強会の件については先ほど私のほうから言及いたしましたが、やはり村としても、関係行政区だけでなく20行政区ですね、あるいは村外にお住まいの方も含めて、皆様が広く風力を含めて再生可能エネルギー、あるいは住民福祉の向上に資するという部分について、こういうことだったら住民福祉の向上に資するんじゃないか、自分たちこういう課題を持っているんだけど、そういうの解決にならないのかとかですね、そういう意見もいただきながら、あるいはご批判ということもあると思いますけれども、いろんな意見をいただく場を村主導で設けたいというふうに考えております。

多分ですね、来月か、来月ぐらいを想定して今ちょっと担当のほうで準備させている部分がありますので、それはある事業者のある事業を勉強するという意味ではなくて、やはり広くちょっと、まず再生可能エネルギーの一般論的な部分を、知見というものだったりというのを学びながら、場合によってはどっかの事業者を連れてくることもあるかと思っておりますけれども、そんな形の村主導の広い勉強会を開催したいというふうに考えているところであります。

以上です。

6 番（渡邊 計君） ここでちょっと風力の話をしていますので、ちょっと議題外になるかどうか怪しいところなんですけど、私12月にも風力発電のことにに関して川俣の住民と村はどうなったんだという質問をしたと思うんですが、そのときは間もなく解決すると。去年、9月でしたかね、どちらかでやっているんですが、風力に関しての今、川俣の問題はどういう結論になったかお聞かせいただけますか。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午後1時33分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後1時35分）

副村長（中川喜昭君） 川俣の件ということでありますが、昨日ですね、いいたてまでいな再

エネの株主総会がありまして、その際に会社のほうから報告いただきまして、まだ和解はしていないと、和解といたしますか、相手が了解をしていない状況でまだあるという報告は受けております。

以上です。

6 番（渡邊 計君） では、次に 3 番目の物価高騰について質問いたします。

私は村独自の物価高騰対策に関して伺いましたわけでありますけれども、答弁によりますと、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して令和 5 年度及び本年 2 月に生活応援商品券というものを配ったと。これ 1 人 5,000 円ですね。でも、川俣町は町が 5,000 円出して 1 万円の商品券を配っております。

結局、私は村独自の施策に対して方向性と見通しについて伺っているわけですが、これ、終わったことの、それも国から来たお金のことで話を出して答弁が返ってきているわけですが、今後、村独自でこの物価高騰対策、要は、3 年前までやったプレミアム付商品券、そういうものをやる考えはあるのかどうか。そして、あるならば、新たにできたハシドラッグでも使えるようなことをすれば、ハシドラッグの売上げなどでも上がっていいのかなと。ハシドラッグ等の社長さんとお話したときに、飯舘店においてはもうかるとは考えていないと、いかに赤字を抑えるかだと。そういう話をしていますので、だったら、こっちも売上げが上がるような協力をしていかなきゃいけないんじゃないかと、行政としても。私はそう思うんで、今後のこの物価高騰対策、やるつもりはあるのか、ないのか、村独自のですよ。お答え願います。

産業振興課長（松下貴雄君） 今の質問であります、今のところ村のほうでは独自でという考えは持ってございません。よって、国・県の動向を注視していきたいと思っております。

6 番（渡邊 計君） 村そのものにお金がないのなら私言いませんよね。財政調整基金含め、今、村の水田事業とかそういうのを含めて 170 億円の基金があるわけですね。水田のほうで 60 億円ぐらい持っていていかれて財政調整基金が約 37 億円ぐらいあって、100 億円削ったにしても 70 億円の基金があるんですよ、いろんな。そして去年、東京電力から村の建物、土地の賠償として 16 億円もらっていると。

前にも言いましたが、村の土地、建物というのは行政の財産じゃないですよ。村民の財産です。私はそう思っています。であるならば、東電から頂いた 16 億円、これの 3 分の 1 でも 5 億円。こういうものを、今のこの物価高騰対策に使うべきじゃないかと。飯舘で働いてくれている会社、菊池、あるいはハヤシ、そして、あとは飯舘村役場職員もそうです。ほとんど約 8 割が村外から通ってきている。私はそう思っています。村のほうで何割と捉えているか分かりませんが。この物価高騰の折、ようやくガソリンが 10 円ぐらい下がって 180 円が 170 円まで下がっておりますけれども、大変だと思います、通勤費。そして飯舘の場合は 3 年に 1 回くらいはスタッドレスタイヤに買い換えなきゃいけないと。みんな通勤距離が長いので減るのも早いと。ですから、前のプレミアムやったときはみんなタイヤや自動車の車検やガソリン代、みんな喜んでまして、今住民からも「なぜプレミアムやってくれないんだ」と、そういう声を私聞いております。「ぜひ

やっていただきたい」と。「お金ないの」「いや、村にお金ありますよ」「じゃ、何でやってくんないの」と。今やんなかったら、何のための基金ですか。今これだけ物価が上がって、今米だけが騒がれていますが、私は米だけじゃないと思います。ガソリンやいろんな物価が上がっている。今こそ村の潤沢な資金を使って、村民のために物価高騰対策をすべきだと私は思うんですが、先ほど課長からは、今のところやる計画はないと。村長も同じお考えですか。

村長（杉岡 誠君） 本年2月に生活応援商品券事業ということで商工会のほうに委託しているものが、今年8月末までですか、ということとなっておりますので、まずはそちらのほうをお使いいただくということが先決かというふうに思います。住所の転送届ができていなくて届かない方もいるというふうに聞いておりますので、ちょっと担当のほうでそちらのほうも丁寧に今対応しながらやっているところでもありますので、今現在においては検討していないということで回答させていただいたところです。

国・県の動向というのは非常に大きなものがありまして、そういったものを踏まえながらやっていかなきゃならないなというふうに思っていますし、今般、基金条例ということで別途上程させていただいておりますけれども、そういった形で村内のもともとの商工事業者の方々の支援策というものを出しながら、そういった形で全体で景気が、会社さんがそもそも働く場所が非常に不景気になってくると、働く方々、さらに厳しくなりますので、そういったところの支援も考えながらということで全体を考えているというところです。

生活応援に関しては、やるやらないという、いつもお話になりますけれども、私としては全体を見させていただいておりますので、固定費としてかかっている、村としてどうしても必要な部分の経費というものが年間どれぐらいかかるのかということを含めて今回予算にも上げておりますが、長期の財政シミュレーションをすることで皆様にもそういうことをお示ししながら、これからのそういった基金の使用についても様々皆様と協議をしていって、あるいはお諮りしていきたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 今村長から長期の財政シミュレーションということがありましたけれども、今この物価高で村民みんな苦しんでいる。村民だけじゃないですよ。日本全国苦しんで、米なんて倍以上に上がっている。ですから、今こそ私はやるべきだと思うんですが、ぜひ今年度中にやっていただくと村長を信じて、私の質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 私は、この定例会において、村民が今日よりあしたへ希望を持って見通しある生活をしていけるように、8項目22点について質問、提案するものであります。

先日、福島復興政策と財政について学ぶ中で、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の飯舘村としての5件、31億5,800万円の補助金額で40人の雇用で、投資額は51億8,000万円の数値。これは国のデータ、平成28年から令和5年度までの分でありますけれども、

その中での話を聞いて学んでいる中で、私は誰のための復興なのか見直しが必要ではないか、非常に国・県や加害者グループからの画一的な企業誘致でなく、被災地域の実情に合わせた復興の在り方、財政措置が重要であるというふうに学んできました。

最近驚くべき事案が村内で発生しています。元村長時代に、放射性物質の生活の中での安全性のような資料が、内容としては、うそとごまかしで、飯舘村の実態等を無視したものであります。これは、環境省から学校に教育委員会系統関わりに配られたものであります。ところが、このたびは、自衛隊を利用しての北朝鮮やロシア、中国を挙げ、平和を守るにはアメリカと一緒に攻撃するなどを掲げた資料が学校などに配布され、図書や機会あるたびに活用願いたいというふうに防衛省から学校に送付されているのであります。

子供ある村民や、子供に関わる教育委員会、学校、PTAなどからの要望もない中での国の勝手な軍事化、戦争する国づくりのやり方に断固抗議するとともに、村教育委員会にも、原発事故を起こした加害者の言いなりよりも安心安全な平和な社会実現となる行政執行を強く求めます。

この定例会の初日に現地視察しましたが、村民の水の水源地である滝下地内の土砂運搬の実態は、私は、この14年間発信している放射性物質に関する自然界になかった毒物が空からまかれた実態、それを取り除く除染も村全面積の約84%は実行されないまま、原発事故のときのまま現地に置かれている状況にあります。その実態や真実を14年間ずっと継続し、実態、真実を全国に発信している者として、そんな中でのこのたびの事業執行を見て、これでは、学び情報を知る方々は、村に帰還することは考えさせられてしまいます。

なぜ村の水源地の上に河川や工事関係で上がった土砂を積むような事業を行ったのか、私はとても理解に苦しんでいるところであります。そもそも水の安心安全の基準は、原発事故前は0.06ベクレルでありました。それが事故を起こしたその後に国が10ベクレル・パー・アワーにし、166倍かの基準アップをしたわけであります。その基準アップをされた、国の都合のよいように基準を変えられたものに合わせた形での事業執行なんかというのは、とても原発事故前の基準からして、とても危険なものだというふうに理解するのが普通の人間の考え方だというふうに思うし、村民が飯舘村に戻って安心安全な生活をする上では当然の権利の求めるものであります。

それでは、質問に入ります。

最初に、行政執行の基本について。

議会で、副村長の件でいろいろありまして、村長に対して問責決議を上げたものであります。そのことについてのその後の対応を伺うものであります。

2点目は、村長の権限事項である人事異動、職員の人事異動の基本方針と決定した経過を伺うものであります。

3つ目には、広報いいたて5月号で示した村の補助制度は、期限や補助額・要件など明確にされていないのでありますが、今後の対応、それをどのように村民へ周知し、村民の保存版的なものにしていくのか伺うものであります。

2項目めは、放射性物質の汚染物と除染について伺います。

放射性物質が全村に放散されてから14年の中で、除染という放射性物質除去と隔離という作業を国を挙げてやられてきましたけれども、汚染物質の現在の状況と今後の処理見通しを伺うものであります。

2つ目は、除染を村民が要望すれば山や畑地など対応してもらえるのか、除染する要件を伺います。

3項目めは、自然界の活用と注意について。

1つ、豊かな自然環境が駄目にされてから14年となるが、現在において活用可能となったものを伺います。

2つに、自然から採取して食生活で生かせる基準、事故前との比較で今後の見通しを伺います。

3つ目には、おいしいと採取して食べると体への影響はどのようになるのか伺います。

畑や山林から取る山菜も含め、キノコも含め食べると問題が、採取して売ること駄目だという、再三にわたる村広報はされておりますけれども、じゃあ、それを食べると体にどのように影響するのかは一度も周知されていないように思うものであります。その体への影響はどのようになるのか伺うものであります。

4つには、山の幸を採取して販売すると犯罪となるのか。また、それら実態はこれまであるのか伺うものであります。

4項目めは、村民のコミュニティーづくりについて。

原発事故前と後での村内での組織や活動実態を伺うものであります。

大きい組織では、婦人会とか老人会とか、その他の組織ありましたけれども、その実態を伺うものであります。

2つに、村・区主催の総会・集会・行事での現況と課題を伺うものであります。

村も合わせて出席要請があり、村からの出席意向もあって参加しておられるので、実際の参加人数やら集会の常時の行動を把握されておられると思うので、この点についても伺うものであります。

3つには、村・社協などの関係団体で開催しての成果・課題を伺います。

5項目めは、村全体での土地・財産について伺います。

村としての全体的計画・見通しを伺います。

というのは、村の集落化した農地というのは、全体の面積からすれば限られたものであり、そういう方々が請け負ってやるのには、それなりの条件がなければなかなか請け負ってやれる体制にはなっておりません。そうしますと、残された農地というのは、だんだんと荒廃地になり、将来、再生の道にはつながらないのではないかと、そういう意味も含めて全体的な村全体の見通しを伺うものであります。

2つに、村民の財産への対応であります。かなりあちこちの地区で土地売買や、さらには財産放棄などの話も私も相談を受けておりますけれども、いろいろ村としても聞いておられると思うので、村が把握している実態と対応策などはどのようにされているのか伺うものであります。

6項目めは、双葉地方との連携について。

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会に加入して実施されたことと、当面、飯舘村としてやることを伺うものであります。

2つに、村民にとっての、このことのメリット、デメリット、要求されている村民に対しての報告や内容の周知などはどうされて、見通しはどういうふうにあるというふうに村民に周知されているのか伺うものであります。

3つ目に、地元紙を見ると各町村による方針の違いがあるのは当然であるが、加入しての村の具体的な方針、双葉地方の各町との飯舘村との具体的な方針の違いや一致しているものを含めてお伺いするものであります。

7項目めに、国などの動きについて伺うものであります。

1つは、アメリカによる関税は村内企業や業界などへの影響があるのか、村としての対応を伺う。県としては50億円の予算を取られたそうであります。

2つに、ふるさと住民制度創設が新聞報道されているが、村として活用と施策として何をやるのか、その制度創設が村に及ぼすものは具体的に何なのかを示していただきたい。

8項目め、村民の所得アップと生活について伺います。

1つに、各種補助事業の取組での所得アップとなる村民、年金のみでの所得、各種事業での各自の経営でのアップと、各村民いろいろであるが、村としての生活実態調査や把握の施策が基本となることで村の村民に対してのやるべき施策が生まれる。そのための生活実態調査や把握の必要性をどの程度考え、実態としてやられているのか伺うものであります。

2つに、雇用の場づくりでの所得アップについて伺います。

3つに、所得アップよりも物価高騰など生活支出のアップによる生活支援を当面必要なものであるというふうに国を挙げていろいろ論じられておりますし、このたび、まだきちんと発表はされていませんけれども、参議院選挙目当てにお金を配るような政治の施策もマスコミで報道されておりますけれども、村として物価高騰に対しての村民への生活支出アップに対する村民への支援はどのようなことが考えられ、対応されるのか伺うものであります。

以上、質問いたします。

村民が傍聴なり聞いていて分かるような、「あ、そうなんだ」という自信や希望を持てるような答弁を求めています。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問1－1、議会議決された問責決議への対応についてお答えいたします。

本年、第1回臨時会において議決されました問責決議に対する見解と対応であります、決議で提起ありましたのは、1点目として村政運営における意思疎通不足の反省と、全ての職員と合意できる職場環境づくりと再発防止に向けた改善、2点目として村政の混乱の早期収束と議会・住民の信頼の回復に向けた具体的な行動と認識しております。

まず1点目につきましては、職員全体会を開催し、今後、職員とよく話し合って環境の改善に当たっていくことを申し上げ、改めて本村の復興・振興と、さらには村民の幸せ



のための村政の推進に向け、職員の理解と協力をお願いさせていただきました。また、それらを進めるに当たり、今後の行動によって誠意を示してまいりたいともお話ししたところです。

次に、2点目につきましては、副村長及び教育長の人事について議会にご協議させていただき、早期に任命させていただきました。1点目と同様に、今後の誠意ある行動をもって適切に対処してまいりたいと考えております。

今後も問責いただきました事項を真摯かつ厳粛に受け止め、対話を重視しながら、村民の幸せのための村政運営に邁進してまいりたいと考えております。

続いて、ご質問1－2、人事異動の基本方針と決定経過を伺うについてお答えいたします。

まず初めに、職員の人事につきましては、地方自治体の長の権限として委ねられているものと認識しております。

その上でお答えいたしますが、職員の人事につきましては、円滑な業務の遂行と行政サービスの向上が図られるよう適材・適所に努め配置しております。

次に、ご質問1－3、村の補助制度についての今後の対応についてお答えいたします。

おただしの広報いいたて5月号では、村の主な補助事業について担当課ごとに事業名及び概要を紹介いたしました。

広報での紹介であるため、事業名と概要のみを掲載し、補助要件については個別の採択要件として詳細に説明する必要があるため、担当まで問合せをいただくようご案内をしたところです。

補助事業の補助要件や内容については逐次見直し等がなされているため、より新しく、より正確な情報をお伝えするため、今後も引き続き広報いいたて及びお知らせ版、村ホームページへの掲載や行政区長会議、住民説明会等での周知に努め、村民に寄り添った行政運営に努めてまいります。

続いて2－1、汚染物の現況と処理見通しについてお答えいたします。

おただしの汚染物、つまり除染で出た廃棄物と承知しますが、環境省によると、令和6年度は約13万6,000袋を中間貯蔵施設に搬出しましたが、この搬出により環境省による除染等で発生した廃棄物は全て輸送が完了したとのこと。

今後の処理見通しであります。いずれもため池放射性物質対策で発生したもので、令和7年度については約9,900袋、令和8年度1万810袋、令和9年度5,600袋を予定しており、令和9年度にため池対策を実施した場合は令和10年度に搬出することが予定されるとの報告を受けております。

続きまして2－2、除染を村民（地権者）が要望すれば、山・畑地など対応してもらえるのか、除染する要件についてお答えいたします。

環境省によりますと、生活環境における空間線量率低減のため住居等の近隣の森林で落葉等の堆積有機物の除去等を行うこととしており、除染を行う範囲は、林縁部から20メートル程度の範囲を目安として空間線量率の低減の状況を確認しながら、段階的に落葉、落ち葉等の除去を行うことにより決定するとしているところです。

また、既に村内の畑地などの農地については環境省による除染が終了しているところですが、除染についての相談等があった際は環境省が現地を確認し、対応の方法等を検討するとのこととあります。

続いて、ご質問３－１、豊かな自然環境が駄目にされてから14年となるが、現在において活用可能となったものについてお答えいたします。

村では、令和元年度から令和３年度まで山林資源活用実証業務を実施し、村内産の木材を使用して製炭試験や菌床シイタケの栽培試験を行いました。その結果、木炭では540から1万4,000ベクレル・パー・キログラム、菌床シイタケでは135から1,800ベクレル・パー・キログラムと基準値を大きく超える数値が計測され、村内産木材の木炭利用や菌床利用は当面難しいとの報告がされているところです。

村といたしましては、この結果を受け、濃縮された放射性物質が灰の中に残るおそれがあることから、村内産木材のまき利用はしないことのほか、腐葉土や灰の農業利用をしないこと、山取りのキノコ、山菜は食べないことなどについて、広報、お知らせ版などで定期的に周知しているところです。

続いて、ご質問３－２、自然から採取して食生活で生かせる基準（事故前との比較で）今後の見通しについてと、３－３、おいしいと採取して食べると体への影響はどのようになるのか、並びに３－４、山の幸を採取して販売すると犯罪となるのかについて、関連があるので一括してお答えいたします。

まずご質問の３－２、自然から採取して食生活で生かせる基準（事故前との比較で）今後の見通しについては、国は、事故後、野菜類や肉などの食品の暫定規制値を１キログラム当たり500ベクレルとしました。

現行の基準値は平成24年４月１日から施行されたもので、一般食品は１キログラム当たり100ベクレルが基準値となっているところです。

基準値につきましては世界的に見ても最も低い値となっていること、また県内の食品中の放射性物質の測定もこの基準を採用していることなどから、村においてもこの基準を遵守してきております。

次に、ご質問３－３、おいしいと採取して食べると体への影響はどのようになるのか、ご質問３－４、山の幸を採取して販売すると犯罪となるのかについてであります。厚生労働省食品安全委員会の資料によりますと、体内に入った放射性物質は、放射性物質の性質と排せつなどの体の仕組みによって減少することが確認されているところです。

さらに、出荷や摂取が制限されているものを販売すると、保健所が販売者及び出荷した者へ徹底した調査を実施するとともに、保健所から販売者への販売の自粛要請、出荷した者へは出荷自粛の要請が出されます。

また、販売者や出荷者が意図的にこうした行為を実施した場合、悪質であると認定されると、食品衛生法に基づき、２年以上の懲役または200万円以下の罰金なども課せられる可能性もあり、引き続き販売者や出荷者はじめ全村民への周知徹底に努めてまいります。

次に、ご質問４、村民のコミュニティーづくりについて。

４－１から４－３については関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、東日本大震災前と後での村内での組織や活動実態についてですが、震災・原発事故後も村は20行政区による各種活動を支援しておりますが、規模の縮小や下部組織・関係団体の一部廃止などの動きがあります。

また、子供会育成会連絡協議会や文化協会は活動を休止したほか、活動再開に至らず休止状態の文化関係団体や民俗芸能保存会があります。

一方で、村婦人会は各地区の婦人会が退会する動きがある中で、昨年度からは一般会員を募っての活動を継続しております。

次に、村・区主催の総会・集会・行事の現況等についてですが、協定集落として行政区住民が参加する農政関連事業のほか、住民参加型による除草・支障木伐採・除雪など、コミュニティの維持・向上に直結する事業を実施しているほか、より多くの村民の交流を期してパークゴルフを種目とした行政区対抗の村民スポーツ大会を開催したところ です。

次に、村・社協など関係団体で開催しての成果・課題についてですが、成人式、文化祭、芸能発表会などは、それぞれの関係団体等による実行委員会形式での事業運営をしておりますが、総じて参加人数が減少していることが課題となっております。また行政区における活動状況についても、全体的に参加する年齢層が高くなり、行政区事業の運営が困難な状況にあるとの声も聞いておりますが、みがきあげ計画の協議の中で創意工夫していただきながら、それぞれの行政区に合った取組を続けていただいております。伝統芸能の保存や若者の参集・呼び込みなどに一定の成果があると考えております。

さらに、社会福祉協議会においては、高齢者を中心とした交流の場づくりとして、村の委託で「サポートセンターつながっぺ」を運営しているほか、慣れ親しんだ地区住民の交流を図るための事業や老人クラブ連合会主催でのパークゴルフ大会等の健康増進と交流を目的とした事業を実施していただいております。村民からも大変好評を得るなど、コミュニティの形成、維持につながっているところです。

村としては、行事などについても形を変えながら、また国の補助事業等を活用しながら、継続、再開を促すことで、求める成果を着実に積み上げてまいりたいと考えております。

次に、ご質問5-1及び5-2について関連がありますので一括してお答えいたします。

まず1点目の土地・財産についての村全体の計画や見通しについてであります。村の土地利用計画は、震災前に策定した第5次総合振興計画及び全村避難中に策定した村復興計画（第4版）における地域計画の中で、住民の合意の下、ゾーニングとして行政区が土地利用計画を策定し、それを村の基本計画に位置づけてまいりました。

またその後、東日本大震災に伴う全村避難により住民の間で様々な考えが生じてきており、当時の計画をそのまま生かすことが困難な状況になっております。

一方、農地や牧野については農地法及び農振法の網がかけられ、その利用については一定程度の制限がかけられており、また山林についても保安林や水源涵養林など開発には制限が設けられているところです。

そうした法的規制の中で村の土地はある意味守られてきたと言えますが、避難を契機に財産としての土地を手放したり、従来とは別の活用を模索したいという考えがあると聞

き及んでおり、村に対しても宅地を譲渡したいなどの問合せも数件あったところですが、村では開発等の特定の目的がなければ買収はしないため、これらについてはお断りをしてきたところであります。

村においては、美しい村づくり条例や水源保存地区の指定、産業廃棄物処分場の地区指定などがあり、一部についてはその利用を明確に規制しておりますが、その他の個々の土地については基本的には個人所有のものであります。

その利用については、さきに述べました法の規制範囲において、個人の財産でありますので利用の規制はできないものと考えておりますが、村では村民の固有財産の価値を高める取組を進めてきております。

その一例として、意欲ある農業者への農地集積と農業基盤整備で農地の価値を高めてきたほか、木質バイオマス発電事業の誘致とふくしま森林再生事業等により村の林業を主要産業へと育成し、森林の価値も向上させてきております。

さらに企業誘致により工場整備が進むことで、工場用地だけでなく周辺地域の土地の価値も高めることにつながってまいります。

村としては、活用する土地としての付加価値を高める取組により、美しい村、行ってみたい村、住んでみたい村を実現してまいりたいと考えております。

次に、ご質問6-1から6-3について関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会へは、令和6年11月27日に改めて加入しましたが、加入以降に行った取組としては、去る5月23日に構成員である首長とオブザーバーである議会議長により、復興庁、経済産業省、環境省、国土交通省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部に対し、帰還困難区域を抱える町村の復興・再生に向けた要望活動を実施したところです。

次に、要求している内容についてですが、本協議会は、帰還困難区域について一刻も早い解除と住民の帰還を実現することを目的にしており、村民においてもその思いは変わらないものと認識しており、そのことを国に対して要請しているものであります。

次に、今後の具体的な方針とのことですが、これまで、それぞれの自治体の避難状況や復興の状況などの違いにより復興再生に向けた取組内容に違いはありますが、さきに述べましたように、本協議会の目的である、一刻も早い避難指示解除と住民の帰還の実現については各町村とも同じ思いでありますので、本村についても、国等への要望活動など目的達成に必要な取組を加盟町村と一緒に進めてまいります。

次に、ご質問7-1、アメリカによる関税は村内企業・業界などへの影響があるが村としての対応を伺うについてお答えいたします。

本年6月5日に村内で操業している製造事業所を訪問させていただいた際、企業の皆様からもアメリカの関税措置の影響による受注量の減少などの懸念が聞かれているところです。村として国内外の経済情勢を注視し、国・県への要望等を含め適切な対策につながるよう努めてまいります。

次に、ご質問7-2、国のふるさと住民制度創設による活用と施策についてお答えいたします。

国において、関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々が登録できるふるさと住民登録制度を今年度中に創設するという報道がありましたが、村ではこれまでその詳細については把握していないところであります。本制度が確立され、詳しい内容が分かり次第、導入について検討してまいります。

一方、本村では、平成30年からの取組として、村に住民票がない方でも、村に興味・関心がある方を対象に、ふるさと住民としてご登録いただき、ふるさと住民票（カード）を発行しております。

現在は6月5日時点で1,079名の方が登録されており、毎年、村から年賀状を送付しておりましたが、来年度からは年賀状送付に代えてメールマガジンによる村の情報発信に切り替えることとしております。

今後は、メールマガジンによる定期的な情報提供に加え、村公式LINE等による広報といったお知らせ版の発行、また様々なイベントの情報発信により、これまで以上に交流人口の確保拡大に努めてまいります。

次に、ご質問8-1、各種補助事業への取組での所得アップ、年金のみでの所得、各種事業での各自の経営でのアップなど、各村民の生活実態調査・把握の施策についてお答えいたします。

村では、個人所得や経営利益のアップにつながる施策として、村内でなりわいや新たな創業に取り組もうとする方へ支援するスタートアップ補助金、ベンチャー補助金のほか、既存の企業による新たな取組への支援、地域おこし協力隊起業支援事業による支援などを展開しており、多様な働く場づくり、雇用の場づくりに努めております。

今後も国・県の補助制度も活用した商工業事業者の支援策を推進することにより、村民の所得向上や企業利益の向上をはじめ、なりわい人口の増加、村内の商工業の一層の活性化を図ってまいります。

次に、村民の方々の生活実態調査・把握に類するものとして、村では村総合振興計画をはじめとした各種計画に伴う調査などにより、担当課が都度、必要なデータを収集、分析してきており、今後も施策の実現に必要な調査を実施してまいります。

次に、ご質問8-2、雇用の場づくりでの所得アップについてお答えいたします。

雇用の場づくりとして、役場内でハローワーク求人情報の提供を行っているほか、飯館村移住サポートセンターでも求人情報の提供をしております。さらに、ふくしま12市町村移住支援センターが運営する求人募集サイトを村内12企業が活用して人材確保に努めているところです。今後も雇用の場につながるよう周知を図ってまいります。

また、本年5月29日にオープンした村商業施設ハシドラッグ飯館店では、新たに雇用された13名のうち村内居住者が7名となっており、村内での新たな雇用の場が創出されたものと考えております。

村として引き続き深谷地区の産業団地など村内での雇用を生み出す企業を想定し、誘致活動を進めてまいります。

次に、ご質問8-3、物価高騰など生活支出のアップによる生活支援の施策についてお答えいたします。

さきの渡邊 計議員のご質問にもお答えしましたとおり、これまでも全国的なエネルギー高騰や食料品価格等値上がりの影響などを鑑みて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活応援商品券事業を行ってまいりました。また、令和7年2月から生活応援商品券事業を実施しているところです。

今後についても、社会情勢や国・県の動向を踏まえた適切な対応を図ってまいります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） まず1項目めについて伺います。

この問責決議、今答弁にもありましたが、職員同士なり執行者体制の中での意思疎通不足ということで、職員と合意できる職場環境づくりと再発防止ということだけでなくすけれども、議会としては。その後、村執行者側では、体制とかマニュアルづくりとか、定例的なそういう、問責決議された部分での関する会議とか何かやられているのでしょうか。伺います。

村長（杉岡 誠君） 問責決議に関しましては、村長たる私がいただいたものでありますので、私自身がその言葉一つ一つを厳粛に受け止め、しっかりと対応していくということを求められていると感じておりますので、その点は私自身に戒めるものとしてしっかり対応させていただいております。その上で、庁議とかいろんな係長会議とか、いろんな会議があったりしますし、あるいは打合せもありますが、そういったところでの一つ一つの自分自身の言動、行動にも注意をしながら、あるいはこういった形で意思疎通をすべきかということを自分自身も学びながら務めさせていただいておりますので、今おたなしのような形で、いわゆる体制とかマニュアルづくりとか定例的な何かの会議という形で特段とやっているわけではありませんので、日々の全ての行動の中において、そういったことを心がけて実施をさせていただいているところであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） そうしますと、全体のものとしてじゃなくて村長自身がいろんな庁内会議やら打合せや、そういうものを含めて決議された部分を十分、自分のものとしてやっているという流れで特別なものをつくっている状況にはないということですね。

2つ目、議会や住民の信頼の回復に向けての具体的な行動というのは何でしょうか。

村長（杉岡 誠君） 最初のご答弁で申し上げましたが、まず副村長及び教育長の人事について議会のほうにご協議をさせていただいて早期任命をさせていただいたという部分があるかと思います。それ以外についても日々の行動でということを常々申し上げておりますので、様々な協議という形を取ったりしながら、問責いただいた部分について信頼の回復に向けた取組に努めさせていただいているつもりであります。何かをもって全てを回復するということが今できたというふうには認識しておりませんので、今後も努力をしっかりと努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、人事異動の基本方針と決定経過なんですけれども、答弁いただきましたけれども、課長の異動と職員体制の点で業務上どうなのかと思える異動があったということで、1点目は道の駅の駅長への課長派遣において、職員と

か組合員や本人との合意形成はどうされたのか。

というのは、その後、駅長として任務の役割、前もって駅長をやるだけの体験やら研修もしていない中での異動なので、私も何十人かの方の村民から「課長は何かあったのか」という質問を受けたんですけれども、どう答えていいかわからないので、その辺では長として、やっぱり人事異動で答弁しているように円滑な業務遂行なり、行政サービス向上を図るんだったら、それなりの間、駅長になるための体験や研修もしたり、こういう役割責任もあるんじゃないかという、いろいろあってしかるべきで、急にこういうふうになったことが、だから議員に対して村民が「課長は何かあったのか、何かしたのか」という質問になるわけですよ。だから、その辺はどういうふうに、村長なり役場の課長さん方は村民に聞かれたら答えているんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 人事異動に関するご質問ということですが、今回の駅長の人事に限らず、課長職ですね、いわゆる村長の答弁にもありましたように適材適所で、そのときに最も適する人材をあてがっているというふうにお考えいただければというふうに思います。当然、各課の長も課長に昇進する場合に、その部分について、当然それを経験してきた方とか、そこのエキスパートであるか、そういったところ、部分ではございません。当然、これまでの勤務成績、それから実績、そういったものを評価をして、その上で、この方だったらこの任務に就いてうまく務めていただけるんじゃないか、そういった人事を今回あてがっているというふうに認識いただければと思います。

8 番（佐藤八郎君） 例えば、産業課長ですか、あそこの中の職員以外は大幅異動になったように、人事異動の表からそれは見たんですけれども、何か適材適所、円滑な業務の遂行と行政サービスの向上、何か年数で異動しているのか、課長は、課長になる職員の数と課長の職の数と合わなければ課長を外れる人が何人かいるという体制になるのかな、普通に考えると。だから、今総務課長言った、村長も答弁した、円滑な業務遂行と行政のサービス向上と適材適所に配置したんだというふうに見ただけけれども、私も何かがどれだけ何人変わって、どう入れ替わったのか、こう見たときに、村長が力を入れている産業課が手薄になったのかとか、いろいろこう自分勝手に見たんですけれども、そういう調整なんかもされてやっているんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今回、異動で大きく動いたのが産業振興課というふうに認識をしております。この部分については、まず係の異動がございました。村づくり推進課で行っていた商工、この部分を、いわゆる商工業の振興、そういったところ、それから特産品の販売、そういった部分を、まずは現場に近い農政ということですね。そこと近い部分に、まずは組織の係を異動して、そこで担わせる、また企業誘致とか特別な案件、特殊な案件が必要なそういった部分について村づくりのほうに集中させるということで、係を村づくり推進課のほうにその部分の業務については残して異動させたというところがございます。

また、各課長、年功ではないかという話もございましたけれども、当然、年数を重ねた職員、いろんなノウハウがございますし、一つのつながり、そういったところも築き上げての現在の職責を行っているというところでございますので、重ねて繰り返しになり

ますが、そういった個々の能力、それから実績、そういったことも加味しながら、現体制で一番効率よく、また能率が、能力が発揮されるように動かす、それができるのが現体制ということでの人事配置をさせていただいたということでございます。

8 番（佐藤八郎君） 村三役ではないですけども、課の三役で課長、係長、主任、主査何とかとあるでしょうから、それが3人とも変わるということも前あったんですけども、私としてはそういうことはあり得ないと思うんですね。だって、誰も1年間なり2年間だか分かんないですけども、2年で異動しているんだか、3年置いて異動しているのか、それぞれあるんだかもしれませんけれども、その3人が一気に変わるとかってあり得ないと思うんですよ、私。この円滑な業務遂行と行政サービス向上を図るとすれば。そういうことも、今回は3人一気にではなかったんですけども、もっと前はもっとひどいときもありました、いろいろ。私は、人事の、もちろん村長の権限ですから、議会の私が権限どうの、人事異動を言う必要はないんですけども、ただ、この答弁のとおり適材適所でやってんだったら、業務上は、村民にとってだよ、村民の営業やなりわいなり、村民の生活にとって、やっぱり円滑な業務遂行と行政サービスが下がるような状態にしないというのが人事異動の、俺は基本だと思うのよ。そういう意味で、今回は努力されてこの結果だと村長は言ってらっしゃるんでしょうけれども、その辺が危惧した部分あったもんですから質問しております。

村長（杉岡 誠君） 今議員おただしのとおおり村民へのサービスが低下しないように円滑にというのが当然のことであるので、それを重々考えた上での配置ではありますが、それ以外にも様々なパフォーマンスを上げていくという部分であったり、適材適所の中にはいろいろと今の職場環境を変えていくという、先ほどの前段の答弁にもありましたが、いろんな意味での配慮が必要でありますので、これは私の独断独善で決めているわけではありませぬので、人事ヒアリングとか様々なことを踏まえた上で、三役プラス総務課長も入った中で人事については相当の部分をもんだ上で決めておりますから、本当に適材適所で様々な期待を込めながら、あるいはそのフォローということを私たちはしっかりしなきゃならないんですけども、適材適所の部分を期待を込めながら人事配置をさせていただいたところであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、補助事業や補助要件内容について、今度、見直すたびにいろいろ正確な情報をお伝えするというのは、それは当然なことなのでいいんですけども。

前に、前の村長のときか、震災直後だったか、壁新聞みたいな大きいものを作ったり、ちょっとした冊子にして、今、この5月号で出したようなものを、用件も載せてね。

今回の5月号に載ったのは、ここに連絡してよこせばお世話するという話なんです。本来は、行政は村民の生活実態を見ていてお世話しにいくのが行政なんです。こういう仕事やってんだから、あんたら来いという仕事をしているのが行政じゃないんですよ。だから、すぐに分かるような何かつくる気はあるのかどうか聞いているところですが、聞きに来れば分かるから詳しく説明するからという話の答弁内容だから、もっと住民に特



化した、住民がありがたいと思えるような何か説明はないのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員からありましたように、村民のための行政であります。今回の5月号の広報での見出しにもありますように村民の皆さんが主役ですというようなことで、それぞれこういった村の補助制度、様々な補助制度がありますので活用いただきたいというようなことで載せさせていただいた部分であります。

昨今ですね、いろんな村のほうでも、村民のための制度というようなことで補助事業については様々工夫しながら検討しながら補正してきたというようなことで、位置的に新聞等、大きなチラシですか、そういった形での配布も一時期行ってきたというのも事実であります。今の村のこの動きの状況ですと、かなりそれぞれ制度が変わるというのが頻繁にあるというようなことであります。村民の方に村に来いというふうなことではなくて、電話1本でも結構です。こういったことをやりたいけれどもどうなんだろうというふうなお問合せをぜひいただいて、こちらからそういった場合には出向いて、赴いて説明するということも時としては可能ではありますので、まずは、その方に最善な策、最善な補助事業というようなことで提供してまいりたいと考えておりますので、まずはご一報、お問合せをいただきたいというお願いでありますのでご理解いただければと思います。

8番（佐藤八郎君） 今日、新聞を見ていたら、市町村の事務代行を国と都道府県がやってくれるような新聞記事で、政府の地方制度調査会で出た話だからまだスタートの話ですけども、市町村との管理や介護サービス、事業資産に対する運営指導とかもやる、応援すると。IT人材の専門職員やらとかいろいろ書いてありますけれども、まだスタートしたばかりだから、これは3年後の話だかどうか分かりませんが、そんなこともあるようなので、ぜひ国・県の動きも見ながら対応していただきたい。

次に移りますけれども、汚染物の現況と処理見通しですけども、これ13万6,000袋で除染の出た汚染物は昨年で終わったんだという答弁がありましたけれども、スタートからどれだけ飯舘村としてはあって、そのうち中間貯蔵にはどれだけ運んでという実態はちゃんとつかんで、全ての数が13万6,000袋で、差引き出たものと運ばれたものがぴったりに合ったという確認はされているのでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 今の村内の除染、土壌の状況ということになるんですが、村におきましては、令和7年4月末現在で村から除染にて発生した総数量としまして約270万袋となっております。そのうち、可燃物としまして約84万袋、不燃物としまして約186万袋となっております。そのうち蔵平にありました減容化施設のほうでの処理のほうですが、約82万袋の処理となっております。中間貯蔵施設への搬出量ということで約187万袋、そのうち長泥の再生事業のほうへの搬出としまして約41万袋と聞いてございます。以上です。

8番（佐藤八郎君） 後でその数字をいただきたいのと、途中で大雨大災害でかなりの汚染物が川に流されたんですけども、その数字は百何十だか何だか新聞報道ではそのときは出て、私もNHKの記者を案内して川の汚染物を報道に載せてもらったことがあるんですけども、いずれにしろ、先ほど言われたもの、数字で後でもらいたいのと、そうし

ますと、現在ある、村内にあるものは全てため池の放射性物質対策で発生したものなんだということになるんですか。

産業振興課長（松下貴雄君） これからの排出量としましては、主にため池除染、ため池の放射性物質対策で出たものとなってございます。環境省によりますと、佐須の一部でちょっと用排水路の部分で除染漏れがあったということで、そこで約数十袋の発生が見込まれるというふうな話を聞いてございます。

8 番（佐藤八郎君） それでは次に移りますけれども、除染する範囲を加害者の国等が決めて20メートル程度としてやってきたんですけれども、それ以上の地帯の除染はしなくてよいというふうには一体誰が決めて、村の代表として元の村長が合意したんだとすれば、何を根拠に合意されてきたというふうに現村長は思っていますか。聞いておりますか。まず確認しておきます。

副村長（中川喜昭君） 除染の範囲の話でございますが、今議員のほうからは、合意したというふうな、したのかという話であります。合意はしておりませんし、今でも、やはり森林の部分が残っておるというのは認識しておりますので、これの森林除染についてもしてもらうような要望活動は今現在もしているところであります。

当時の除染範囲は、ここに答弁しましたように宅地、あとは農地、あと道路、あと宅地、農地、道路からの林縁部の20メートルが山の除染ということになっておりまして、それ以外については当時から環境省のほうではこれ以上はできないというようなことでの部分の回答でありまして、それらを何とか打破したいということで、そのときそのときに問題あるものを打破しながらやってきておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、森林の部分については残っている状況があるというのが現実でございます。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 時々私も山の中に入っているいろいろ見るんですけれども、最初の二、三年の数値からすれば、ヨウ素とかいろんな半減期をとうに過ぎた放射性物質核種があるので、減ってはいますけれども、やっぱりセシウムの30年物がまだ十分に放射線を放出していますので、全然ここ横ばいで変わらないんです。逆に高くなっているところもあるんです。それを村が実態調査されていないので、山とかいろんなところですよ。周辺道路とかはやっていきますけれども、モニタリング等ね。だから、加害者側が何でも決めて、それに従ってやっていくというのでは、放射線防護法における法律は何にも意味がなくなるんで、いつ1ミリシーベルト未満になるのかも見通ししなければ。

しかしながら一方で、原発の再稼働やら、新設まで言い出すさまですから、私どものこの14年の人生、ふるさとを奪われたこの人生というのは一体何のために、いや、そこに住んでいたからしょうがねえんだという話で終わっていいのかどうか。山に置かれたままでも何にもやらなくていいのかどうか。それでいいんだとすれば何もしなくていいことになりますけれども。やっぱり加害者側が言っている答弁でない答弁をするのには、村独自にやっぱり調査したり、データを、やっぱりデータって大事ですよ。それを基本に、やっぱり加害者たる国にきちんと原発事故前のような、なりわいの再生に結びつけるためには、これは絶対大事なんだというふうに言わないと。

いや、次の質問に入りますけれども、やっぱり540から1万4,000ベクレルも炭があったわけです、木炭ではね。菌床シイタケだっていまだ何もできないでいるわけですから、やっぱりその点はきちんと素直に要求して続けるべきだというふうに思いますけれども、村長いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 度々ご質問いただく中で再三ご答弁申し上げているかなというふうに思いますが、相馬地方市町村会の要請、要望の中に森林の除染技術の早期の確立と早期の除染ということで明確にそれは4市町村の要望活動として常々行っておりますので、村として要望してきておりますということを申し上げたいというふうに思います。

それから、村独自で数値を取るべきではないかということですが、今ふくしま森林再生事業の中で、少なくとも間伐をする山については線量調査をしておりますので、そういったピンポイント的な情報というものは山林についても持っているという部分があります。それから、航空機モニタリングというものを適宜、県や国とかやっておりますので、そういった情報と現地情報とのすり合わせということを本当はできればいいんですが、そこまでには至らないので、航空機情報ですね、モニタリング情報を基にしながら森林の大体の想定というものを今までしてきたということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 議会としても自分たちで定点で測ったことがありますけれども、2年ぐらいね。ただそういう測ったものがやっぱり基本なので、やっぱり今村長が言うように、森林作業とかいろんな部分でデータが上がって持ってらっしゃるんなら持ってらっしゃるように私ども議会議員にも教えていただいて、一緒になって村民のため、飯舘の地域再生のために一緒に気持ちで運動していくわけですから、そこはご配慮願いたいと思います。

続きまして、村の自然界の活用、山菜含めいろんなものがありましたけれども、それについて伺いますけれども、食べるとどういう影響が体にあるんでしょうか。そのことを申し上げないから「1キロは食べない」と。「イノシシの肉にしろ、マツタケにしろ、イノハナにしろ、ワラビにしろ、フキにしろ、1キロ食べる人はいないんだから大丈夫なんだ」といって、みんな食べているようですけれども。そして、「イノハナご飯は最高おいしいんだ」なんてね。もう3年も5年も前からいろんなことを言って、私はごちそうにはなりませんでしたが。

だから、体にどう影響するんだかというのを、それなりの人を、例えば健康福祉課でそういう知見のある方呼んで、放射性物質、この自然界にある放射性物質ではない飯舘村に落とされた核種、自然界にない核種の体に影響する、影響というのは何なのかを学ぶような場をきちんと持っていて、私たちは被害に、そういう被害に遭ったわけですし、被ばくをしたわけですから堂々と、それに関わる経費は加害者が負担するのは当然でしょ。そのことはきちんと言わないで14年きましたけれども、これからはずっとそういうつもりなのかどうか伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 食べたならばという部分については、晩発性被害ということも含めてい

んなことがありますので、摂取する、その核種によりけりという部分があるかなというふうに思います。

というのは、アルファ線、ガンマ線、ベータ線ということですが、アルファ線源に関しては体内に摂取すると非常に影響が大きいと、ガンマ線の20倍程度というふうに言われておりますので、なかなかそういうものは一般的には手に入りませんが、そういったものは当然摂取しないようにという対策がどの国でも取られていると。

それからベータ線源ですね。いわゆる電子を放出するようなものは自然界にたくさんありますので、それは自然の摂取の中でも私たちは体の中に入れてはいますが、体内に水分がある関係上、一定程度その被ばく量を減らせられるといいますか、電子というのは紙1枚で止まりますので、それぐらいのエネルギー量を体の中の生物学的半減期の中で受けても大丈夫なように、どうも人間の体は進化してきたのではないかなというふうに思います。

ただ、ガンマ線源に関しては、一般的には世の中には普通は流通しないものでありますし、体内に摂取することを想定してあるものではありませんので、そこに関しては厳密な基準がしっかりとあるということだというふうに思っております。

今セシウム137等については、ベータ崩壊をした後にガンマ崩壊していますので、ガンマ線を放出する核種だというふうに認識をされておりますが、これについては1キログラム当たり100ベクレル基準がありますので、これを厳守するということがあります。

さきの答弁でも申し上げましたが、100ベクレル基準というのは100ベクレルぎりぎりのものを出荷しているという意味ではなくてですね。お米についてはたしか25ベクレルか50ベクレル未満で、まず推奨だといってかけたりしますし、野菜も非常に低いところで実は1回検査をして、それをちょっとでも超えると100に引っかかる可能性があるということで再検査ということになりますから、実は100というのは最大100だというような検査の仕方が今あるということは議員もご承知だと思いますけれども、改めて申し上げておきたいというふうに思います。

身体への影響は、これ摂取量によりますので、これなかなか私たちは言いようがないですし、議員おただしのおり専門家を呼んで話を聞くということはあるのかもしれませんが、ちょっと私の知見としてそういうことを専門にお話しする方を今存じ上げませんので、ちょっとリサーチはしてみたいと思いますが、そういうニーズがあるかということも含めて今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

- 8 番（佐藤八郎君） 私何度か言いましたけれども、震災前と震災時後の安心安全、食品の基準が何十倍も何千倍も変わったものもあって、その基準に合わせるのか、震災前の国が決めた安心安全基準なのか、国が後から、事故を受けたからと変えた基準に合わせるのか、国際組織がこう言っているから、ああ言っているからじゃなくて、その人たちが言っているでもいいんですけれども、直接被ばくしないんです、その人たちは。言っているだけ。私どもここに住んで、ここの地域で生きる限りは、ここにあるものから被ばくを受けるんですよ。そういう意味でやっぱり震災前の安心安全基準に持っていくのか。

国もいつも言っていますけれども、1ミリシーベルト未満にするんだと言っていますけれども、いつするか全然見通しも、最近はそのような話さえもないような状態にありますけれども、そうではなくて、私たち飯舘村はこの美しい緑豊かな飯舘村、森林の豊富な、山の幸豊富なこの資源を再生、元に戻すというのを、山全体84%まだまだ置かれたままですから、それを取り除くことが不可能だし、やる気もないようなので、加害者が。

だからそういうものにならなくても、少なくとも、営みする、再生する、村づくりする基本ではないかと思うんです。そういう意味では、いろいろ村長が知見もあるので十分検討されて、みんなが、ああ、そういうちゃんとした村なんだと、きちんとしているんだというふうに国際的に認められるものにしていかないと、なかなか大変じゃないかと私思っていますので、せっかく村長の、知見がある村長なので、ぜひ世界に誇れる、前の村長は復興させてすばらしい村だと、復興させた村長に私はなりたいという話もありましたけれども、そういう話じゃなくて、こういう被害を受けながらも、こういうきちんとしたものを持ちながら村づくりしているんだという、国際的に認めるような村づくりをすべきだなど、村長ですから期待しておきます。

あとは、事故が起きてその後の老人会、婦人会、そういう組織、だらだらと答弁は、言葉並べていただいていたけれども、数字が全く出てこない。老人会が何ぼあって、婦人会が幾らあって、組織が何ぼあったやつが何%なくなったか何にも出てこない答弁書をいただきましたけれども、私はそんなことは聞いていません。ですから、ちゃんと数字で答弁というのは出していただきたい。私がこの文書を村民に答えたって、村民、何言ってんだという話ですよ。だから、きちんとそこは数字で答弁を願いたいと思います。

あとは5番目に移りますけれども、現況実態を把握しているならば、荒廃地面積は、ここ何年でどのぐらいになってって、それを何とか3反歩にしなくても1反歩とか、集落地として何かつくってやってもいいという、やる側の人たちが希望するような土地企画、小規模基盤整備でも何でもできる地域はどのぐらいあるのかという、この村全体のね。やむを得ず、例えば深谷でいえば棚立のほうね、あそこを基盤整備しようとしても、多分いろいろやっても管理しやすい面積には難しいのかなと思いますけれども、村全体を見たときにどういう、1反歩の面積の、小規模基盤整備ならできる、そしてそこを借りる、借りるといえるか管理し、生産に結びつけられる人が出るんじゃないかという、そういう見通しをぜひ全体として持ってもらいたいという意味で質問をしましたので、そういう小規模土地改良なり基盤整備というものは今後も事業としてはあるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 農地の基盤整備事業につきましては、改めて改良する圃場整備というところもございますが、基盤整備ですと、今の農地について整備していくということになっておりますので、また新たな部分でやるという部分ではない、新たにやろうとすると圃場整備等という事業になるのかなというふうに思っております。

村長（杉岡 誠君） ちょっと補足しますが、今、村内で圃場整備事業ですね、手を挙げているのは上飯樋の部分と佐須地区、それから長泥の部分ですかね、がございますが、今議員おただしの中で、一定程度何かの小規模集積とか改良すればやる人が出てくるんじゃない

ないかという期待を込めてのご質問ではありましたが、圃場整備に関しては逆でして、この生産団体あるいは生産個人が、経営体がこれをやっていくんだというしっかりとした経営を計算をした上で、それに見合う費用対効果ということの中で事業が執行されますので、実は担い手が先にいなければならないというのがございます。産業振興課のほうでもその辺をかなり把握していますので、その担い手探しというのを必死になって進めてきたという部分がございますので、ぜひここをこう改良したいという思いと同時に、じゃあ自分がやる、あるいは自分が知っているこの人がやるんだというような人の部分についても、ぜひ情報提供をいただくことが大事なと思います。事業としては枠はあるかもしれませんが、かなりハードルが高いということは申し上げておきたいというふうに思うところであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） そうすると、このような面積がこういう感じであるんだけど、何かそこで、飯舘でつくれるものを考えてもらって来てもらうという形は取れないということだね。先にやる人を見つけないと始まらないという話ですよ、今の話だと。じゃあ、それは私どもも探しますけれども、ぜひ村でも一生懸命探していただいて結びつけていただきたいというように思います。

7 番目に入りますけれども、これ製造事業所訪問をさせていただいてという話で答弁ありますので、何社訪問されて、どのような訪問先からの要望があって、県は50億円予算を取ったそうですが、村はそれに対してどのような、予算措置はともかく要望をまとめられているんでしょうか。製造業って数相当あるでしょう。大きい小さいありますけれども。商工会の中での製造部会とかいろいろ、建設部会とかいろいろつくっていますよね。

産業振興課長（松下貴雄君） 今の企業訪問というふうな話でございますが、6月5日です。村内4企業のほうに訪問してきました。まず、菊池製作所、次にハヤシ製作所、続いて斉藤製作所、最後に三坂製作所の4件のほうに訪問してきました。

主に訪問先での課題というか意見という部分でございますが、やはり人員の確保が大変だというふうな形になってございます。なかなか村内に住む方もいないということで、村外からの通いがほぼほぼということで雇用の確保が課題となっているという部分と、今ほどのアメリカによる関税の部分での受注量が若干減っているという部分が課題として挙げられたというふうな状況となっております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 商工会の製造部会って4社でつくっているんですか。

副村長（中川喜昭君） 今回、6月5日に訪問した4社の部分であります。商工会のほうの製造部会とか云々ではなくてですね。やはり日頃、村外から来ている会社とか、あとは少人数でやっている部分があるということで、取りあえず4社ということで6月5日に訪問させていただきました。今後、引き続き製造業務をしている企業のほうを訪問する計画でございます。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 4 社だけやれば、飯舘村の産業振興をするんならいいんですけども、全体に見るべきじゃないかと、私は。村は大きいとこしか相手にしないということですか。やっぱり小さくて、今 5 人でもいずれ 10 人になるかもしれないし、2 人でやっても 3 人になるかもしれないし、いろんな部署があるわけだから、公正公平に、ぜひ訪問なり調査するときはお願いしておきます。

2 番目のふるさと住民の部分で制度創設、国が交渉されてきたので、村としては、これ、いつ把握ちゃんとされて、何をするかというのは、いつ頃、決められそうなんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどの村長答弁でも申し上げましたが、まだ国からこのような内容だというふうな制度の詳細については伝わってきておりませんので、それを確認した上で、村がその制度上で、どのようなもの、仕組みでやっていくかという部分は検討したいと思っております。ただ先ほどの答弁でも申しましたように、本村では平成 30 年から既にふるさと住民の住民票カードを発行するというようなことで、村にできるだけ来ていただいたり、何かあったときに支援していただいたり、そういった交流人口ということで進めてまいりましたので、それに加えての制度ですね、何か仕組みづくりができるのかどうかというようなことを検討していくようになるのかなと思っているところであります。

8 番（佐藤八郎君） 最後の質問になりますけれども、私はいろんな村民を訪問して歩いていろいろ話をするんですけども、震災前だと、結構、家族、何世代の家族って暮らしていたので、高騰対策にしろ、生活の経費にしろ、6 人で生活していたとき、同じ水道料でもないし電気料でもないけれども、それなりに合理的な面がいっぱいあるんだけども、やっぱり高齢者だけ、若い人たちは別なところに生活しているという流れの中でのことが今続いていますので、ぜひ経済的な面からの生活の把握ってしないと、なかなか施策が打てないんじゃないかと思っています。私いろいろな人にいろいろ聞いて歩いて、この年金だけの人、年金も国民年金だけの人もあるし、非常に大変な生活状況にあるというののもかなりあるので、先ほど土地問題でも言いましたけれども、もう早く父ちゃんの時代に財産とかいろいろ決めておいてけると。だから、俺は財産は要らないから相続放棄するから、それにはどうやってやるんだとかの話まで出るぐらい、いろいろあるもんですから、経済的な面からの生活の把握って根本になると思うんです。住民のための仕事をしている役場の仕事、責任からして、その辺はきちっと把握されて、ぜひ施策を打っていただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 全体の把握についてはご答弁申し上げましたが、いろんな計画をつくるときのアンケート調査であったり、あるいは各担当課で去年介護計画をつくりましたが、そういったときのそれぞれの情報収集、あるいは社会福祉協議会のほうで個別に回っていたりということで、様々な形で実は情報というものは行政のほうに寄せられたり、あるいは収集をしているところです。

その中で所得に関する部分に関しては、議員おただしのおり、村内だけ見ても 1,500 人余りの方がお住まいのうち 1,000 人以上が高齢者ということがありますから、収入源がかなり限られてきているというのは非常に大きな問題だなと私自身も思っているところ

です。片や、先ほどの土地利用の話にもつながりますが、今後ですね、宅地周りの非常に優良な農地、畑地が使われないままになっていく可能性が高いなど。そこが雑草だらけになってしまうと、幾ら水田が集積されて作付する人がいたとしても、宅地周りが荒れていくと、これはもう帰還も帰村も、あるいは移住ということもなかなか進まなくなりますので、やっぱりそういうところで収益を上げながら土地が活用できる状況をしつかり構築していくことが大事だろうということで、担当、産業振興課はじめのほうに、いろいろと指示をさせていただいているところです。

ただこれをやれば絶対にもうかるというものはなかなか見つからないもんですから、いろいろと工夫をして、高齢の方でもできるもの、できるような産業というものも含め、皆様のご意見をたくさん寄せていただきながら一緒になって考えてつくっていかなければならない、それもあまり時間がありませんので早急にというふうに考えているところでもあります。

以上であります。（「じゃあ最後に」の声あり）

議長（高橋孝雄君） 時間ないんですけれども。

8 番（佐藤八郎君） 元の草野、飯樋町、臼石 3 拠点と周辺地区の、そういう村づくりの格好をいろいろ変わったけれども整理して、草野のまち通る人が寂しいと言って草野に戻ってきたくないみたいな声もあるし、飯樋町もそういうふうに、やっぱりまちらしい、あれは解体しないで残すところを残せばちょっと違ったんだけれども、終わったことはいいんだけど、いろいろ考えていただきたい。

要望を申し上げて終わります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は 3 時 30 分です。

（午後 3 時 15 分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 30 分）

議長（高橋孝雄君） 続いて、4 番 佐藤眞弘君の発言を許します。

4 番（佐藤眞弘君） 議席番号 4 番 佐藤眞弘です。令和 7 年 6 月期の定例議会の一般質問をさせていただきます。

1 項目めは、村内にある牧野利用組合について。

震災から 14 年が経過しました。牧野組合協議会でも、毎年、研修を重ねていますが、各牧野組合でも運営方法に苦慮しているような状況です。放牧事業がないために、組合によっては休眠状態になっている組合、また、定款上ですね、定款の中に、組合員の要件として地域に居住しなければならないとかですね、それから耕作し、畑を持っていないうと駄目だとか、それから綿羊、牛を飼っていないと組合員になれないというような条件があります。このままいくと、将来的には清算法人になってしまうような組合がたくさん出てくると思います。



①として、この牧野組合の土地について、村は今後どのような利用を考えているか伺います。

②として、牧野を含めて村内に点在する耕作放棄地について再エネ、例えば太陽光パネルの設置はできないか伺います。

③として、土地利用計画を策定していますが、風力発電や太陽光パネルの設置、水力発電等、村として必要と考えているかどうか伺います。

2点目は、みがきあげよう！ふるさと補助金の執行状況について伺います。

令和7年、今年度でみがきあげよう！ふるさと補助金の実施が最終年度となります。多額の金額を残している行政区があるようです。村からの指導・助言はどのようにしているか伺います。

②として、昨年の執行状況がゼロ、または10万円以下の行政区が3行政区、300万円以上の残額がある行政区が4行政区あります。有効に使用するよう指導・助言したのか伺います。

以上2点、5項目についてお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤眞弘議員のご質問1－1、1－2、1－3について、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず1－1、震災以降14年間も放置されている牧野利用組合の土地についてどのように利用を考えているのかについてですが、牧野利用農業協同組合は、農業協同組合法に基づき設立されており、農業目的以外で所有地を活用することは厳しく制限されています。

また、牧野利用農業協同組合の監督、指導を所管するのは県であり、村は助言的立場から飯館村牧野組合協議会の事務局を担うことで各種の情報共有等に努めているところです。

おただしの牧野の利用については、農業協同組合法に基づき、個々の牧野利用農業協同組合が組合等での議論・議決を経て、適法に実施されるべきものではありませんが、村としては、収益性のある農用地利用方法を共有し、実現していくことが先決であると考えており、現在その検討を進めているところです。

次に1－2、耕作放棄地を利用し、再エネ（太陽光パネルの設置）はできないかについてであります。耕作放棄地であったとしても、農用地については、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により、活用については農業用途として定められています。農業用途以外に活用する場合は、法令に従って手続を行う必要があります。

次に1－3、土地利用計画と再エネ導入の必要性についてであります。牧野利用農業協同組合の所有地は、1－1での答弁のとおり、農業目的以外での活用は厳しく制限されています。

なお、通常牧野以外の村内の採草地においても、水源地付近に位置する箇所が多く、環境アセスメント等による影響評価を経ない開発等は災害等を発生させる要因になりかねないため、各種法令に基づき適切に判断していく必要があると考えております。

次に、ご質問2の、みがきあげよう！ふるさと補助金の執行状況について、2－1及び

2-2については関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、事業遂行に伴う指導・助言等についてですが、みがきあげ補助金の各行政区の残額等については、毎年度4月当初の行政区長会において、一覧表にて行政区長、副区長にお示ししているところです。

また併せて、今後の執行見込みの確認や地域みがきあげ計画の見直しなどについて行政区の役員会などで検討いただくよう依頼しているところであります。

また、事業をよりよいものにするため、庁内のコミュニティ担当職員同士でそれぞれの行政区の事業内容を逐一共有し合い、よい事業については参考にしながら取り組む内容を工夫していただいているところです。

今後も引き続き、各行政区のみがきあげ補助金を活用した事業の進捗を確認しながら、令和7年度内に余すことなく活用できるよう情報の共有を続けてまいります。

次に、各行政区の補助金の執行状況についてですが、執行状況にかかわらず、各行政区に対しては令和7年度が最終年度であり、令和8年度への予算の繰越しはできないことをお伝えしております。

また、今年度事業の実施計画や活用についてコミュニティ担当を通じて話し合いを進めていただいているところですが、令和6年度に事業実施が難しいといった行政区や、地域みがきあげ計画の変更により令和7年度に集中的に事業を実施するといった行政区があるなど、それぞれの事情に応じて事業が展開されているところであります。

現在は、各行政区から令和7年度分の交付申請書が提出されておりますが、それぞれの事業内容を見させていただく中で、予算の有効活用が図られる計画であると認識しております。引き続き、行政区やコミュニティ担当と協議をしながら取り組んでまいります。

以上であります。

4番（佐藤眞弘君） それでは、再質問させていただきます。

先月、議員研修で青森県の中泊町、六ヶ所村、横浜町を視察研修してきました。いずれの町村も、2001年頃から2020年にかけて再エネの取組を進めてきたようです。風力発電に関しては既に20年の耐用年数が経過しているものもあり、順次更改に取りかかっている現場も視察してきました。ゼロカーボンビレッジといったの実行計画のために、この牧野組合の土地を利用して再エネに取り組めないかどうか伺いたいと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほども答弁でも申し上げたとおりでございますが、牧野につきましては、農地法だったり農振法での網かけがなっているということで、土地利用としましては農地以外の利用は今のところは難しいのかなと思っております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 牧野の土地ですね、ほとんど農振がかかっている土地が多いんですけれども、私、農地法をちょっと調べてみたんですけれども、牧野というのは、農地法上は基本的には農地ではなくて採草放牧地として扱われるというふうに法律にうたっています。農地法の第2条ですけれども、これ、農地法における農地の定義は、農地法では、農地は耕作の目的に供される土地と定義されています。つまり、稲作や畑作などで耕作する土地が農地に該当しますというふうになっていますね。

牧野というのは採草放牧地に分類されていまして、牧野は耕作を目的とせず、主に家畜の放牧や牧草の採取を目的とする土地です。そのため、農地法上の農地には該当せず、採草放牧地として扱われることが一般的ですというふうになっているんですね。ほとんど村内の牧野組合の土地は農振が入っています。現況は、もう木が生えて、ほとんど山になっていますね。もう原野になっている土地がほとんどです。ですから、私、県のほうにも確認しましたがけれども、農振がかかっていますよという話をしましたら、福島県の担当は「え、そんな土地あるんですか」というふうに驚いていました。ただ、現状はそういう状況になっていますので、この牧野の土地をやはり行政中心になって、これからどういうふうに利用していくかということが非常に大事な取組になっていくんじゃないかなというふうには私思いますので、この点を行政としてしっかりやっぱり進めていくべきだと思うんですね。

再エネは、太陽光パネルも含めてですけれども、国が今国策として44%、電力の44%まで進めていこうというふうな目標を持って今やっていますので、ぜひ各行政区でも、行政区の牧野組合も、この再生可能エネルギーに対して前向きに取り組めるように村としてもバックアップをしていただきたいなというふうに思います。この点についてもう一度お伺いしたいと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） 今後の牧野の利用というふうなことでございますが、村におきましても、村内の牧野組合の部分において、一部の組合のほうで県のほうに休止届を出しているというふうな実態を一応把握はしてございます。一応、村のほうにも牧野組合協議会というものがあまして、その中で今後の牧野の利活用について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） ゼロカーボンビレッジいいって実行計画を実現するためには、再生可能エネルギーの導入、とりわけ太陽光発電の計画的な展開が不可欠であると考えています。現在、村内には牧野も含めて多数の耕作放棄地が存在しています。その有効活用の策の一つとして太陽光の導入は大変有効ではないかと考えますけれども、この耕作放棄地に対して村の見解をお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今、耕作放棄地というご発言がありましたが、農地、先ほども、ちょっと前段に戻りますが、農地は基本的に地目は田畑ですね。田んぼと畑が農地で、そこに対して村は採草放牧地を加えて農用地という言い方をしておりますので、その点ちょっと言葉の使い方を明確にしていない部分が、説明していなかったところはおわび申し上げたいと思いますが、村としては農用地は農地と同じ考え方ということで農振にも入っているしと、あるいは農業委員会の議決を経ないといろんなことができないようになっているということでご認識をいただきたいというふうに思います。

それから、耕作放棄地と、今荒廃地という言い方もしますがけれども、こちらについては、農地法に基づいて農業委員会が所有者に対して指導しなければならないという、そういう場所になってしまいますので、基本的には除染が済んだところについては何らかの保全活動がされていて耕作放棄地ではないものと認識してきたのが一般的な村の考え方か

というふうに思いますが、現況、高齢化をしてくる中、あるいは休止届の中で、実態として、もう木も生えてきているというところが散見するようになったのではないかなというふうに思います。そうなりますと、農地法等に基づいて、農業委員会は一時的にはまず指導しなければならないという立場になりますし、牧野に関しては農協法に基づきますので、これは県のほうの指導監督権限になりますから、村の農業委員会側の指摘の部分と、県のほうの指導監督の部分と、両方を受けなければならないというちょっと難しい組織になるかなというふうに思っております。

それから、太陽光の利用という部分に関してですが、一般論として牧野を使うか使わないかは別として、確かに国としては太陽光の、あるいは再エネの導入促進、福島県自身もしているかなというふうに思いますが、問題となるのは、皆様よくよくご承知のとおり太陽光パネルを最終的に誰が処分するのかといったときに、事業者がきちっと最初から最後まで面倒見るようなものについては、その人が処分するんだよねということで監視、監督ができますが、権利が転売されるという部分がかなり太陽光は見てとれるという部分がありますので、各自治体ともその辺を懸念して、大規模ソーラーパネルであっても権利の転売が生じるものについてはかなり制限的に見ているところがあるかなというふうに思います。村としても、美しい村づくり審議会のほうでも、転売関係についてはかなり厳しく審査をしているということで申し添えたいというふうに思います。

1回目の答弁の中で収益性のある農用地利用方法を考えていくことが先決であるというふうに申し上げましたが、やはり例えばソルガムを作って長泥のイイタテバイオテックのほうに供給することができればと思ったり、いろんな利用法、まずは農業利用のほうを先決で考えつつ、またその先については、さらに協議会のほうでいろいろとアイデアをいただいたり、情報を共有しながら考えていくという、両方を両足を立ててしっかり前に向かって、未来に向かって土地を活用していくという方法で検討していくものが大事だなというふうに考えているところであります。

以上であります。

4 番（佐藤眞弘君） 最近ですね、全国的に太陽光発電の無秩序な設置、景観や環境破壊が問題視されています。そうした中で、飯舘村としても無秩序な開発を防ぐために土地の利用計画を見直し、計画的な再生可能エネルギー導入に取り組む必要があると考えます。

また現在、牧野組合が保有する土地は多くが耕作放棄地といいますか、利活用の見通しが立っていない状況です。このような状況を踏まえて、当該土地の将来的な利用計画はあるのか、また牧野組合自体の解散も含めて検討すべき段階ではないかと考えますが、村の見解を伺います。

また、採草放牧地についても、本来の役割が既に終えているとすれば農用地の区域としての指定を解除すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 私、前担当しておりましたので、私の立場で申し上げたいと思いますが、解散の部分と農振の除外の部分のお話かというふうに思います。

解散というのは、実は各牧野組合のほうで定款がございますので、そちらのほうに従って、総会の議決があれば、解散議決があれば解散に入って清算法人を立ち上げてという

んですかね、清算法人として、清算というのは物事をつくる生産ではなくて、お金を清算するほうの清算ですけども、清算法人が残余財産の処分をしていくという形になりますが、一番は土地という、もうそこに固有のもので、お金とは違ってなくならないものがありますので、その土地を、じゃあ誰に譲与するのか、売買するのかという結構大きな問題が出てきますので、その点で牧野組合というのは簡単には解散ができないような今現状にきているかなというふうに思っております。

それについては、やはりその土地の活用の仕方というものが、やはり議員おただしのとおり見えてこないと処分ということになりませんので、先に解散だけすればいいということではなくて、やはりいろんな形で情報共有をしたり考えたりしながら、こういう活用のために、こういう方向に移行しようというような方向性を決めた上で解散なら解散、存続なら存続ということが手続として必要だろうというふうに考えます。

それから、農振の除外云々に関しては、農振は、よく農振農用地という言い方をしますが、農地だけにかかっているのではなくて、その農地を維持するためには、周辺の森林を含めて飯舘村全体が農振区域だというふうに網かけがかかっておりますので、農地の農振除外と農用地、採草放牧地の農振除外とはちょっと話が違う部分があるかと思うので、この辺はちょっと私も全てを把握している部分ではありませんので、農業委員会の手続、あるいは県への照会等々が必要になるかなというふうに考えるところであります。

以上であります。

4 番（佐藤眞弘君） 現在、村では地域計画を策定していると思うんですけども、これ5年に1回、多分見直しをすると思うんですけども、二枚橋の牧野、両方ともですね、南側、北側両方とも検討というふうな扱いになっているんですね、現在。この検討という扱いは、いつ頃解除といいますか、いつ、5年に1回なんで、いつ、この見直しをしたのか、その時期を伺いたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後3時52分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後3時53分）

産業振興課長（松下貴雄君） 今の地域計画の質問でございますが、地域計画につきましては昨年の12月に策定して公表してございます。今ほどありました検討というふうな部分でございますが、今後、いろいろな利用計画がまとまれば、その都度、改定していくような状況となっておりますので。

以上です。

4 番（佐藤眞弘君） 昨年の12月に地域計画ができたということですけども、検討というふうに決めるに当たって、この地域計画というのは多分地元の意見を反映するというふうになっていると思うんですけども、地元の区長とか、私、牧野組合の組合長をやっているんですけども、組合長に聞くとかですね、そういった聞き取りのほうはしたの

かどうか伺いたいと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） 地元の意見を聞いたのかというふうな話でございますが、地域計画策定に当たりましては地元の声も一応反映させた形での計画となっております。

4 番（佐藤眞弘君） 最近ですね、この再エネの関係で営農型太陽光発電というのが全国的にできています。農地を、太陽光パネルを置いて、これは小高でやっている例なんですけれども、太陽光パネルの下でミョウガを栽培して、農業をやりながら太陽光パネルをやって発電しているというような、こういった営農型の太陽光発電、かなり最近は増えていますし、またいろんな問題もあるようです。例えば収益性がないとか、農業をやっても、この小高のミョウガも一切市場には何か行っていないそうです。ですから、経営的には、収益にはなっていないというような状況だそうです。

ただ、今後ですね、こういったことが可能であれば、例えば、牧野の土地で太陽光パネルをやりながら牛の放牧をやるというようなことも考えられるわけですが、その際、やはり採草放牧地として使用する場合に、その土地、牧野組合の土地を再除染といいますか、除染ができるかどうか。というのは、採草放牧地にして草を食べさせると多分放射能が出ると思うんですね。その点は、環境省に依頼して除染できるかどうか伺いたいと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） 牧野の除染ということと営農型の太陽光というふうな話でございますが、村内におきましても営農型の太陽光の設置箇所は数十件設置がございます。

あと、牧野の部分での今後の牛の放牧というふうな形での部分でございますが、環境省に確認したところ、一部は牧野については除染をした部分はありますが、ほぼほぼ山林に近いような部分に関しては、ほぼほぼ除染をしていないというふうな状況がありますので、やはり今後の利用につきましては、協議会の中で今後の利活用の部分をちょっと協議していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

4 番（佐藤眞弘君） 実は、この営農型で牛を放牧して太陽光パネルを敷いてやっているというところが二本松にございます。やはり飯舘牛の復活を考えて放牧事業をこれからやるとすれば、そういった先進地も見て、研修して、視察して勉強することも大事なというふうに思っています。

ここで、質問を変えたいと思います。

みがきあげよう！ふるさと補助金、これ大変すばらしい事業で5年間取り組んできたわけですが、かなり行政区によって取組にばらつきがあるようで、例えば、4区は令和3年から5年間の間に1円も使っていない、去年が6万5,000円しか使っていないとかですね。あとは、6区については去年はゼロ、3年間で30万円しか使わなかったというようなところがあって、かなり行政として取組にばらつきがあるんですけれども、これについての課題等について把握しているかどうか伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） みがきあげよう！ふるさと補助金、なかなか行政区によってばらつきがあって、使っていないところは本当に手つかず状態ぐらいのところもあるというような議員のご質問でございます。

確かに、行政区によっては、積極的に事業計画を立ててやっているところの中にはあるところであります。ただ、今ほどあったように、例えば役員会、役員の体制、そういった部分もなかなか大変だという、あるいは、若い人たちがなかなか集まる機会もなかったりということで、なかなか計画づくりの段階から苦慮しているというような行政区の中にはあるというようなことのようにあります。

ただ今般の令和8年度以降の、みがきあげよう！ふるさと補助金。令和8年度以降もまた5年間継続しますよというような話をする中で、今年度については各行政区のほうでコミュニティ担当が中心になって今後の5年間の計画づくりに当たっていただいているところでありますし、その中でこの令和7年度の事業費を使っている、また、そういった今年度の計画をつくる中でも今年度何かできるのではないかなというようなことで、各行政区のいろんな事業の実績を見ながら、それぞれ工夫しながら検討はいただいているというような状況であります。なかなか行政区の中の組織体制、それがきちんとうまくいかないと計画づくり、それから事業展開に進まないのかなと思っておりますが、まず話合いの機会をなるべく多く持ってもらおうということ。それが一番大事なかなと思っております。

今年度につきましては、次年度の計画もそうですが、そういった役員会、それから実行委員会形式の行政区もありますが、できるだけ集まって話し合う機会を設けてもらう、それがまずは一番最初に必要なのかなと思っておりまして、そういったことで今年度、今まで進めてきていただいているというような状況です。

今後も引き続き集まりの機会を、行政区の中で集まりの機会を多く持っていて、できるだけ今年度に今ある事業費を使ってもらう、また次年度以降についてしっかりとした計画をつくっていただけるように進めてまいりたいと思っております。

4 番（佐藤眞弘君） この地域みがきあげ計画ですね。また令和8年度から、また5年間、今年度は見直し期間ということになりますけれども、ぜひ各行政区ともしっかりと取り組んでいただいて、使い切っていただくといいますかね、今度は7次総に沿ったみがきあげの事業を各行政区でしっかりと取り組んで、それに向けて進んでいただくようお願いして一般質問を終わりたいと思います。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時03分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月17日

飯 舘 村 議 会 議 長      高 橋 孝 雄

同                      会議録署名議員      佐 藤 眞 弘

同                      会議録署名議員      佐 藤 一 郎





令和 7 年 6 月 1 8 日

令和 7 年第 5 回飯舘村議会定例会会議録（第 3 号）

| 令和7年第5回飯舘村議会定例会会議録（第3号）                                                                      |                        |                    |             |                            |         |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------|-------------|----------------------------|---------|----|
| 招集年月日                                                                                        | 令和7年6月18日（水曜日）         |                    |             |                            |         |    |
| 招 集 場 所                                                                                      | 飯舘村役場 議会議場             |                    |             |                            |         |    |
| 開閉会の日                                                                                        | 開議                     | 令和7年6月18日 午前10時00分 |             |                            |         |    |
| 時及び宣告                                                                                        | 閉議                     | 令和7年6月18日 午後 2時51分 |             |                            |         |    |
| 心（不心）<br>招議員及び<br>出席議員並<br>びに欠席議<br>員<br><br>出席10名<br>欠席0名<br>○ 出席<br>△ 欠席<br>× 不心招<br>△○ 公欠 | 議席番号                   | 氏 名                | 出欠          | 議席番号                       | 氏 名     | 出欠 |
|                                                                                              | 1                      | 飯 畑 秀 夫            | ○           | 2                          | 花 井 茂   | ○  |
|                                                                                              | 3                      | 横 山 秀 人            | ○           | 4                          | 佐 藤 眞 弘 | ○  |
|                                                                                              | 5                      | 佐 藤 一 郎            | ○           | 6                          | 渡 邊 計   | ○  |
|                                                                                              | 7                      | 菅 野 新 一            | ○           | 8                          | 佐 藤 八 郎 | ○  |
|                                                                                              | 9                      | 佐 藤 健 太            | ○           | 10                         | 高 橋 孝 雄 | ○  |
|                                                                                              |                        |                    |             |                            |         |    |
| 署名議員                                                                                         | 6 番 渡 邊 計              |                    | 7 番 菅 野 新 一 |                            |         |    |
| 職務出席者                                                                                        | 事務局長 志賀春美              |                    | 書記 糯田文也     |                            | 書記 羽田 一 |    |
| 地方自治法の<br>第121条の1<br>規定による<br>説明のため<br>出席した者<br>の氏名<br><br>○ 出席<br>△ 欠席                      | 職 名                    | 氏 名                | 出欠          | 職 名                        | 氏 名     | 出欠 |
|                                                                                              | 村 長                    | 杉 岡 誠              | ○           | 副 村 長                      | 中 川 喜 昭 | ○  |
|                                                                                              | 総 務 課 長                | 村 山 宏 行            | ○           | 村 推 進 課 長                  | 佐 藤 正 幸 | ○  |
|                                                                                              | 住 民 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 荒 真一郎              | ○           | 健 康 福 祉 課 長                | 今 野 智 和 | ○  |
|                                                                                              | 産 業 振 興 課 長            | 松 下 貴 雄            | ○           | 建 設 課 長                    | 高 橋 栄 二 | ○  |
|                                                                                              | 教 育 長                  | 高 橋 澄 子            | ○           | 教 育 課 長                    | 三 瓶 真   | ○  |
|                                                                                              | 生涯学習課長                 | 山 田 敬 行            | ○           | 農 業 委 員 会 長<br>農 事 務 局 会 長 | 松 下 貴 雄 | ○  |
|                                                                                              | 選挙管理委員会<br>書 記 会 長     | 村 山 宏 行            | ○           | 農 業 委 員 会 長<br>農 会 会 長     | 原 田 直 志 | △  |
|                                                                                              | 代表監査委員                 | 松 田 敏 行            | ○           | 選挙管理委員会<br>委 員 会 長         | 伊 東 利   | △  |
| 議 事 日 程                                                                                      | 別紙のとおり                 |                    |             |                            |         |    |
| 事 件                                                                                          | 別紙のとおり                 |                    |             |                            |         |    |
| 会議の経過                                                                                        | 別紙のとおり                 |                    |             |                            |         |    |

令和7年6月18日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～7番）
- 日程第 3 令和7年請願第3号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について
- 日程第 4 令和7年請願第4号 「消費税5％への減税を求める意見書」の提出について
- 日程第 5 令和7年陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

議会運営委員長から、請願第3号「インボイス制度廃止を求める意見書」及び請願第4号「消費税5%への減税を求める意見書」の審査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、総務文教常任委員会から、陳情第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の審査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 菅野 新一君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1番（飯畑秀夫君） おはようございます。議席番号1番 飯畑秀夫です。

早いもので、東日本大震災から14年と3か月が過ぎました。平成23年に村の人口は約6,500人住んでおりました。しかし、今現在は約4,500人に減り、定住している村民は約1,500人になっております。

また、避難生活の中、飯舘村発展のため、また村民のためにご尽力された方々が、村の復興を見届ける前にご逝去されました。心よりお疲れさま、ゆっくり休んでくださいと、これからきちんとまた、行政と一緒に村復興のために頑張っていく決意をしているところであります。「原発事故がなければ、平凡かもしれないが、家族がみんなで楽しく生活していた」と話しておりました先輩の言葉は今も忘れられないです。村復興に向けてしっかりと議員活動をしていきたいと思っているところであります。

原発事故当時を思い出すと、原発事故から数年後、私は避難先から車で移動し、ラジオを聞いておりました。原発事故当事者の副社長がラジオで話しているのを聞きました。個人の考えとして当時の副社長は話しておりましたが、「個人として、原子力発電所の稼働は必要だ」と理論を話しておりました。私は頭に血が上り、東京電力本社に電話を

し、間違っても、加害企業のトップが話すことではないと抗議いたしました。なぜなら、原発事故で地域のコミュニティー、学校、病院、診療所、家族関係、たくさんの夢も、壊された人、村民がたくさんおります。だから、私は被害者として、原発の再稼働は個人としては反対であります。

原発事故から間もなく15年が過ぎますが、福島第一原子力発電所の廃炉と同じく、まだまだ飯舘村の復興は先が見えないのが現状であります。国、県には、これまで以上の復興予算、施策を希望いたします。

それでは、質問に入ります。

大きな項目1、再生可能エネルギーについて、一般質問させていただきます。

今現在、全国山間部を中心に、脱炭素と称して風力発電及び太陽光パネル設置が急速に推し進められております。その一方で、土砂災害時のリスクや、太陽光パネルで使用されている化学物質における毒性について徐々に周知されてきております。一例を挙げると、ある県北地区では山林を切り開いて太陽光パネル設置後に井戸水が出にくくなった事例もあるようであります。

小さい項目の1は、風力発電事業及び太陽光発電事業を仮定した場合の行政の考えるリスクマネジメントをお伺いいたします。

小さい項目の2、前回、私の一般質問の中で行政側から、風力発電及び太陽光パネル設置を推進したことにより福祉向上に資するものであれば検討するとの回答をいただきましたが、その福祉に資するものは設置可能なのか、具体的にどのようなことが福祉向上に資する内容なのか、お伺いいたします。

小さい項目の3、当村も例外ではございませんが、全国的に都市部から離れた山間部等に風力発電事業、太陽光発電事業が申請されております。当村の考えをお伺いいたします。

小さい項目4、本村に計画されている再生可能エネルギー、特に風力発電事業の申請の環境配慮書、環境影響評価方法書、これから出る準備書もありますが、当村できちんと精査しているのかお伺いいたします。

小さい項目5、率直に、当村南側に計画されている風力発電所は、飯舘村として賛成なのか反対なのか、村長の考えをお伺いいたします。

大きい項目の2、農業施策についてお伺いいたします。

昨今の米高騰を受けて、備蓄米を市場に国が放出しております。現在も米の平均価格は高止まりのままです。今年度の米の先物取引では、ある企業では30キロ2万円半ばで買い付けが決まっているという話も聞こえてきております。米高騰は単純な問題ではなく、来年度も解決することなく続くのかなと言う人もおります。

この米高騰における原因は、様々な臆測が飛び交っておりますが、国の減反政策と、今までの米相場が安過ぎたことにより米農家が減少したことが主な要因とも言われております。米農家を時給に換算するということ、何か雑誌か本を見たんですが、米農家は時給10円と言われております。米農家、野菜農家もですが、直接聞いた話だと10円以下で、逆に、10円ではなくて農業はマイナスだという声も現にあります。

我が国でも、そろそろ本腰を上げて食料問題に取り組むべきと考えます。我が国の食料は半分以上が輸入に頼っているのが現状みたいです。もし輸入がストップすると死活問題で、これが我が国のアキレス腱みたいなものになったと思っております。幸いにも当村では自然豊かで農地が多いです。個人的には、その自然を生かしていきたいと考えております。

そのことから、小さな項目1は、本村の田畑の水路や暗渠工事を今実施しておりますが、その計画の進捗状況をお伺いいたします。

小さい項目2、農地保全事業が令和7年度で終了するということでありますが、それが終わればいろいろな荒廃地とかがたくさん出てくるわけですが、本村の施策があればお伺いいたします。

小さい項目3、原発事故で放射線8,000ベクレルを超えるため池の除染を実施しておりますが、個人で使うため池もやってもらいたいという声もあります。個人のため池はいっつ行うのか、お伺いいたします。

以上、2点8項目について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、風力発電事業及び太陽光発電事業を仮定した場合の行政の考えるリスクマネジメントについてお答えいたします。

風力発電事業及び太陽光発電事業については、その事業主体において、騒音や低周波音、景観への影響、電波障害、生態系への影響など、考え得るリスクを適切に評価し、しかるべき対策が施されるべきものと考えております。

したがって、村としましては、これまでも美しい村づくり推進条例に基づき、事業者に対し、地域住民と継続的にコミュニケーションを図り地域の声を吸い上げること、騒音対策、景観配慮、設備の耐震化など生活環境への配慮を徹底すること、各種法令に適合する対策を施すことなどを指導してまいりました。

なお、美しい村づくり推進審議会においては、景観や環境に対する影響のみならず、事業の転売に伴う乱開発などの危険性があることから、発電事業主体の変更の可能性があるかなど、後年度のことも含めて審議をいただいているところです。

次に、ご質問1-2、風力発電・太陽光発電事業において、どのようなことが福祉向上に資するのかについてお答えいたします。

住民福祉の向上に資することとしては、地域に住む人々が、心身ともに健康で、安心して生活し、それぞれの能力を発揮できるような環境や状態を実現するためのあらゆる要素が考えられます。

具体的には、生活の安定、健康の維持・増進、安全・安心な生活環境、教育の充実、社会参加・交流の促進、文化・芸術・レクリエーション、環境の保全などであります。

一方、本村の行財政の状況を考えますと、将来想定されるさらなる人口減少や復興・創生期間終了後の歳入の減少に伴い、これまで行ってきた介護、医療、福祉、コミュニティー事業などの行政サービスが先細りし、後年度において維持できるのかを懸念しているところです。

本村において、風力発電や太陽光発電の再生可能エネルギー事業に取り組む企業につきましては、村民と同じ目線に立ち、自分たちの地域という意識を持ちながら、行政サービスや地域の活力が低下しないための取組を、住民や地域、村と一緒にあって、創意工夫し取り組んでいただくことが、住民福祉の向上の最たるものであると考えているところです。

次に、ご質問１－３、山間部における風力発電事業、太陽光発電事業についてお答えいたします。

村としましては、村内における再生可能エネルギー事業については、計画段階からの把握に努めるとともに、個別の事業ごとに、地元の理解を得ているか、美しい村づくり推進条例をはじめとした各種法令による制限をクリアしているかなど、事業ごとに判断をしていく考えであります。

次に、ご質問１－４、本村に計画されている風力発電事業の環境配慮書、環境影響評価方法書、準備書を精査しているのかについてお答えいたします。

環境影響評価法、いわゆる環境アセスメント法に基づく計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書の手続におきまして、事業者には一定期間の公告及び縦覧期間を設け、住民等に意見を求めることとされており、また、方法書及び準備書の手続では、併せて縦覧期間中の説明会開催が義務づけられております。

これらの手続の中で、事業者は県知事からの意見を次の段階の手続において反映させる必要があり、県からは村の意見を求められることから、村としてもこれまでの環境アセスメントにつきましては、縦覧期間中に事業者に提出された村民等の意見も踏まえ、内容を精査した上で、県に対し意見書を提出しているところです。

なお、準備書については、環境アセスメントの結果について意見を聴くものであり、環境影響評価書に意見を反映させることができる最後の手続であることから、村としまして、事業者より送付された準備書の内容の精査はもとより、縦覧期間中に提出された住民等からの意見を把握し、環境影響評価書へ漏れなく反映されるよう、意見を提出してまいります。

次に、ご質問１－５、本村南側に計画されている風力発電事業についてお答えいたします。

村内における再生可能エネルギー事業については、さきのご質問にてご答弁いたしましたとおり、事業実施に伴い、住民福祉の向上に資する取組がなされるかどうかが重要であると考えております。

事業者が、村や村民と同じ考えに立ち、自分たちの地域という意識を持ち、創意工夫を凝らした住民福祉の向上に資する取組を行っていただくこと、また、その内容や事業者の考え方、思いが村民の理解を得られることが重要であると考えており、村民を交えた勉強会などにより村民の意見を踏まえた上で判断してまいります。

次に、ご質問２－１、本村の田畑の水路や暗渠工事の計画の進捗状況についてお答えいたします。

村では、福島再生加速化交付金を活用した農業基盤整備促進事業として、原子力災害か



ら復興を加速するために、営農再開を目的とした水路や暗渠排水等の農業用施設の整備等を実施しております。

当該事業における進捗状況ですが、今年度は国からの指導により、既設の用排水路及び暗渠排水設備の機能診断を進めており、当該機能診断の判定結果に基づき、改めて今後の事業量を確認することとしております。

なお、水路工事の機能診断は令和7年度と令和8年度、暗渠排水工事の機能診断は令和7年度での完了を目指して進めてまいります。

機能診断の結果を踏まえて、建設課、産業振興課が連携して、営農再開を目的とした水路工事及び暗渠排水工事を進めてまいります。

次に、ご質問2-2、農地の保全事業が令和7年度で終了するが、本村の施策についてお答えいたします。

農地の保全については、福島県営農再開支援事業の中の農地保全や県知事特認メニューを活用して、平成25年度から令和6年度まで取り組んでおり、令和7年度については、令和8年度に営農再開が確実な担い手が決まっている農地のみが対象となるとの国・県からの説明があり、当該事業要綱の改正に基づき、各集落に説明を行ってきたところであります。

なお、営農再開支援事業以外でも、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等、荒廃抑制にも活用できる各種制度があり、それらを活用した農地や農業水利施設等の維持管理についても協定集落に交付決定しております。

現在、農地集積や担い手マッチングの対象になり難い宅地周りの農地について、新規作物として綿花の実証栽培等を進めているほか、農政局や県、JAに営農品目の紹介を依頼するなど、農地の荒廃防止に向けた検討や取組を進めているところです。

次に、ご質問2-3、原発事故で放射線8,000ベクレルを超えるため池除染を実施しているが、個人のため池はいつ行うのか伺うについてお答えいたします。

村では、福島再生加速化交付金を活用し、農業水利施設等保全再生事業として、ため池放射性物質対策工事を実施しております。

なお、当該事業はいわゆる除染事業ではなく、対象となるため池については、県の農業用ため池データベースに登録され、かつ、村のため池台帳に登載されているため池となっております。

今後につきましても、事業対象となるため池について、担い手による営農再開等を確認しながら、当該事業の実施に向けて国との協議を進めてまいります。

以上となります。

1 番（飯畑秀夫君） 何点か再質問させていただきます。

まず初めに、再生可能エネルギーについて、風力発電事業、太陽光発電事業を仮定した場合の行政の考えるリスクマネジメントについて伺います。

いろいろ関係があって、同じような内容とかを前回も質問したんですが、ちょっと時間がなかったので、村、村長の考えをお聞きしたくて、今回質問をしているところであります。

これを見ますと、美しい村づくり推進条例に基づきという感じになって、いろいろありますが、美しい村づくり推進条例の推進委員とは何名で構成されており、どのぐらいで定期的に開催されているのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 美しい村づくり推進審議会の委員については、5名を選出させていただいております。今まで不定期で開催をしておりましたが、昨年度から定期的に開催するよにということで進めてきたところであり、今、年間4回ほどですね、定期的な開催ということで進めるというようなことで行っているところです。

1 番（飯畑秀夫君） 今、国に申請されている風力発電所もありますが、その中でこれからもっと期間を短くして、推進委員の5名の人、また役場職員が入ってやっていくのかなと思っておりますが、リスクマネジメント、これを造ったときにはいろいろな、山の上を削って風力発電等を建てるわけで、やはり災害等のリスクがあるわけであります。

もし災害が起きた場合、行政でなく事業者が責任を負うのかなと思いますけれども、そのときに、もし最初から分かっていたら、やはりこうしたらいいんじゃないかとかいろいろあるわけでありますが、続けてあれしますと、秋田県では風車の羽が落下したとか、いろいろなリスクというか後々のことが起きてきます。その場合、まるっきりもう国のものが通れば行政がタッチできないのか、災害が起きたときは行政がもっと何か踏み込んでいけるものなのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 審議会の中で、議員からおただしのあるような災害、そういったものが発生する懸念がないかどうかという部分もしっかりと判断をしていただいているところであります。事業者からは、表土を削って雨が降ったときに水がどのように流れるのか、その水はどのように処理するのか、そういった経路も含め最終的な流れ先、あるいは大きな高い建物であれば倒壊等のおそれがないかとか、そういった場合にどのような災害が想定されるか、そういった部分も細部にわたって質問を投げかけまして、事業者から説明を受け、事業内容を確認しながら行っているところであります。

万が一、そういった事態が起こった場合には、事業者の責任でということになりますが、その際には、これはもうしっかりと指導してまいるということであります。

以上でございます。

1 番（飯畑秀夫君） 当村には、美しい村づくり推進条例があるからよかったなとも思っております。条例の中できちんと精査して、最初にやる、やるやらないは別として、業者と話し合い、いろいろなコミュニケーションを取りながらやっていくということではありますが、この下のほうに、「美しい村づくり推進審議会においては」、ここ、いいこと書いてあるなと思って、「事業の転売に伴う乱開発などの危険性があることから」と書いてありますが、この事業が始まって転売等をされたらやはり困る、20年あるわけですから。

私たち議員も、大きな発電所ができるということで、川俣町から来てもらい研修を受けました。そのとき言われたのが、決めるのは自分たち行政、今いるトップの方ですけども、私たち議員も関係するかもしれない、その人が10年後、20年後、責任を持つのかと。その言葉に少し私はちょっと強いあれを感じたんですが、そうなると事業者がやっ

ぱり責任を持って、20年後、きちんと解体して元に戻す約束をしているのか……、すみません、元に戻すんですけれども、これをもし造った場合は、最悪、国有林でも元に戻す、そういうのも入っているのか、各業者から伺っているかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 事業が終息した場合に、きちんと現況に戻すのかということですが、当然、そういったことも事業の計画の中には入っているということです。

また、事業を実施して、最終的に、それを使っているときの維持管理、またはそれが転売というか、ほかの事業者さんに譲渡される、そういった部分も懸念していろいろ質問等もしておりますが、地権者との契約、また事業者、施工者の間の契約、そういった契約書の内容等もきちんと確認をさせていただいて、しっかり、もしほかの事業者に譲渡された場合には、最後の解体のときまで含めて責任がきちんと達成されるかという部分を契約書等によって確認をして、最後まで責任逃れのないように、その部分を確認しながら審査の決定をしまっているところでもあります。

1 番（飯畑秀夫君） もし転売した場合のことも今答弁もらいましたが、転売は前提ではなくて、きちんと責任を持って最後までやるという会社でなければ私はいけないと思っております。

これ、もし解体とすれば、「いいたて何とか発電所」とかってよくつきますけれども、私は個人的な意見としては、25年だったら、「何々会社25年後に解体する風力発電所」という名前をつけます。つけてもらいたいですが、村としては風力発電所とか太陽光発電ができた場合、村で名前というか名称、仮称で今いろいろついていますけれども、名称等、そういうことが来ているのかどうかお伺いいたします。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時28分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時29分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今、計画で進められている事業につきましては、仮称ということで進められている部分でありまして、その事業が採択されたというものでありますので、そういった段階で今それぞれのことが上がってきているところです。

1 番（飯畑秀夫君） 美しい村づくり推進審議会で、景観や環境に対する影響も鑑みて、これからも審議する、これから開いて検討することなので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

風力発電・太陽光発電事業において、福祉向上に資するものは何かとお聞きしたときの答弁で、すgoいいっぱい挙がってきているわけですが、生活の安定、健康の維持・増進、安全・安心な生活環境、教育の充実、いっぱいありますけれども、結局、風力発電、太陽光発電だけで全部成り立つものではないと思いますので、もうある程度絞って、もし

やる場合、そういう基金とかもらった場合、これは何かに特定してやるとかということも考えているのか伺います。

村長（杉岡 誠君） 答弁の趣旨としては、いわゆる寄附金をもらって村行政側でこれをするということを限定して申し上げているわけではなくて、事業者自身がそういうアイデアを持って、例えば人員の提供も含めて一緒になってやるということも想定しながら、住民福祉の向上の具体的にはということで今おっしゃったようなこととお話し申し上げた部分であります。

ですから、行政が一方的にやるということであれば、昨日の一般質問でご答弁申し上げたとおり、村が寄附をもらうという形は一つの方法かもしれませんが、今後は寄附ということだけではなくて、事業者自身が地域の課題と一緒に自分たちの課題としながら、自分たちの地域なんだという考えの下に共に課題解決に向かって歩んでいくという、そういう事業者が必要ではないかということを申し上げている、そういう趣旨で申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

1 番（飯畑秀夫君） 事業者が決めるということでありまして。やはり一番今、村で足りないのは働く場所であります。その事業が来た場合、働く場所、人、雇用がたくさん増えれば、これは本当に住民福祉の向上になって、いろいろなものに回るわけでありまして、もし稼働した場合、どのぐらいの経済効果、一応、役場では少しは見込んでいるのかなと思うんですが、その辺、今時点で分かる範囲でお答えいただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） こういった再生可能エネルギー事業が来た場合、雇用等が生まれるか、また地域経済がどうなるかということでありまして、それぞれの事業によって、事業の規模等もありますが、それを維持管理していくための雇用が生まれるのかなとは思っているところであります。また、管理面についてはそれなりの技術者等が必要でありますので、そういった方ということになるかと思いますが、できるだけ地元の企業を使っていただくということで進めていただくよう、お願いしていくようになるのかなということでありまして。

具体的に、この事業であればこのぐらいという分析は、算出は困難ではございますけれども、少なくとも、地元の企業を使っていただく、雇用が生まれるということは間違いないのかなと思っているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） これからもいろいろ検討してもらいたいと思います。

では、次に行きます。

全国的に、都市部から離れた山間部等に風力発電の事業、太陽光発電が申請されておりますが、それについて再質問いたします。

「日本で最も美しい村」連合に飯舘村も加盟しておりますが、福島県で見ると、三島町、大玉村、昭和村等が加盟しております。その中で、同じく「日本で最も美しい村」連合に加盟している昭和村さんは、2022年に風力発電建設に反対しております。

その記事を見ますと、昭和村さんの村長の言葉がありますが、「再生可能エネルギーの利活用を否定するものではございませんが、今回の事業実施想定に含まれる健康面や防災面への影響が懸念されました。加えて、騒音や低周波音等による様々な健康被害が想

定されるとともに自然保護・文化財保護、自然景観の保全といった面からも大きな問題がありました。このような状況を踏まえ、村民の命と健康、そして美しい村を守るべく、事業者へ直接、事業の白紙撤回を求めました。また、林野庁や環境省にも出向き、村としての考えを率直にお伝えしてまいりました」ということで書いてあって、昭和村はいろいろなものを精査して否定したという経緯があって、たまたま「日本で最も美しい村」連合に入っていましたので、その件に関して村長の考えというか、逆にもし、推進ではないですけども、いろいろなトータルの面で、さっき言った村の福祉向上に資するもので、判断として先ほどの方の集まりの中でこれは推進したほうがいいのかといった場合、「日本で最も美しい村」連合を、もし仮にですね、脱退してでもやるみたいな感じとかがあるのか、個人的に今お聞きしましたが、村長の今の考えをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今、事例として昭和村さんのお話を、新聞の記事ですね、ご朗読いただきましたが、その新聞の記事にあるとおり、昭和村さんは具体的な事業については反対をされたということですので、冒頭おっしゃられたように再生可能エネルギーそのものは批判しないんだということなので、「日本で最も美しい村」連合に入っている各市町村で、再生可能エネルギーを全くやっていないという市町村は、ほぼほぼないのではないかなと思います。

それらは、やはり「美しい村」という考え方が、これは町村ということになりますけれども、単に景観のみならず、その景観を形づくってきた歴史であったり、今実際にそこでそういうなりわいにいそむ方々、あるいは伝統をつないでいこうとする方々のそういう感性といいますか、生き方そのものも含めて評価をされているものでありますので、単に風力発電が例えばできたから、それをもって美しい村じゃないんだというようなレッテルが貼られるものでもありませんし、それが住民の例えば合意であったり、住民福祉の向上に資するものとしてこれは必要だったよねということになれば、それはそれで行政としての判断としてはあり得るだろうとは思いますが。

ただ、今具体的に進んでいるものについて、今予断を何かしているものではありませんので、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、これから今具体的に進んでいるものについては、その前にまずは勉強会というものを村主催でやりながら、実際、風力とはどういうものなんだと、再生可能エネルギーと言っているけれども、どういったものが含まれるのかとか、いろいろな勉強をして、いろいろな住民の方々と一緒に協議をしたり議論をしながら、個別の事業についてはまたさらに審議会のご意見をいただいたりしながら判断をしてまいりたいと考えているところです。

ですので、現段階で、「日本で最も美しい村」連合から脱退するとか、そんなことは一切条件としては考えておりませんので、そのことは申し添えたいと思います。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 勉強会を開くということで、私たち議員も、産業厚生常任委員としてどこへ視察に行くかとみんなで検討したとき、委員長から青森県と、東北では青森県が一番、風力発電事業が大きい、その中で六ヶ所村もいろいろ有名、原子力もありますけれども、風力、太陽光パネルも進んでいるので、六ヶ所村、中泊町、横浜町を視察してま

いました。

行政の方から丁寧に説明をいただき、行政は、町民・村民に丁寧に始まる前に説明した行政もありますが、中には業者から後から、業者任せみたいなのところもあります。どっちがいいのかという感じではありますが、先ほどの反対の意見もありましたけれども、その村長、町長、市長の考えでありますけれども、米沢市長も栗子山の反対をした、最近だと福島市の木幡市長も風力発電に関しても反対したということがありましたけれども、なかなかやっぱり難しいものかなと私も思っております。

研修したときには、やはり行政に対しての住民福祉に資するものという、村長が言ったとおり当てはめれば、それにどこまで風力発電や太陽光発電が寄与するかが一番大切であり、勉強会を開くということではありますが、順番でいきますと方法書、次、準備書が来ればもう設計段階に入ってくるのかなと思い、そうなりますともう本当に1年、ほかの議員も言っていましたけれども、1年ないのかなと思っているところであります。

昨日もありましたが、この勉強会ですけれども、私たち議員ももしあれば一緒に勉強したいとは思っていますので、もう一度、この勉強会はどのような形で、役場職員もあると思いますけれども、事業者も、その中で村民も、どのような感じで勉強会とか説明というか、事業計画でもいいですけれども、実施するのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村主体での勉強会についての再質問であります。

今度の広報、6月20日号の広報の折り込みで同封させていただこうと思っているところではありますが、第1回目の勉強会を、7月6日日曜日、交流センターで行う予定ではあります。午後1時半からということで予定しております。

中身につきましては、一つはゼロカーボンビレッジいいたての取組と風力発電についてということでの全体的な勉強ですね。それから、2つ目として、その上で今、環境アセスメントを進められておりますが、そういった部分の風力発電事業について詳しく事業者のほうから説明をいただくということで、対象者は村民にかかわらず広く来ていただければということで、ぜひ議員の皆様についても、この勉強会には参加していただければと思っているところであります。

また、2回目につきましては、7月27日日曜日、これも午後1時半に予定をしているところです。これは、会場はいちばん館ホール、または防災センター、どちらかで行いたいということで思っておりますが、今ほど村の中で環境アセスを進めております事業者が、地域共生策について考える部分はこういったものかということで皆さんにお話をし、皆さんからご意見をいただきながら、しっかりと会社でも考えていきたいという話のようでありますので、そういった勉強会を予定しているところであります。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） 私も時間が合えば参加したいと思います。丁寧に対応してもらいたいと思います。

続きまして、次の4番目の再質問に入ります。

風力発電事業者申請の環境配慮書、環境影響評価書、方法書、準備書についてお伺いしましたけれども、私も見ましたけれども、これは縦覧されているということですので

も、期間はどれぐらいなのか、アンケートか何か書くものがあるのか、ただ見るだけなのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまの再質問の前に、先ほど私、勉強会の説明の中で、対象をかなり広くというような話をさせていただきましたが、今回、村民を対象にということで、村外の方についてはやはりいろいろな意見が飛び交ってしまうとということもありますので、まずは村民にしっかりと話を聞いていただいて学んでいただきたいということで、チラシには対象者ということでは書いてございませんが、村民を対象に進めたいということをお願いしたいと思っております。村民勉強会ということでもありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

今ほどの再質問の部分であります。環境アセスの中のそれぞれ、準備書、方法書等についての対象期間であります、ちょっと私、詳しく今手元になくて、どのぐらいの期間で実施したのかということをお答えすることはできないわけですが、その中で出されました村民からの意見、そういったものについては、直接事業者意見として提出するという形になっておるところであります。

多分に様式等は、用意している事業者もありますし、用意しない事業者もいるかと思いますが、連絡先についてはきちんとそこに記載されているものと思っておりますので、直接意見を出していただいて、それを村、行政のほうに、こういった意見がありましたということで報告が出されるということになっているところあります。

1 番（飯畑秀夫君） 内容を精査しているかということで、精査しているということだったので、いろいろ期間とか分かるのかなと思ひて聞いたんですが、ここにありますけれども、すごい厚いんですね。これは方法書ですけれども、環境影響評価方法書、400ページ以上あって、自分見ても全然分からない専門用語もたくさんあるんですが、これ見て、流れていくわけですが、その内容で、この答弁見ると、内容を精査した上で県に意見書を提出しているということで答弁もらっていますが、この意見書の内容を簡単に、どのようなものを出したのかお伺ひいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどの再質問は、今進められているアセスメントに対してのものかと思ひます。今、隣の市との間で進められている事業もあるわけですが、そのときではなくて、今現在行われているアセスの関係ということで。

今、村の南側で進められている環境アセスの関連であります。内容としまして、村から県知事に対しての意見回答ということでありますが、少し読み上げさせていただきますけれども、これは方法書の意見であります。

今後の環境影響評価法に基づく手続等においては、生活環境並びに自然環境への影響が懸念される事項（騒音及び超低周波音、風車の影、動物・植物生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場など）を十分に精査し、飯舘村及び地域住民の意見や専門家等の助言を踏まえ、適切かつ慎重に環境影響評価を実施すること。さらに、飯舘村及び想定される区域周辺の地域住民等に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を行うこと。

また、2つ目として、風力事業の賛否については、地域によって様々な意見があるため慎重な対応を求めるとともに、十分な説明と議論の機会を設けること。

この2点を意見として回答させていただいているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。これ、後ほど資料をもらえればありがたいです。

今は、方法書の意見書を出したということではありますが、先ほど言ったとおり、準備書ですか、これからの流れでいきますと。準備書のときも、最終的には村の意見書が多分、県知事から求められるのかなと思うんですが、そのとき、隣だから川俣町、二本松市、浪江町、南相馬市の長から意見を聴くと私は県からお聞きしております。

それに対して、今のよりも踏み込んだ意見書が、いろいろ村民、また勉強会を開いた中で出るのかなと思うんですけども、最終的には杉岡村長の判断ということで意見書はよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 意見書というのは、村の中でしっかりと担当課も含めて精査をした上で提出しますので、全て村長名で出しますから、それは飯館村長杉岡 誠という名前で出すことになります。

ただ、それが私個人の主観とか個人で決めたものということではなくて、あくまで行政機関として、あらゆることを踏まえ、あらゆるものを検討した上で意見書というものをまとめて、飯館村という自治体の代表者である私の名前で提出をさせていただくというものであることをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） いろいろ時間というか、流れ的にもう進んできているので、やはり村としてもこういう方向性でいくとはっきり、住民と、村民と話し合い、議会とも意見を交わしながら進めてもらいたいなと思っておるところであります。

これに関して1つお聞きしたいんですけども、風力発電だとまだ完全に決まっていないですけども、送電線、埋設にするという予定だということでお聞きしてありますが、もし埋設した場合、どうしても村道に埋設したいとかなれば、これは福祉向上というか、村の道路の収入とかになるのかお聞きいたします。

建設課長（高橋栄二君） 村道の下に埋設されるということになれば、占用許可という手続が必要になってまいります。さらには、占用料ということで、若干の収入になるということでございます。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。ある程度そうなれば、これから多分、準備書とか設計書が出てくれば、村とも相談、もし村のものを使うとなれば来るのかなと思います。でも、風力発電、太陽光、これからいろいろな申請、いろいろなところが来ております。丁寧に審議しながら対応してもらいたいと思います。

続きまして、農業施策について再質問いたします。

水路や暗渠工事、進捗状況を聞きましたけれども、進んでおりますが、農地台帳に載っていて、まだ今は再開しない田畑の水路とか暗渠も最初は可能だったと聞くんですが、再開しないとこの工事は受けられないのか、お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 農業基盤整備事業でございますが、営農再開予定のある箇所、担い手のついている箇所ですね、地域計画で示されている農地が対象となると。それで、どんどんさらに担い手がつくということであれば、それがまた対象の農地ということにな



ってまいります。

- 1 番（飯畑秀夫君） 担い手がつくといっても、なかなかちょっと難しいんですけれども、先ほどの保全事業とかで今やっていて、田畑をこれからやるかもしれない、やる予定でも、もしかしたら子供たちがやるかもしれないという人たちで、将来やる予定があれば、今この暗渠工事とか水路等もできるのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 地域計画に基づいて、それで担い手がつく、確実につくとか、そういった予定がある箇所が対象となる農地ということでございます。

- 1 番（飯畑秀夫君） 水路に関して、U字溝入れの工事がありましたけれども、U字溝に関しては、何か台帳、基本台帳みたいなものとか、昔からU字溝が入っていなければ交換できないとかってなっていましたけれども、実際、国土調査後、飯舘村のを見れば分かりますが、みんな自分たちで改良して地目が変わっていたり、実際の水路は本当はこっちなんだけれども、こちらに水路あるけれども直してもらえないんだという意見がいろいろありましたけれども、今現在、水路も台帳に載っていないければ、本当にU字溝が入っていないければ、この水路関係はできないのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 営農に資する水路として水路敷があるところであれば、この事業の対象にはなると。さらに、担い手のついているところということになってございます。

- 1 番（飯畑秀夫君） じゃあ、今現在、この工事、畑、田んぼがあれば、水路になっていれば大丈夫だということでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） はい、公図上、水路敷としてなっていれば、対象となるということでございます。

- 1 番（飯畑秀夫君） 図面に載っていなくてもできるのであれば助かります。

続きまして、農地保全事業が令和7年度で終了するということで、今、県、国のほうでいろいろ、村の復興に対して厳しくしているところでもありますけれども、冒頭で言ったとおりまだまだ、原子力発電所と同じで、飯舘村の復興、人口が減っている、元どおりになっていない中、いろいろなことを削減するのはいかなものかなと思っているところでもあります。これがもし実行されれば、本当に便利な農地は借りる人がいますけれども、振興公社でも不便なところは借受けしないということもお聞きしました。

このことからお聞きしましたけれども、いろいろな事業を使ってやるということですが、農家がもし個人的にやって自分たちで野菜か何かを作れば、昨日の答弁でありましたけれども、長泥でやっているソルガムですか、そういうのをもし作れば買い取ってくれるのか、そのソルガムもある程度の面積も可能なのか、お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 昨日、農業協同組合の牧野の利用方法として、収益性のある農用地の利活用の方法をまず先決として考えたいということでお話しした中で、一例としてですね、私の私見として、例えば長泥のイイタテバイオテックさんが堆肥を製造しているわけですから、そちらで使うソルガムですね、ペレット化するソルガムの栽培ができるとすればという話はしましたが、今のところまだ、ソルガムがどの程度の収益性になるのか、あるいは買取りまで考えているのかどうかという、そこまで実は経営の話はいただいておりますので、村としての期待として、私個人としての期待として申し上げただけで

すので、今のところまだその話はないところです。具体的にはないと。

ただ、もう一方、個人の方が野菜を作られた場合については、道の駅等々ありますので、そちらに出荷していただければこれは営農再開になりますから、当然のことながら今年の保全の対象にもなるということなので、ご高齢の方が多いい中で大変恐縮というかつらい部分もありますが、できるだけ自分の宅地の周りの農地はやはり作付をしていただいて、道の駅等々への出荷、少量であっても出荷につながるような、そういうことも工夫をいただけると非常にありがたいなと。

一方で、村としては、まだそれだけでは駄目だと思いますので、新規作物等々含めてなお検討を進めて、一定程度のところそういうものが見つかれば皆様に協議をさせていただいて、こういう取組ができないか、集落ぐるみでこんなことどうだろうかと、そんなこともできたらなと私としては考えているところであります。

以上であります。

- 1 番（飯畑秀夫君） 村長の言うとおりになればベターなんですけれども、なかなか難しく、やはりこの保全事業がなくなれば、やらないというかできない人も、通わなくなってくる人もいるので、その件に関して保全事業を村独自で、多少の燃料代とかこの保全事業みたいなものを、今年度はいろいろなものを、今村長が言ったものでやれば今年度は対応できるとなれば、次年度がなくなれば次年度はどうするかとか、今これから考えていくのかお伺いいたします。保全事業に対して、村独自の。

産業振興課長（松下貴雄君） 農地保全の今後の取組ということですが、一応、令和7年度でなくなるということもありまして、村としましては、相馬地方町村会を通じて要望書を提出しているところでございます。

以上です。

- 1 番（飯畑秀夫君） 荒廃地が増えないように、いろいろ対応してほしいと思います。

最後の質問の再質問をいたします。

放射線8,000ベクレルを超えるため池除染を、個人のところも皆、個人個人のため池も台帳に載っていないところがたくさんあると思うんです。多分、村でもある程度、農家、昔やっていた人は個人個人でやはり、水が足りなくなると困るのであると思うんですけれども、個人個人のため池、数多くあると思うんですが、それに対して除染する予定はないということ。除染というか、8,000ベクレル、10センチや5センチあるということなので、やはり堆積もしていますので、個人的なところもやってもらいたいという声があったのでお聞きしたんです。

今日の答弁だと、台帳に載っているところを、事業は大きなところから今やっていますよと自分は思っていて、その後、載っていないけれども、個人的に営農再開している担い手の人がここにため池あるから使いたいといったら、それもやっぱりやるべきだと思うんですが、その件に関して、国、県に要望しているのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） ため池の放射線対策工事でございますが、まず、農業用ため池としての要件としましては、人工的に造られた堤体及び取水設備で構成され、農業用水の供給の用に供される貯水施設とされておりまして、さらに、農業用ため池管理及び保全に関

するガイドラインによりますと、掘り込み式の貯水槽は、堤体等、あと取水設備等がないという場合については、農業用ため池として該当されないとされております。

ということになりますと、やはり堤体や取水設備がきちんとあるものでないと農業用ため池として扱われないということとなりますので、その確認をまず行う必要があるのかなということになります。さらに、その要件を満たしているため池の所有者は、県に農業用ため池としての届出を行わなければならないと定められておりますので、こちらの届出もする必要があると、こういうことになります。

1 番（飯畑秀夫君） ちょっと全部は分からなかったんですが、届出をしなきゃいけない。届出をすれば簡単かというと、野菜作り、田んぼ作り、ここにあるからため池にできるのか。また、昨日の質問もいろいろありますけれども、8,000ベクレルを超えれば土に放射能を含んでいる、よく池とかも何か除染していないと言われて、家の周りはやったけれども、宅地から20メートルやっても山林のほうは今上がっているよという声もあるし、池とかもあればやはり同じく除去できればなということでお伺いしましたけれども、さっきの県にため池の届出ですか、それは簡単にできるものなんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 先ほど申しましたように、農業用ため池の要件としましては、人工的に造られた堤体及び取水設備で構成され、農業用の水の供給に供される貯水施設が必要ということでございますので、ご理解いただければと思います。

1 番（飯畑秀夫君） 個人個人のため池、多分いっぱいあると思うんですが、今やっている事業に対して、今進んでいますけれども、大体終わったのか、あとどのぐらいの登録されているため池、工事があと幾つぐらい残っているのか、本年度やる予定が分かればお教えください。

建設課長（高橋栄二君） 今年度につきましては、4か所のため池について、放射性物質対策工事を行っております。

来年度以降につきましては、3か所のため池を予定しているということでございます。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

私からは、再生可能エネルギー、農業施策について質問いたしました。再生可能エネルギーについては、勉強会等を開いて、事業者と村民も一緒に、事業者、行政も一緒になって説明会というか勉強会を開くということなので、これは早めというか丁寧に行ってもらい、農業施策についても、今、担い手がやっているところ、まだやっていないところがあれば速やかに行ってもらえればありがたいです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

9 番 佐藤健太君。

9 番（佐藤健太君） こんにちは。令和7年6月の定例会に当たり、一般質問させていただきます。議席番号9番 佐藤健太でございます。

今回は、3項目5点の質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税についてということで、1項目めの1、昨年12月にも一般質問をさせていただきましたが、その後、ふるさと納税に対してどのような対策をして、どのよ

うな取組をしているのかを伺います。

ふるさと納税についての2点目、同じく企業版ふるさと納税の対策と取組を伺います。

続きまして、2項目め、村の観光について。

こちらからは1点、あいの沢周辺の整備計画の進捗と今後の計画はどのようなになっているのかを伺います。

続きまして、3項目め、村の教育について。

こちらからは2点。まず1点目、少子化・人口減社会において、村の学校の課題や特色や強みをどのように捉えて、今後どのような方針をお考えか伺います。

2点目、本村の義務教育学校卒業後の学生や新たな人口の獲得に向けて、林業や農業・農業機械などの専門学校や、セカンドキャリア構築やリスクリングなどができる職業訓練校など、外からも人が呼べて、卒業後に地元に定着をしていただけるような、新たな教育施設の新設も検討すべきと考えるが、村の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 9番 佐藤健太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、ふるさと納税の対策と取組についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税の受付についてですが、昨年度から寄附取扱いウェブサイトの拡大を実施しております。昨年10月から「楽天ふるさと納税」、本年3月から「さとふる」での取扱いを開始したほか、本年7月からは「ふるナビ」での取扱いを予定しており、これまで使用していた「ふるさとチョイス」と合わせて4つの寄附サイトからふるさと納税の申込みができるようになっております。

次に、ふるさと納税返礼品についてですが、新たな返礼品として15品目を国に申請し、寄附サイトへ掲載する準備を進めているところです。

今後は、産品のみならず、宿泊券や村内ツアーといった多様な返礼品を、村のふるさと納税返礼品として取扱いを行っていきたいと考えております。

なお、ふるさと納税については、これまで、新しい産品の生産や開発、量産、商品の見せ方、PR方法に加え、寄附サイトの拡大など、様々な工夫や方法を模索してまいりましたが、産品の内容を紹介する説明文や動画、音楽を取り入れたPRなど、あらゆる工夫を凝らした広報戦略、コンテンツがまだまだ不足していると感じております。

また現在は、返礼品提供者が直接、ふるさと納税取扱事業者と連絡を取り合っている状況であり、生産から販売まで一貫して返礼品提供者が行っているため、返礼品を量産する体制が取れない状況も見られているところです。

今後の重点課題の一つとして、村産品の量産と、返礼品を取りまとめる仲介業者の確保などが挙げられ、そういった民間事業者の参入も視野に入れて対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、ご質問1-2、企業版ふるさと納税の対策と取組についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税についてですが、これまで2社からご寄附を頂戴しており、いいたてつ子未来基金に積立てをし、活用させていただいております。

今後、より多くの企業に村を知っていただき、企業版ふるさと納税によるご支援をしていただけるよう、さらなる広報活動に取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと納税の人材派遣型につきましても、企業とのマッチングを図りながら、有効に活用できるよう取り組んでまいります。

次に、ご質問２－１、あいの沢周辺の整備計画の進捗と今後の計画についてお答えいたします。

あいの沢整備については、令和４年度に基本構想を策定し、令和５年度から財源確保に取り組んできたところです。

また、現在、財源確保として令和６年度に、福島県みらいを創る市町村等支援事業において５か年計画が採択されましたので、今年度、測量及び基本計画策定に向けて検討をしているところです。

なお、基本計画策定においては、昨今の全国的なアウトドアニーズの安定化などにより、令和４年度に策定した基本構想をそのまま実施することは難しいのではないかと考えており、今後、運営主体を交えた管理運営面における組織の在り方や人員体制、また採算性などについて十分な検討を行うとともに、地域の方々や利用者の意見を加えた基本計画、設計を策定してまいりたいと考えております。

村民の森あいの沢の設置目的である、村民の健康の増進及び自然愛護思想の高揚を図るために、将来を見据えた整備内容を具現化した上で、本事業に着手してまいります。

他のご質問については、教育長よりご答弁申し上げます。

教育長（高橋澄子君） ９番 佐藤健太副議長のご質問の３－１、少子化・人口減少社会において、村の学校の課題や特色や強みをどのように捉えて、今後どのような方針を考えているか伺うについてお答えいたします。

まず、本村の学校の課題や特色、強みについて、４点お答えします。

１つ目は、学力の向上という課題です。本村では、学習指導要領にのっとり、基礎基本の定着を図りつつ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して教育を進めております。以前の教師からの一方的な指導による授業から、児童生徒が自ら課題を設定し、その課題に向けて自分たちで試行錯誤しながら課題解決のために活動することによって、学習の理解を深めようとするものです。

現在は、そのような授業スタイルに変えていく過渡期で、福島県教育委員会でも近年では学力向上を目指して県独自の学力試験（ふくしま学力調査）を実施したり、教員向けに授業改善のための支援を行ったりしています。

本村でも、県の施策を踏まえながら、児童生徒の学力テストの結果分析を行い、実態に沿った授業ができるよう、教師の授業力アップを図るため、教育委員会による指導訪問を実施したり、様々な研修に参加させたりしております。

２つ目は、特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増えていることが、近年の日本における教育の特徴であり、本村においてもそうした課題があります。そのため、それぞれのお子さんの発達障害に応じて教育を行う必要があり、特別支援教育に対する教師の専門的な知識や技能が求められています。

本村では、それぞれの障害に応じた支援を行いながら、少人数教育の特徴を生かし、全ての児童生徒に最適な学びを提供できるようにしています。

3つ目は、子供の数の減少による課題であります。本来であれば本村の学校は、複数の学年が1つの教室で授業を行わなければならない規模ではありますが、国や県の配慮によって6名の加配教員が配属されていること、義務教育学校のメリットを生かし、中学校の教師が小学校の授業に乗り入れを行うなどし、それぞれの学年が単独で授業を行えるように工夫をしています。

4つ目は、不登校児童生徒の増加が学校課題の一つに挙げられる昨今、本村でも1年間に30日以上欠席する、いわゆる不登校児童生徒はおりますが、教師による支援や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、医療など関係機関との連携によって、現在、不登校は改善の傾向にあります。

それでは、これらの課題と強みから、今後の方針についてお答えいたします。

本村では、学校教育グランドデザインの中で、重点目標を「しなやかな心、しなやかな思考と行動力の育成」「すくすくと伸びる学力、すくすくと成長する健全な心身の育成」「しっかりと根を張る自立心、まっすぐな心で仲間や地域との共生」としています。その実現のための重点施策として、前期課程からの教科担任制の推進や前期・後期課程相互乗り入れ指導、「いいたて学」における地域に根差した系統的・体系的なふるさと教育の充実などの義務教育学校のメリットを生かした教育の推進を挙げ、小中9年間の教育を効果的に進めつつ、本村ならではの教育を進めてきました。

特に、次の5点については、本村の教育施策として学校に指示をしているところです。

1点目に算数・数学の充実、2点目にICT機器の活用、3点目に読書活動の推進、4点目に「いいたて学」の発展、5点目に、本村の学校の特色でも述べたように、教員研修の充実です。

これらの施策を進めることで、村の特色を生かした教育活動を行ってまいります。

続いて、ご質問3-2、義務教育学校卒業生や新たな人口獲得に向けて、専門学校や職業訓練校などの新たな教育施設の新設を検討すべき、考えを伺うについてお答えいたします。

本村の義務教育学校卒業後の生徒たちの進路では、進学に関しては村外の学校に行くこととなります。このため、村内に専門学校や職業訓練学校を設けることは、新たな移住者を呼び込み、定住に向けた人口獲得対策を推進する点で有効な一方策であると考えます。

ただし、例えば村独自で学校を設置するということに関しては、法律などの様々な基準や、費用面、人材面の問題、運営体制の整備の問題等から難しいと考えており、今のところ設置に向けた検討はしておりません。

一方で、村では、令和6年度から新規就農者技術習得管理施設「きらり」を運営し、農業体験や研修など、新規就農者を増やすための拠点として運用を開始しており、本村のニーズに合わせた対応も行っているところです。

以上です。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税に対しての対策ということで、課題に対してしっかりと改善が図られてきているなど、今答弁を聞いていて感じたところもあります。さらなる改善を期待して、数点再質問をさせていただきたいと思います。

まず、村のホームページを見させていただいております。この中の寄附の種類という形の項目がありまして、3点が挙げられています。1点目が飯舘村の復興・振興に活用させていただく一般寄附、そして飯舘村の子供たちに対する教育・保育等の支援を目的とするいいたてっ子未来基金寄附、そして原発事故からの営農再開・企業再開等の支援を目的とする陽はまた昇る基金寄附、この3つがあります。

この3つに今、基金を積み立てているわけですが、この基金にふるさと納税をいただいたもので実行してきた、そういった実績という部分は何かあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

総務課長（村山宏行君） 実績ということですが、今議員が申し上げましたとおり、村のそれぞれの目的を持って基金を設置しております。当然、ご寄附いただいた趣旨に基づいて、村で各該当する事業に財源として、貴重な資源、財源として使わせていただいているということですので、こちらについては当初予算の中に、村では計画に基づく5つの柱という形でも示しておりますけれども、そういった形に振り分けて基金は使用させていただいているということでございます。

9番（佐藤健太君） そうなりますと、自分がふるさと納税して入れたという部分がどういうふうに使われているのかというのがなかなか見えづらい部分がありますので、こういった実績等々も、全体の予算の中に入っているかもしれませんけれども、特にこういうところに使わせてもらいましたよというような、そういった報告なんかもホームページに掲載があると、自分がふるさと納税したものがこういうふうに使われているんだということがより明確になっていいのかなと感じております。これに関していかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ご指摘の点、もっともだと思います。ご寄附いただいた内容がどのように使われているか詳細に示すことによって、こうした寄附に係るそういった思いも村に強く寄せていただけるのかなと思いますので、ご意見として承って、今後の反映を考えたいと思っております。

9番（佐藤健太君） この具体的な取組という部分で、例えばですけれども、昨日、花井議員からもありましたけれども、部活動の地域移行という形の質問がございました。こういった部分に関して、教育・保育等の支援ということで、その部活動の支援に充てていくんだという明確な目的とか、あとは営農再開・企業再開等の支援として、例えば獣害対策で今後モンキードッグなんかを使っていくということであれば、モンキードッグ訓練費だったり餌代、そういったところに充てていくんだという明確なこと。あとは、例えばきこり周辺にサウナを造るであったり、村内の桜の手入れをするだったり、そういった形の非常に分かりやすい目的という部分をしっかり提示してふるさと納税を頂くという形のほうが、よりPRもしやすいですし、より納税した方も受け入れやすいと思いますので、その辺も含めて検討いただきたいと思います。

続けてですけれども、ふるさと住民票の登録をされている方が、昨日も質問ありました

けれども、1,079名いらっしゃいます。これは以前の一般質問でもさせていただいたかなと思いますけれども、こちらの方に、その後、ふるさと納税のご案内という部分はしているのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 後段のふるさと住民票の件は担当課からご説明申し上げますが、前段の例えば部活動の支援、獣害対策、桜の手入れ、サウナ設置などということで具体的に提示してはいかがかというお話がありますが、多分そちらは、ガバメントクラウドファンディングというんですか、通称ガバクラと呼ばれるような個別具体のものを挙げる仕組みを構築しないと難しいのかなと思っております。

今のふるさと納税というのはどちらかというと、村の場合は基金化したりもしますけれども、一般財源化する中で、趣旨に賛同する中で、その趣旨の範囲内のものについて財源充当させていただいている部分がありますので、一対一対応というんですかね、その形のほうが確かに分かりやすいというニーズがあることも承知しておりますが、仕組みとしては多分、ガバメントのほうのクラウドファンディングの部分ですね、自治体クラウドファンディングというのがあるかと思いますので、そういった仕組みをちょっと今後勉強しながらやる必要があるかなと思います。

ちなみに、全国の若手町村長会の中でもその話があって、相互に勉強しながらどういう取組が、いわゆる行政に対する、村民以外の方が参画をする、呼び込むということをどういうふうに誘起できるかというのを必死になって実は全国の若手はみんな考えているものですから、ちょっとそういう勉強会も、私、出席をしたりしておりますので、いろいろ勉強しながら庁内で検討を進めさせていただきたいなと思うところです。

後段の部分については、担当課からご説明申し上げます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと住民票をお持ちの方について、ふるさと納税のご案内という部分であります。今までふるさと住民票をお持ちの方については、メールマガジン等で村の状況のお知らせとかそういった部分は進めてきたところですが、その中であえてふるさと納税をお願いするというような、要請というか、要望を聞く部分は示していなかったのかなと記憶しております。

9 番（佐藤健太君） 今、村長から答弁いただきましたこと、今後、取組としてぜひ進めていただきたいと思います。

担当課から今ありましたけれども、ふるさと住民票という形で1,079名の方がいらっしゃって、登録いただいているという状況で、昨日の一般質問の中でも年賀状を返したりという部分も答弁でありましたけれども、それだけではなかなか、つながりを維持していくという部分が非常にもったいないかなと思いますし、足りないかなと思ってますし、また、このふるさと住民票をどう生かすのかという議論もなかなかできていなかったかなと思いますので、一方的な情報発信をしていくだけじゃなくて、例えばこんな商品があったらふるさと納税するんだけどとか、そういったご意見をいただくような相互的な関係性を構築していくということも、このふるさと住民票の方たちとはできるんじゃないかなと思いますし、そういった取組を今後していくことはアイデアとしてはいかがかなと思っておりますので、その辺に関して、担当からもう一度お答えい



たきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大変貴重なご意見をいただいたなと思っているところであります。今後、今までの年賀状に代わって、メールマガジン、それからLINEでの情報発信等を行っていきたいということではありますが、そういった中でご意見を聴く機会も設けて、単純に寄附を頂きたいではなくて、そういったものに対しての取組、村の取組に対しての意見、そういったものも聴いていったほうがいいのかということでもありますので、十分検討させていただければと思います。ありがとうございます。

9 番（佐藤健太君） ふるさと住民票を登録されている方たちは、非常に飯舘に対して思いを寄せてくださる人たちであると思いますので、本当に大事にしていていただきたいなと思っていますし、きっといろいろなアイデアを持っていच्छる方々も中にたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひその辺も引き出していけるような、そういった関係性が築いていければ、内と外でいろいろなアイデアをもらいながら進めていけると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、答弁でもありましたように、産品、返礼品の取りまとめ、そういった部分での仲介ができる業者だったり、そういった部分に参入をしていていただきたいということだったりありますけれども、村には振興公社という部分がありますが、村づくりに関しての団体ということで、民間というところも大事かもしれませんが、例えば村づくり公社のようなもの、ほかの市町村では村づくり公社を持って、例えばふるさと納税を委託を受けてやっているところもありますし、そういった機能をつくるということは検討としてはいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村づくり公社のようなもの、組織をつくってはというご意見であります。

村が主体になってそういった部分を進めるというのはなかなか、人材の確保とかそういった観点で難しいのかなと思っているところであります。民間、一般の村民の方等から、こういった活動をしたいというご意見なり手を挙げていただければ検討することは可能なのかなと思っておりますが、なかなか村主導でということは今のところ難しいのかなと思っているところであります。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

続いて、1－2の企業版ふるさと納税に移りたいと思います。

前回指摘をさせていただきました地域再生計画のPDFですけれども、しっかりと修正いただいて、見やすくなっておりました。ありがとうございます。

それで、このページ、さらに見ていきますと、前回も指摘をしたところではありますけれども、飯舘村地域再生計画という欄がありまして、そこにアからオまで、何項目かあるわけですが、アとイの段落がずれているという指摘をさせていただきましたけれども、こちらはまだ修正がされておられませんので、多分パソコンで見ないと分からないんだと思いますけれども、パソコンで見るとそこがずれていてちょっと気持ち悪い感じになっていますので、こちらの修正を早急にお願いしたいと思います。

さらに、地域再生計画の中を見ていきますと、4項目め、④という形で寄附の金額の目

安ということで、11億6,000万円の目安ということでありますけれども、現在の状況はどうなっておりますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業版のふるさと納税の金額の現状ということであります。

たしか、1件目は50万円ほど、2件目も……、ちょっと後ほど金額は確認させていただきますが、2件ということで、目標の目安の金額までにはまだ届いていないというのが現状でございます。

9番（佐藤健太君） 先ほど、企業版ふるさと納税は2件という形で答弁いただきましたけれども、やっぱりこの企業版ふるさと納税のページを見ている、こういった企業が納税くださったのかというところもなかなか見つけることができませんでしたし、そういった企業が村に応援してくださっていますよという報告もあのページの中でできていくと、企業にとってもPRになるのかなと思いますし、企業側の報告では実は見ていました。でも、村の報告には挙がっていないということで、この辺、相互に挙げていくことが、またさらにふるさと納税、次につなげていくためには必要なんじゃないかなと思いますので、その辺、考えいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 確かに、おただしのとおり、寄附を頂いた企業様の、まあ、公表しているかどうかという判断をきちんと確認してからだと思いますけれども、それは村としてさせていただかなければならないことかなと思います。

ただ、ご寄附いただいたときは、企業版ふるさと納税に限らず、例えば融雪剤関係とか防災用品とかも、毎年のごとく実は寄附いただいている企業さんもいたりして、そういうものはできるだけ広報に写真入りで出すようにさせていただいていましたので、ちょっと広報は村民向けという部分が強いかもしれませんので、別途、そういうご寄附、ご寄贈いただいた方についての何か見られるような場所を検討させていただきたいと思います。

以上であります。

9番（佐藤健太君） 今、村長から別途ということでお話しいただきました。ぜひ進めていただきたいと思います。それを見てまたさらに、こういった形で使ってもらえているんだということも含めて、企業側にもPRにもなりますし、そういった部分も含めてページを考えていただきたいなと思います。

続きまして、先ほどの地域再生計画の中の⑤番に、事業の評価の方法（PDCAサイクル）という形で書いてありますけれども、「毎年度11月頃、外部有識者及び地域住民で構成する委員会により効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証結果は速やかに飯舘村公式WEBサイトで公表する」とありますが、こちらは実施しているのか、していないのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 事業の評価であります。今まで特別、企業版のふるさと納税の寄附をしていただいたとかそういったことがなかったというのもあって、なかなか評価ということの検証まで至らなかったというのが実態でございます。今まで、この評価について、実施していなかったというのが今のところの状況でございます。

9番（佐藤健太君） 企業版ふるさと納税、一応、2026年の3月末までという形の期限が切ら

れておりますけれども、これはこの後どうなっていくか分からないという部分ではありますけれども、やっぱり申込みがなかったということも一つの結果でもありますので、これをしっかり評価をして、PDCAサイクルをしっかりと回していくということが本来のこの評価の目的じゃないかなと思いますので、もし今後も企業版ふるさと納税、続いていく形になるのであれば、しっかりこれは毎年検討しながらブラッシュアップをしていかないと、やっぱりなかなか、全国的にやっていることですので埋もれていってしまう部分もありますので、この辺も含めて検討していただきたいなと思います。こちらに関して再度伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今後、こういった評価、寄附がなかったという部分もしっかりと評価しなければならないというご意見、そのとおりだと思います。しっかり評価しながら、よりよい施策につながるよう進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

9 番（佐藤健太君） それでは、このふるさと納税に関して、いろいろな取組等々、今後あるかと思うので、産品も増えるということですので期待をして、応援をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

続けて、2 番の村の観光についてというところで再質問させていただきたいと思います。

あいの沢周辺の整備計画という形で、少し中身の策定の検討が必要だという回答もありました。

あいの沢の設置目的の回答をいただきました。村民の健康の増進及び自然愛護の思想の高揚を図るということでありますけれども、この設置目的を設定したのは、日付というか、申請前なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民の森あいの沢の設置目的ですね、目的を設定したのは震災前、あいの沢の整備を行う当初から、このような設置目的だったということであり

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。となりますと、結構やっぱり時間も過ぎていますし、震災があって、当時の環境とは今の環境はちょっと違ってきている部分もありますので、この設置目的からもう一度検討しないとなかなかニーズに合った形になっていかないのかなと思います。原点回帰という意味では非常にいい考えではあるなとは思っていますけれども、そこも含めて検討すべきじゃないかなと考えますがいかがでしょうか。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前 11 時 38 分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前 11 時 40 分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員からあった、あいの沢の設置目的、その部分も今の状況に合わせて検討すべきではないかという話でありましたが、この設置目的につきましては、当初は、あいの沢整備を進めるときのいろいろな補助事業の中での制度と

か、そういった部分の中で、村民の森設置条例、条例の中で設置目的を定めて、その中で進めてきた部分であります。

なので、この部分については、あいの沢本来の目的があるということで、このまま引き続きかなとは思っておりますが、今後、あいの沢のいいところとかこういった部分について、あいの沢の利活用についてはこのように進めたほうがいいのかという部分については別な方法で、いろいろな方向を模索しながらPRをして、あいの沢をよりよい設備に進めていくように検討してまいりたいと考えているところであります。

9 番（佐藤健太君） 今答弁いただきましたけれども、この設置目的でいくと、どちらかというと村民向けというか、内向きの施設という形で当時は造っていったのかなと思っていきます。村民の皆さんもたくさんいらっしゃいました。子供たちも多かったという部分で、私もあいの沢でキャンプをしたり、いろいろ活用させていただいた記憶があります。こういった形でありますけれども、震災後の状況、大分変わってしまいましたので、その辺も含めて再検討いただければ、なおいいかなと感じております。

あと、例えばこの設置目的に沿ってやるとすれば、内向きのものだけになってしまう可能性もありますので、その辺も柔軟に、今おっしゃったように外から人を迎え入れるという議論はあまり、深まっていかなくなってしまっている部分がありますので、その辺も柔軟にできるような内容にして整備計画を進めていただきたいと思います。

あと、内向きという形じゃないかもしれませんが、あいの沢周辺、開発していくに当たっていろいろ、どんなものがあたらいいなんて聞くと、先ほどちらっと話しましたが、サウナという部分の音が結構聞かれます。仕事帰りにでも入れるようなサウナがあればいいとか、村外の方も、あいの沢にサウナなんか造ったら絶対人が入るんじゃないなんて声なんかもよく上がります。この整備計画の中に、そういった部分も含めて話は出ているのか、お聞かせいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど、あいの沢の中にサウナという議員からのお話もありましたが、あいの沢整備につきましては、きこり、それからきらり、そういった部分と一体的に考えていかなければならないなということで考えているところであります。やはり、あいの沢の中にある施設でありますので、それを活用し、そことの連携を図りながら交流人口を広げていく必要があると。

きこりにつきましては、サウナといいますか、イオラがありますので、あいの沢のキャンプ場を利用する方にもそういった施設がありますよという紹介をきちんとしながら、あいの沢の魅力を発信して、より交流人口を増やしていく、そういった取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

9 番（佐藤健太君） 今、きこりという部分もありまして、イオラという部分で非常にいい岩盤浴があって、非常に人気が高いと私も感じていますし、いい施設だなと思います。また、サウナだとちょっと温度が高いので岩盤浴のほうがいいよという方もいらっしゃるのとは当然理解はしています。ただ、岩盤浴とサウナはまた違いますので、この辺も含めて再度検討に入れていただきたいと思います。

またあわせて、村内には結構、パークゴルフをやっている方もいると同時に、

ゴルフをやっている方もいるので、そういった方たちから話を聞くと、アプローチができる場所であったり、パターができる場所がまたどこかにあったらいいなという声も結構聞かれます。まだ計画がしっかりできていないのであればそういった部分も、できる場所という部分も検討に入れていただきたいと思いますが、これに関していかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員からありましたサウナ、それからゴルフのアプローチのようなもの、使う方にとってはいろいろな、様々な希望が出されてきているところです。全体的な基本構想の中でもそういった話もなかったわけではありませんが、全体的に見て、今後どのような方向に活用していくのかという部分を見定めながら、再度計画をしっかりと見直していかなければならないと思っております。

また、そういったご意見をまたこれからも聞き入れながら、どのような整備をしていったらいいのか、検討を続けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。よく鶏が先か卵が先かという議論があって、物があれば人が来るのか、人が来るから何か造るのかという、そういった部分もありますけれども、私は絶対的に鶏が先じゃないと卵は生まれないと思っていますので、その辺、よりあそこが村の誇りになるような、そういった施設になっていくようにしていっていただきたいなと思います。

先ほど、採算性という部分でもありましたし、内向きの部分になってくるとどうしても採算性にはなかなか難しい部分もありますので、この辺も検討していかなければならないところだと思いますので、そういった部分も含めて検討いただきたいと思います。

また別な視点から、きこりの周辺という部分で質問をしたいと思います。

きこり周辺を整備するに当たって、対象になっているエリアという部分は、除染は全て完了している状態という認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどあった施設内の除染ではありますが、あいの沢の施設のエリア内については、全て除染は終わっているところであります。

9 番（佐藤健太君） ということは、今開放しているエリアを含め、今後使っていくエリアという部分は使用可能だということであると思いますけれども、こちらに関しての放射線の基準という部分は、今、村としては年間何ミリシーベルトという、そういった基準は持って対応しているのでしょうか。

副村長（中川喜昭君） 施設内といいますか、あいの沢のエリア内ということの基準であります。一応、村としましては、国の基準であります年間 1 ミリシーベルトを目指すという形になっておりますので、それ以内の数値であれば問題ないかなと、村全体の部分として考えておりますので、そのエリアも一緒ということであります。

以上です。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

先日、村の商工会青年部でキャンプを、あのキャンプ場の辺でやりましたけれども、そういったときに広報した中で、線量は大丈夫なのかというご意見もいただいた部分もありまして、キャンプ場周辺、キャンプ場の中という部分は非常に線量は収まっているな

というところはあるんですけども、それ以外の部分というのは、山に囲まれているとか山の中という部分もあって、やっぱりその年間1ミリシーベルトという部分には収まっていない部分も見受けられるという意見もいただいていますので、この辺、もしあった場合というのは、また再除染とか、線量低減策という部分は村としては考えているでしょうか。

副村長（中川喜昭君） 除染に当たっては、環境省との協議の中では、一応、全て除染が終わったと。ただ、いろいろな条件の中で、また濃度が上がると、線量が上がるという可能性もありますので、その辺については環境省と協議をして、フォローアップ除染という名前で前はやっておりましたけれども、そういう形で高いところがあれば要請していきたいと思います。

以上です。

9番（佐藤健太君） 場所によっては、0.6マイクロシーベルト以上ということで年間5ミリシーベルト、管理区域範囲を超える場所もあると。まあ、そこにずっと居続けるわけじゃないでしょうけれども、一時的な立入りということになるかもしれませんけれども、やはりあの辺を使うことによって、結構子供たちも遊びに来ますし、子供たちというのはそこに落ちている地面のものを結構触ったりもしますし、また山も近いということもありますので、その辺、村としてはしっかり対応して気をつけて、ああいった場所を開放していければなと思いますので、対応をしっかりお願いしたいと思います。

さらにちょっと視点を変えて、きこりにはお風呂がありますけれども、きこりのお風呂は今、水は水道水を使って沸かしているのでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） きこりのお風呂の水の件だと思いますが、村の水道水を使って、それを沸かしてお風呂のお湯として使用しております。

9番（佐藤健太君） 水道水が悪いというわけではないですけども、例えばあの辺、井戸が掘削できないかなと感じていて、井戸水を使って沸かすと天然水のお湯ということもうたえるわけで、なかなか飯舘って温泉を掘っても出ないというところで昔から言われておりますので、ただ水道水を沸かしてお風呂だけということではちょっともったいないなという感じもしますし、例えば井戸をしっかり掘って、いい水が出るのであればそれを沸かすということで水道代も削減もできますし、いいことばかりなのかなと思いますので、この辺どういうふうに捉えますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） アイデアとして、井戸水を使えば、まあ、もちろん温泉が出れば最高だと思いますが、過去からいろいろな検討する中で水道水になってきた経緯があるかと思っています。

村の水道水は、近隣よりは今かなり安いと思います。個人の負担としてはちょっと前よりも高くなっておりますので、個人負担感からすると安いとは言い難いんですが、経営からすると多分安いと思います。井戸水を使おうとすると電気代がかさむという部分がありますし、あそこはやはりちょっと地震の影響もあったりして、いろいろと地下配管がたくさんあることはあまり好ましくないのかなという思いはあります。

ただ一方で、可能性としては否定するものでありませんので、あの辺が井戸を掘って出

る場所なのかどうかというのは、その道の専門家がいますので、そういうものもお聞きしながら検討が必要かなと思うところです。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） 井戸にかかわらず、引き水でもいいかなと思いますけれども、単に水道水を沸かしてカルキ臭がするようなお湯というよりは、井戸水を沸かして軟らかい水で入れるお風呂があるよというだけでもちょっとやっぱりお風呂のイメージも変わってくると思いますので、その辺も含めて、全体、きこり周辺の施設の再活用、再利用という部分で検討材料に入れていただきたいなと感じております。

続きまして、3 項目め、村の教育についてに移りたいと思います。

先ほど教育長から、村の学校の課題であったり強みという部分をご提示いただきました。なかなか難しい課題もたくさんありながら、運営をしているのだなというところも感じさせていただきました。

ただ、この村の強みという部分、これをもっとやっぱり推していかないといけないなというふうに感じています。学校のホームページだったり等々では活動の記録なんかを上げていただいているのは見ておりました。こちらなんかもホームページに上げていくだけではなくて、さらにそれを拡散していくような、そういった取組なんかもないとなかなか広がりを見せていかない部分もありますし、一生懸命やってもそこからさらに表に出ていくということがなかなかないので、その辺も含めて、PR という部分でどう考えているかを少しお聞かせいただきたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） 学校活動のPR ということでありまして、基本的には、今ご質問にありましたようにホームページ、あるいは保護者へのお便り、そうしたものを使ってやっているということになります。

対外的なものということになりますと、現在のところは、そうしたホームページ、さらには報道機関等を行事等ある場合にはお願いをして、そしてマスコミを介してのPR という形が中心かと思っております。

以上です。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。教職員の皆さんたちにこれ以上負担をかけるとするのは非常に心苦しい部分もありますので、なかなかここは強いるべきところではないかなとは思いますが、村の学校をせっかく義務教育学校という形で再開しておりますし、ここにやっぱり子供たちにどんどん通っていただく、そういったPR も含めてやっていかなきゃいけなくなるのかなと思いますので、この辺の村外に対してのPR の仕方という部分、これは教育委員会だけでなく村全体として考えていっていただきたいなと思うところであります。

あと、大きな課題として、例えば予算という部分で、今後、学校に通学するという部分が非常にウエートとして多いのかなと思います。今、予算がついているので続けていけるわけですが、今後、この予算がなくなってしまった場合に、どういふふうにしていこうかという部分の議論なんかは学校の中ではしているのか、教育課の中ではしているのかどうかという部分をお聞かせいただきたいと思います。

教育課長（三瓶 真君） 子供たちの通学に関してのご質問であります。

まさにご指摘のとおり、今、飯舘村の希望の里学園ではほとんどの子供たちがスクールバスで通っているということで、この財源につきましては国の予算の中で頂いているという状況でございます。

万が一といいますか、今後これがなくなるということになりましたらどうするのかということに関しましては、まだ深い議論はしていないのが状況でございます。代わりにではありませんが、やはり今の原子力災害の状況を鑑みて、国にはぜひこの予算を引き続き継続していただきたいという要望、お願いを続けているという状況であります。

以上です。

9 番（佐藤健太君） 令和7年度で第2期復興・創生期間も終末を迎えますので、第3期に向かって、この辺も含めて、村としてもしっかりと要望活動をしていただきたいなと思います。

続きまして、3項目め、2点目のリスキリングであったりセカンドキャリアという部分での質問でございますが、この間、とあるところから、企業立地も関わってくるんですけども、浪江町の取組について少しお聞きしたことがありました。浪江町、産業団地としては今、RE100産業団地ということで、再生可能エネルギー100%達成できますよという、そういったメリットをつけての産業団地として、今、誘致活動をしていると聞いております。ここで、例えばデータセンターのような誘致という部分を今はしているともちらっと聞いております。

このデータセンターを誘致するに当たって、実はデータセンターを管理していく人材が国内に非常に少ないということで、そういった部分が学べる場所がないんだよねという部分で、例えば村の空き校舎なんかを利用しながら、そういった専門的な研修施設、訓練校のようなものを企業と連携しながら造っていくということも、あわせて移住・定住も含めて施策としては検討していくべきじゃないかなと思いますけれども、この辺、何か村としてお考えを持っているのであればお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 昨日の一般質問の中でも、様々な考え方が企業誘致には必要じゃないかと、いわゆる製造業だけの企業ではなくて、様々な部分が必要ではないかということがありました。例えば、福島市とかいわき市なんかもそういった形で、何らかの技術を研修したりするような形での誘致というのがあったかと思いますが、やはりそれは企業側のニーズというものがあつたりしますので、私たちもやっぱりアンテナを高くしながら、おっしゃっていただいたような、例えば浪江町にそういうものができるのであれば、村のほうでこんなことができるんじゃないかという広域的な連携とかですね、これはかなりアンテナを高くしていないと情報として入ってこないものですから、今後もそういったことをしっかり検討の中に入れながらやっていきたいとは思っています。

ただ、学校という、まあ、言い方というんですかね、これは教育委員会とか学校部局でいうと文科省配下の中でかなり相当な制限がある部分ですので、学校をという考え方よりは、いわゆる研修というような形であったり、もうちょっと、学校人材でなくて、免許制でなくてできるような仕組みというものも、片や考えていけないと非常に難しいの



かなと。

福島県自体は今、学校を少なくする方向に、統廃合がどんどん進んでおりますので、それに専門学校や職業訓練校が入っているかどうかは、ちょっと私、詳細には把握はしておりませんが、全体的な人口減少の中で相当の集約がなされていく分野に新規参入するのは難しいだろうと。新しいニーズに対応するという部分が、議員おっしゃるように必要のかなと思いますので、今後ちょっと、企業誘致の中でも頭の中に入れていきたいと考えているところであります。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） 今、村長からご答弁いただきました。やっぱり教育だけとか、産業だけとか、どうしても行政は縦割りになりがちなので、この辺を含めて企業誘致だったり、人口、移住・定住、交流も含めて、全庁的に横の連携を取りながら総合的にやっていただきたいと思います。

そういったこともお願いをしながら、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午後 0 時 0 0 分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1 時 1 0 分）

議長（高橋孝雄君） 3 番 横山秀人君の発言を許します。

3 番（横山秀人君） 議員番号 3 番 横山秀人です。これから、令和 7 年 6 月定例会の一般質問を行います。

今回は、3つの項目について質問いたします。

初めに、概要を説明します。

1 つ目は、村民から不安と憤りの声が届いている、滝下浄水場の上流部に運搬されている河川土砂についてです。生活の安全や水源への影響が懸念される中で、安全性の確保や説明責任の在り方について伺います。

2 つ目は、ゼロカーボンビレッジいたての推進にもつながる、農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定についてです。再エネの導入を村民及び地域の合意とともに進めていくために、村としての方向性や取組体制を確認したいと考えています。

3 つ目は、村民及び来訪者から不安の声が寄せられている、周辺家屋・道路等に危険を及ぼす可能性のある空き家の取壊し支援についてです。放置空き家による安全上の懸念に対し、安全で住みよい地域づくりの観点から、具体的な対応を伺います。

建設的な議論を通して、村民の皆様が安心して暮らせるまちづくりが一步でも進むことを願い、一つ一つ詳しい質問に入らせていただきます。

1 目、滝下浄水場の上流部に運搬されている河川土砂について。

除染されていない村内河川の掘削土砂が、滝下浄水場の上流部にある村有地へ運ばれていた件について、地域住民からは「信じ難い」「納得できない」「不安と憤りを感じる」といった声が寄せられています。

まず、事業の内容と村の関与について、次の3点を伺います。

- 1、この事業の事業主体と目的について。
  - 2、運搬の開始時期、土砂の量、対象河川名、運搬先の土地の状況について。
  - 3、村としてどのように関与したのか、またその判断に至った背景について。
- 続いて、住民への説明責任と今後の対応について、もう3点お伺いします。
- 4、村として、住民への説明と理解の促進をどのように進めていくのか。
  - 5、土砂の安全性の確認と必要な対応はどのように行うのか。
  - 6、今後、事業主体との協議や村としての対応方針について、村長の考えを伺います。
- 2つ目、農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定について。

5月21日から23日にかけて、青森県の3町村と風力発電事業者2社を視察し、地域での再エネ事業の取組と課題について学んできました。視察先では、農山漁村再エネ法に基づく基本計画を策定することで、住民合意、土地利用の調整、景観配慮、地域への利益還元といった要素を制度として整理し、事業を円滑に進めていました。

そこで、村における、以下2点について伺います。

1、ゼロカーボンビレッジいいたて実行計画と、農山漁村再エネ法に基づく基本計画の関連性や補完関係について。

2、この基本計画の早期策定に向けた現在の方針と今後のスケジュールについて、村長の考えを伺います。

3つ目、周辺家屋・道路等に危険を及ぼす可能性のある空き家の取壊し支援について。

村内には、長年放置された空き家が老朽化し、倒壊や屋根材等の飛散などにより、周辺住宅や道路に被害が及ぶのではないかと不安の声が住民から寄せられています。

そこで、次の点について伺います。

1、現時点で、危険空き家の解体支援に関して、国、県、村にどのような制度があるのか。該当する制度がない場合、住民の安全確保の観点から、村として今後どのような対応や制度整備を検討しているのか、村長の考えを伺います。

以上、3つの項目について質問いたします。ご答弁を通して、地域の課題が一步でも解決に向けて前に進み、安心して暮らせる村づくりへとつながることを願っております。

以上で最初の質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 3番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-1、滝下浄水場の上流部にある村有地に運ばれていた河川土砂について、この事業の事業主体と目的についてお答えいたします。

本事業は、村内の二級河川の河道掘削工事であり、事業主体は福島県相双建設事務所となります。河川に堆積した土砂を掘削し、適正な河川断面を確保することにより、河川の水位を下げ、洪水の被害を低減することを目的としています。

次に、ご質問1-2、運搬の開始時期、土砂の量、対象河川名、運搬先の土地の状況に

についてお答えいたします。

対象河川及び運搬した土砂の量は、二級河川である新田川の深谷工区（2,382立米）及び関沢工区（1,717立米）、小宮工区（8,752立米）の3か所で、合計1万2,851立米です。

次に、運搬先の土地及び運搬の時期であります。滝下地内の国道399号線から西側に入った場所に、もともと牧草地として使用していた村有地へ、令和6年12月より令和7年3月末にかけて運搬が行われております。

なお、現在は、土砂の運搬は行われておりません。

次に、ご質問1－3、村としてどのように関与したのか、またその判断に至った背景についてお答えいたします。

これまで、村内の二級河川の河道掘削事業については、福島県が管轄し、福島県相双建設事務所が発注施工しているところではありますが、その際発生する河川の土砂については、地域の皆様にご協力をいただきながら、土砂置場を決定しておりました。

また、令和6年度の河道掘削事業においても、住民の皆様方より強い要望があることから、事業の進捗に影響が出ることのないよう、村担当課が村内で適地を探した結果、滝下地内の国道399号線から西側に入った場所に、もともと牧草地として使用していた村有地があることが分かりました。勾配も緩やかであり、なおかつ敷地内には沈砂池もあり、土砂流出を抑制することも期待できることから、滝下浄水場の上流域ではあるものの、河川の土砂置場候補地として、令和6年10月に相双建設事務所に報告をいたしました。

その後、福島県相双建設事務所が現地を確認し、盛土規制法にのっとりた手続を行い、伐採、測量等を実施し、盛土が行われたものです。

次に、ご質問1－4、住民への説明と理解をどう進めるかについてお答えいたします。

4月22日の行政区長・副区長会議において、地元行政区よりご指摘があり、5月24日に福島県相双建設事務所と村により、前田・八和木行政区の皆様を対象に説明会を行いました。その後、皆様方からいただいた意見を基に、村と福島県相双建設事務所とで協議し、今後は土砂搬入をしないこと、既に搬入された土砂の流出を防止するため、盛土面を緑化した上で土砂流出防止のための大型土のうを設置することを決定し、5月30日に福島県相双建設事務所と村から行政区長へお伝えいたしております。

また、6月1日には、行政区長から区長杯の開催の際に、行政区の皆様へ報告されたと聞いております。

候補地の選定に当たって、地元行政区にご相談申し上げなかったこと、また、工事内容を含めた経緯について、皆様へのご説明が遅くなり、ご心配をおかけしていることについて、改めておわびを申し上げます。

次に、ご質問1－5、安全性の確認・対応はどのように行うかについてお答えいたします。

搬出された河川土砂の品質等についてご説明いたします。

河川土砂は、通常の盛土にも利用されている、砂混じり粘土に分類される土砂と聞いております。

盛土箇所の放射線量につきましては、シンチレーション式サーベイメーターと遮蔽体を

用いて、土砂から1センチメートルの表面線量率を測定しております。計28か所計測しており、数値については表面線量率が0.05から0.17マイクロシーベルト・パー・アワーで、全箇所0.23マイクロシーベルト・パー・アワー以下と説明を受けております。

放射性物質濃度は、3か所で試料を採取し測定し、1,100から1,213ベクレル・パー・キログラムであったと説明を受けております。

次に、盛土の安全性についてご説明いたします。

盛土については、仕上がりとして2割勾配の傾斜とし、地山の傾斜面に対しては、地山を階段状に掘削し盛土を行い、盛土の表面には排水勾配を設けながら盛土を行ったと説明を受けております。現段階で、高さ5メートルの1段目で終了しております。

今後、土砂の流出を防止するため、盛土面を緑化した上で土砂流出防止のための大型土のうを設置するとのことであり、村としても県と適時連絡を取り合い、荒天時の巡視や荒天後の現場確認を行い、安全性の確保に努めてまいります。

次に、ご質問1－6、事業主体との協議や村の対応方針についてお答えいたします。

候補地の選定に当たって、地元行政区にご相談申し上げなかったこと、また、工事内容を含めた経緯について、住民の皆様へのご説明が遅くなり、ご心配をおかけしていることについて、改めておわびを申し上げます。

今後、県により実施される河道掘削工事においては、福島県相双建設事務所はもとより、地域の皆様と協議をしながら、適切に土砂の搬出先の調整をしております。

次に、ご質問2の農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定について、2－1及び2－2については、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、ゼロカーボンビレッジいいたて実行計画と農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の関連性・補完性についてです。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画は、農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村の活性化を目指すことを目的としております。

また、ゼロカーボン実行計画（区域施策編）は、地方公共団体が2050年までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなる、ゼロカーボンシティを目指すために策定する計画であり、その中核に再生可能エネルギーの導入促進が位置づけられております。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画とゼロカーボン実行計画は、それぞれ異なる法律に基づき策定されますが、その内容は密接に関連しており、互いに補完し合うことで、地域における再生可能エネルギーの導入促進と持続可能な地域社会の実現という共通の目標達成に貢献し、両計画を連携させて策定・実施することで、より効果的な脱炭素化と地域活性化が期待されているところです。

次に、農山漁村再エネ法に基づく基本計画の早期策定に向けた現在の方針及び今後のスケジュールについてですが、現在、飯舘村における農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画については、策定に向けた協議中であります。本基本計画については、遅くとも今年度末までに計画を策定する考えであります。

次に、ご質問3－1、危険空き家の解体に対する支援制度についてお答えいたします。

危険空き家の解体支援策としては、国や県において、空き家再生等推進事業や空き家対策総合支援事業など、所有者等が管理できていない空き家を解体する場合の補助制度があるところです。

村内の空き家については、これまで、環境省の建物解体において、何らかの事情により解体できずに残っている家屋がほとんどであり、今後、そのような家屋を公費で解体するに当たっては、改めて個別具体的な調査等が必要であることから、現地調査を進めている現段階では具体的な事業活用までは検討していないところです。

なお、ケースによっては、いいたて美しい村づくり推進審議会に情報を共有し、ご意見をいただきながら、所有者あるいは管理責任者に対し、文書等による助言及び指導など適切に対処してまいります。

以上となります。

3 番（横山秀人君） 今回の一般質問の進め方なのですが、最初に答弁に対して確認事項等を質問した後に、項目ごとに村長に対して総括質問をする流れで進めていきたいと思えます。

まず初めに、滝下浄水場の上流部に運搬されている河川土砂についてであります。この件については、私、議員 4 年目ですが、これほど地域の住民から電話や直接お会いして、「村は何やっているんだ」「何考えているんだ」と厳しいご意見をいただいたことはありませんでした。ですので、今回、別な質問を計画しておりましたが、早急に村の姿勢を問う必要があると思ひまして、質問しているところであります。

まず、答弁についての質問をいたします。

今回、深谷、関沢、小宮から 1 万 2,851 立米の土砂が上流部に運搬されたということですが、住民の方はどうしてこんなに目の前をダンプが通るんだろうと不安に思っていたそうです。実際、この量ですと延べ何台分ぐらいのダンプがここを通ったのか、おおよそで結構ですので教えていただけますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 大型ダンプで、およそ 2,000 台程度かなと思います。

3 番（横山秀人君） 2,000 台が 4 か月で目の前の道路を通ると。本当にその地域住民の方は不安に思っていたのかなと、そう思います。

続きまして、先日の金曜日に、有志議員、議員でもまだ見たときないとか現場を見たいという方、5 人の議員と共に現場を確認いたしました。そのときの村の説明では、土砂置場を通った雨水は滝下浄水場に流入する可能性はゼロではないと、つまり流入する可能性もあるという説明がございました。これについて再度確認いたします。この認識で誤りがないでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） はい、そのとおりでございます。

3 番（横山秀人君） 続いての質問は、この上流、滝下浄水場を通して水を供給している場所の確認であります。センター地区、こども園や義務教育学校、そして給食センター等について、利用している水は滝下浄水場になりますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） はい、滝下浄水場の水で配られております。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

続いて、質問いたします。

住民説明会を行った後に、村と福島県の相双建設事務所で協議したということですが、回答をお聞きしますと、その２者の協議で決めたというお話でございました。そこに地域の住民代表等をどうして入れなかったのか、その理由をお聞きします。

建設課長（高橋栄二君）　まずは、当事者間で協議をした上で、地元への説明をしたいという内容でございます。

3 番（横山秀人君）　続いて、5月30日に、建設事務所と村から行政区長に、今後、土砂を搬入しないと、あと土砂の流出を防止するために盛土等、緑化等をするというお話がございましたが、このときにお伝えしたのは行政区長のみでした。この検討結果をどうして地域の皆様に直接お伝えしなかったのか、理由を伺います。

建設課長（高橋栄二君）　まず、区長へご説明をさせていただいて、その後の対応については協議かなという状況でございます。

3 番（横山秀人君）　今の回答からしますと、6月1日に区長が区長杯の開催に際して皆さんに伝えたとありますが、もちろん参加者は全員ではありません。そうしますと、改めて地域の皆さんに、この協議した結果を説明する考えでありますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君）　区長さんとも、ちょっと協議をしてみたいと考えております。

3 番（横山秀人君）　分かりました。

続きまして、実際そこに置かれた土砂についての確認をいたします。

放射性物質濃度が1,100から1,213ベクレル・パー・キログラムあったということですが、この数値に関しては、例えば原発事故前はゼロであったのかという点について、まず伺います。

建設課長（高橋栄二君）　事故前は、そういった測定はしてございませんので、ちょっと数値的には分からないという状況です。

3 番（横山秀人君）　そうしますと、この1,100ベクレル・パー・キログラムというのは、少なくとも放射性物質が含まれているという認識でよろしいでしょうか。

建設課長（高橋栄二君）　はい、そういう認識でよろしいかと思います。

3 番（横山秀人君）　分かりました。

続きまして、緑化した盛土について、荒天時、天気が荒れる日、台風とかそういうときの巡視をすると、またその後に現場確認をするという安全確保策を説明いただきましたけれども、これは誰が行うのか確認いたします。

建設課長（高橋栄二君）　当然、県とも情報共有をしながら、村でも当然、巡視、確認を行ってまいりたいと考えております。

3 番（横山秀人君）　分かりました。

村長にご質問いたします。

今回の件は、単なる手続や安全確保したという対策の問題ではなくて、村民の信頼が村から離れていってしまう、とても重大な政治課題だと私は思っております。地域の方に確認したところ、沈砂池をもっともっと大きくして、そして緑化、ましてや土のうという形で対応する方法もいいということもあれば、どう考えても、放射性物質が入った河

川の土砂を浄水場に入る可能性もある場所に置くこと自体が許せないという声もございます。今回の件に関しては、後者の理論、思い、つまりそこにあること自体が許せないという村民に対して、どのような対応を取るかというのが大事な視点かなと思います。

お伺いします。村として福島県に対し、滝下浄水場周辺からの土砂の早期撤去を正式に要請する方針はあるか伺います。

村長（杉岡 誠君） まずもって、村としては候補地の選定をさせていただいて、そして県に報告を昨年の令和6年10月にさせていただいたということで、この件に関して、従前の対応と違って住民の地元行政区の意見を聴いたりしていないという部分、あるいはその後の県の事業が開始される際にも説明に入っていなかったという実態が分かったもので、その点については村としても深くおわびを申し上げたいと思います。

その上で、今、土砂の早期撤去という話がありましたが、今ご答弁申し上げたとおり、県と話をして行政区長にご説明申し上げたのは、これ以上土砂の搬入は行わない、それから既に搬入されたものについては緑化と流出防止策を行うということで、まずは行政区長に説明をするということでありましたので、今はその段階にあるということです。

その上で、先ほどのご質問にもありましたが、改めての住民説明等々の中でのご意見を踏まえた上で、今後の対応については決めるものだと考えているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 重ねてになりますが、これほど村民からの意見があったのは初めてでありました。本当に驚きました。そして、私も知らなかったのが、本当に申し訳なく思いました。

先ほど確認した際に、滝下浄水場の水は子供たちが住む、学ぶ場所にまで届いていると、そしてその土砂の雨水は浄水場に流入する可能性はゼロではないと、その2つを考慮しても早期に撤去すべきと考えます。

また、今までのお話を聞きますと、村と福島県の出した回答が今、行政区に届いているわけであります。ではなくて、きちんと、村と福島県はこのように考えているんだけれども、滝下浄水場の水を飲んでいる方は地域の皆様だけじゃないですね、村民の皆様、どのように対応すべきでしょうかと、そのような検討の場を設ける、これが村民に対しての不安解消と信頼回復に向けた政治判断だと思っておりますが、再度、村長の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 大まかな趣旨としては同じことを申し上げたつもりではありますが、相双建設事務所と村で協議をして、決定をしたという言い方をしておりますけれども、基本的にどういう形で行政区長さんに説明をするかということについて協議をしたものでありまして、決定権者といえますか、協議をしたのは村、私も入っておりますけれども、県としての考え方について、それが住民の方々に受け入れられるかどうかというのは説明をしてみないと分からないのではないかとということも申し上げた上で、まずはその形で説明をするということであれば説明してくださいと、村としてもそれはしっかり聞いていますので、村としても区長にはお伝えしますということでお話しをしたものです。

ですので、それが最終決定ということではないのかもしれませんが、今後、住民の方々

への説明の中でいろいろなご意見が出るかと思いますので、そういったものを踏まえて、改めての判断、あるいは最終的な判断に至るものと考えております。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

この件につきまして、今後、村民に対してどのような経過説明、また今後の対応について説明をしていくのか、その方法と時期を伺います。

建設課長（高橋栄二君） まず、行政区長さんとも相談をしながら、どういう説明という部分、あと時期についても、まずは相談をさせていただければと思います。

3 番（横山秀人君） 分かりました。大事な水に関することでもありますし、また原発によって避難した地域でもあります。また、除染された農地の表土を剥いで、それでも何とか農業を頑張っていこうというところでもありますし、本当にこの放射性物質に関しては、とても苦しめられたのが飯舘であります。その物質が浄水場の上にあるということ自体が村民から見れば考えられないことだと思っておりますので、早急な対応を願うということで、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定について。

まず、答弁に対して、確認の質問をいたします。

ゼロカーボンブリッジいいって実行計画があるわけではありますが、その実行計画に対してどのような形で進捗状況を確認しながら、評価、そして改善を行っている専門部会というか審議会というのがまずあるのかどうか、そして既に何回か開催しているのかどうか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ゼロカーボンブリッジいいって実行計画についての審査というか検証ですね、そういった部分についての話であります。

今ほど、ゼロカーボンブリッジいいって実行計画の事務事業編ということで、公共施設でどのような取組をするかということで計画を策定し、今、実行段階に移っているところであります。

これについては、毎年ですね、1年に1度、そういった実績を基に、効果検証はどうなったのかということで、それを審査していただきながら公表していくということにしておりまして、今後、進めていくというような段階になっております。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

では、続いて……

議長（高橋孝雄君） 横山議員、ここからは、一般質問の要綱に従って進めていきます。よろしいですね。

3 番（横山秀人君） 座るということですね。

議長（高橋孝雄君） はい、そうです。

3 番（横山秀人君） では、続いて質問いたします。

答弁の中で、農山漁村再エネ法に基づく基本計画、再エネの基本計画と表現しますけれども、再エネの基本計画については、遅くとも今年度末までに計画を策定するというお話でありました。まず、これはどこで審議をし、どのような形で計画を決めていくのか、



パブリックコメント等を行っていくのかについて、今年度末まででありますのであと9か月であります、どのような形で進めるのか質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 農山漁村再生可能エネルギー法であります、この部分については、令和5年度中に促進協議会ということで立ち上げまして、その中で委員を選定し、委員の皆様の内容を検討していただいた経過があり、2回ほど開催をしております。

その後、なかなか開催することができずに、内容が固まっていないという状況であります、これまでに内部的に相当協議をさせていただいてきているという経過がございます。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、では、村長にご質問いたします。

今回、昨日から今日にかけて風力発電の再エネ等の様々な質問がありましたけれども、感じるころは、勉強会をこれから開いていきますとか、これからという感じの回答が多かったと思っております。それは何が理由なのかなと。青森県の自治体と比較したときに、村で正式に、公式にこの再エネについて検討する場がなかったということがどうしても、勉強会をやります、これに関しては、美しい村づくりの条例もとかっていう形で、何か複数の検討場所をいろいろ議論しながら、最終的にどこに決定するのかなというのは私もまだ分かっていません。ただ、ほかの町村であります、この再エネ法に基づく基本計画の中で、ある程度協議会をつくって、そしてその中できちんと、先ほどあった景観とか、地域貢献とか、村長が言う福祉向上の対策とかというところをきちんと公の場で検討した上でいくという最終決定の議論の場が飯舘にないから、このような形でなかなか進まないのかなと、最終判断が難しいのかなと思っております。

そこで、村長に対して質問であります。

再エネ法に基づく基本計画の策定についてであります、またこれについても、例えばコンサルとか頼めばある程度の計画はできると思いますが、その策定から、村民や有識者、そして事業者、行政が協議する場を設けて、村の将来図を多様な立場で話し合えるプロセスを取り入れるお考えはあるか伺います。

村長（杉岡 誠君） 再エネ法、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の件ということで承りましたが、先ほど担当課長から説明申し上げたように、協議会は既に立ち上がっております、その中に村民の方が、民間の事業者代表といいますか、3人入っておりますし、専門家としても学識経験者お二人入っております。村職員も2人入っておりますということでありますので、協議会は既に立ち上げているということです。

ただ、協議会というのは、どういう形で立ち上げて、やはり限定されたメンバーの中である程度集中的に協議すべき、するものだと思いますので、従前においては、例えば実行計画等々をつくるときもパブリックコメントという形を取りましたし、場合によっては何らかの勉強会の中で触れることでご意見をいただくということもあるかと思いますが、いずれにしても初めて計画をつくる部分ですので、ちょっと広くということとはなかなかそぐわないかなと思っております。

村としては、課題意識として、まず村自身もそうですが、村民皆様の中で再エネという  
とマスコミ関係から聞いている話しかイメージがない。実際、実態としてどうなのかと、  
あるいは法の規制がどうなっているのかとか、あるいは村側の今までの審議会とかの審  
議の目線がどういうふうになっているのかということもなかなか見えないという部分が  
ありますので、そういった意味で勉強会をまずしましょうと。

そういう中で、ある程度の情報がもう少し手元に入ってくる中で、自分なりの意見が言  
えたり、参画をしていきたいという意識醸成というものができるとは思えないかなと思  
いますので、ちょっと広くということよりは、今は協議会が立ち上がっておりますので、  
こちらのほうで計画はまずつくらせていただいて、その上でさらにプラス住民の皆様の、  
パブリックコメントという言い方をしますが、公的な公の形でのご意見をいただくよう  
な仕組みを考えたいというふうに考えるところです。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 私の勘違いというか、先ほどはゼロカーボンビレッジいいたての実行計  
画の協議会が立ち上がったのかなという認識を持っていましたけれども、それは異なっ  
ていて、もう既に再エネ法に基づく基本計画の策定の協議会が立ち上がっているという  
ことでありました。分かりました。

また村長にお伺いします。

この基本的な計画が、再エネ法による計画ができるまでの間なんですけれども、新規の  
再エネ事業、今回の風力発電しかりであります、その採択や承認について、もちろん  
一定の慎重さを持って、勉強会をやったりいろいろ聴きながらというのはお聞きしまし  
たけれども、村としての判断基準がない中で、どのような形で今行っていくのか。いろ  
いろな声をお聞きしました。この村としての判断基準というのは、どの段階で、どのよ  
うな形でつくっていくのか、お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 従前のご答弁の中で申し上げていますが、住民福祉の向上に資する再生  
可能エネルギーに村としては取り組んでいくと宣言をさせていただいておりますが、住  
民福祉という言葉がなかなか、どこまでの範疇かということで、前段、飯畑議員からご  
質問いただいております。

ただ、村としては幅広いものだと思いますし、福祉というとちょっと健康福祉の福  
祉分野だけをイメージしてしまいますが、行政でいうところの住民福祉というのはそう  
いうことではなくて、村民の方々が安全に安心に、あるいは生きがいを持って暮らせる  
ような、そういう暮らしの実現ということも住民福祉の向上の中には強く含まれてい  
ると思いますので、そういった大きな範疇で、どういったことが村民の価値、あるいはこ  
れからの行政課題を含めて、将来の課題に向かっててんびんに量るべきものなのかとい  
うことが非常に大事だろうと思っています。

もともと、再生可能エネルギーというのが、震災前にそういう言葉があったわけでもな  
かったなと思いますし、そういう検討をしていた村でもなかったと思いますが、様々な  
行政課題が新しく、震災あるいは全村避難によって生まれてきた。その中で、あるいは  
国際的な、日本も全国的な動きの中で、ゼロカーボンということを見据えた取組が必要

だという大きな方針がある中で、今、村はさらに模索をしながら、住民福祉の向上という1つの言葉で私は申し上げておりますけれども、議員がおただしのように、じゃあその中身は何なのかということはその都度その都度考えていかなきゃいけないし、そのノウハウの積み重ねが大事だと思っています。

今、この場で「これが基準です」と言えれば一番簡単なことですが、これはまさしく住民議論の中で、住民の方々の考えというものであったり、いろいろな専門家のご意見なんかも踏まえながら文言化をしていったり基準化をしていく必要があるかなと考えますので、今、私の即断の中でこれとこれとこれというふうには言わないようにしておきたいと思います。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 村長のおっしゃるとおりだと思います。だからこそ、協議会の中で、再エネ法の基本計画の中である程度皆さんで決めていきたいと思いますという場をつくろうということだと思います。そうしますと、それができる前でありますので、ただ、いずれにせよ期間が、締切りが来ればきちんと福島県知事に対して意見書を出さなくちゃいけない、そして国有林の利用に関してもきちんと、承諾するのかしないのかというのを意思表示しなければいけないと。そういうときに、村長名で行うわけであります。

そうしますと、その判断基準、また再エネ法の基本計画等がない中であれば、村長と、例えば議会がきちんと最終判断をした上で、村長名で出していくという見解でよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ちょっと私の回答が悪かったかもしれませんが、この農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画が、何らかの住民福祉の向上に資することを明言する基準になるわけではないと考えております。そういったものは、何かの計画に明示をしなくても、様々な議論の中で、加除することもあると思いますけれども、膨らませてノウハウとして積み重ねていくべきものだと思いますので、何らかに位置づけるという形ではなくて、当然、説明はできなきゃいけないと思いますけれども、計画に位置づける性質のものではないだろうなと思っております。

今現在動いている事業については、その事業のタイミングというものがあったり、法が求める期限がありますので、そのときそのときにきちっと必要な、そのときの情報の中で、あるいはそのときの判断の中で必要なものを、例えば村の意見が県知事から求められればしっかりとそこには答えていかなければなりませんから、それは答えさせていたきたいと思いますし、その答える権限、あと責任に関しては行政側にありますので、今までと同じように行政側でその辺は実施していきたいと考えております。

以上であります。

3 番（横山秀人君） もちろん、最終判断は行政側でありますけれども、基本的には様々な意見を聴いて決定していくということでもあります。そうしますと、少なくとも最終判断前には、議会と共に検討した上で行政としての回答を行うという認識でよろしいのか、それとも村長が議会や様々な村民からのお話を聞いた上で、今回の風力発電設置のオーケーを行政として村長が出すのか、いずれどちらになりますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） これは、地方自治の責任範疇の問題だと思いますので、その責任が私が代表する飯館村の行政側にあるものであれば行政が行いますし、あるいは議会側で何かをするべきものであれば議会側のものがあるかと思います。その中で、議会の同意を得たり、あるいは承認を得たり、議決を経たりすべきものが法で規定されるものであれば、それは遅滞なくしっかりと皆様にご審議として提出をさせていただきますが、行政権の中で実施することが想定されている業務に関しては、行政側で実施をさせていただくということです。

ただ、これだけの議論がある中で、どういった意見が正しいのかというのがあるかと思いますので、そのときの中で協議をするというのが、この議会の本会議の場なのか、違う場なのかはあるかと思いますが、そういう機会はあるかもしれませんが、少なくとも説明責任、あるいは執行責任を持つのが行政側にあるものについては行政側の責任で、文言の作成についても、その出し方についても決定をさせていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

3 番（横山秀人君） もちろん、風力発電に関しては、議会の採決があるというのは読んだときがないので、要綱上、村が最終判断をするということだと思いますが、これだけ、本当におっしゃるとおり、多くの方が議論をして、議会も研修に行つてという形で情報収集等をしておりますので、最終決定前にぜひ議会とも協議いただければなと思ひまして、これはお願いをもって終わりたいと思います。

続きまして、3 丁目、空き家、倒壊のおそれのある空き家、危険を及ぼす可能性のある空き家について、まず答弁について質問いたします。

いいたて美しい村づくり推進条例を読みますと、管理できない住宅については、推進条例の中では、適正な管理ができない場合は、村が代執行をして、まず管理ができるという条文がありますけれども、現在までで、今まで倒壊とかという話もありましたけれども、その前の段階では管理ができていないから倒壊につながっていくとか、あとは屋根材が飛ぶとかということだと思うんですね。

まず、その管理対策について、村は今まで、いいたて美しい村づくり推進条例において、危険だから所有者の判断を待ってられないということで、村が代執行をしたという経過はありますでしょうか、確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） いいたて美しい村づくり推進条例に基づく、村の代執行による住宅管理、家屋管理ということではありますが、そういった管理まではしているところではありません。

ただ、危険な状況になった、例えば道路に物が散乱しそうとかそういった場合には、道路のパトロールとか、そういった中でそれぞれの担当課で判断をしながら、危険がないような、そういった対策は取ってきているところであります。

3 番（横山秀人君） 昨日の質問の答弁の中でも、今後、いいたて美しい村づくり推進条例の中で対応も検討していくという話がございました。この条例を見たときに、このような形の村の関わり方があるんだということを初めて知りました。勉強不足でした。

そうしますと、危険な空き家対策に関しては、多分、昨日今日に出た話ではなくて、もう数年前からあって、それを見ていて、もういよいよもってガラスも割れるとか、ブルーシートで留めているけれども、そのブルーシートもパタパタしているとかという形の状況が見られました。これが車に飛んできてぶつかったらどうなるんだろうかなということがあります。

そう考えますと、今、村から提案のあった、この美しい村づくり推進条例によってきちんと、まず費用をかけてその応急手当をした上で、危険度を少し減らしてでも代執行をして、そして村民の安全を守るべきと思っておりますが、村が考えている答弁の中での美しい村づくり推進条例は、そのような思いを持ってそこで検討していくということによろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 倒壊のおそれのある危険な家屋等々についても、基本的にはその所有者に財産の所有権があるということであります。村が代執行するという部分については、指導、助言、それから勧告等々、きちんと法的な手続を取った上で、最終的にどうしてもという場合には代執行に至るということであります。

つまり、当然そこには管理も含めてお金がかかっていく部分でありますので、村民の血税を使っていくということにもなってまいります。そういった場合には、きちんと財政面のご理解も得ながらじゃないと代執行というのは難しいということで、まずは、前の答弁にもありますように、指導、助言を速やかに行っていく必要がある、文書によりです、それで管理者、所有者に対策を取ってもらい、考えていただくというのがまず先決だと思っているところであります。

3番（横山秀人君） 昨日今日の答弁の中でも、それがなかなか難しいと、所有者が取壊しする、また管理するというのは難しいからこそ、今、大きな村の課題になっていると思っております。

私が「取壊し」という言葉を使ってしまうから、何か取り壊さなくちゃいけないというか、代執行も取壊しに視点がいつてしまうんですけれども、実は美しい村づくり推進条例の中では、管理に対して村が手を加えることができるという条文があります。つまり、取壊しの前ですね、パタパタいつているのを直すとかというのがあります。ということは、対応としては、危険だと思ったらこの条例に基づいて村が対策を打てると私はこの条例を読んでいるんですね。

つまり、相手に「危険だから何とかその壁ちゃんと留めてくれよ」と言ってもどうにもならないといったときに、これはもうこれ以上は置けないから、村が条例に基づいてできるという認識であります、その考えでよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 家屋という財産に手をつけるということは、やはりその財産の所有者の所有権がありますので、なかなか簡単にはいかないということであります。ただ、危険が及びそうだという場合に、前に建設課長も答弁申し上げたかと思いますが、ちょっと危険が及びそうなのでこの部分については、例えば道路管理者のほうに、道路に危険が及びそうだという場合には一部分を村で処理させてもらいますよという連絡を取りながら、所有者なり管理者の確認を取りながらという、部分的にそういったことは

今までもあったのかなと思っております。

いずれ、手をかけるということは、そこには費用も発生するわけでありまして、先ほど申したように村民の血税をそこに充てなければならないということで、その部分については代執行ということでありまして、後ほど所有者なり管理者にその部分については請求させていただくようになります。

ということで、なかなか簡単には手をつけることはできませんが、さほどお金がかからない日常的な管理の部分であれば、所有者に連絡を取りながら、一時的な管理はできるのかなと考えているところであります。

3番（横山秀人君） 本当に、この条例の中でも書いてあるとおり、おっしゃるとおりですね、所有者の確認を取って、村が管理、代行して、そしてそれにかかった費用を所有者に請求できるという文言がございます。取壊しじゃなくて、適正管理のところで村も関われるんだなというものが分かりました。

ですので、これで最後、村長にお聞きします。

この空き家問題に関して、また危険を伴う空き家に関してなんですが、何かあってからではやはり遅いと思っております。取壊しの代執行が無理だとか、あとは所有者が分からないとかということをもって何もできないということでは、やはりもう何か危険と一緒に住むということになってしまいますので、積極的に美しい村づくり推進条例を利用して、今後、まず取壊しの前の管理から村は関わっていくんだと、そういう思いをきちっと村長から明言いただきたいんですが、村長、お願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 議員おただしの部分については、一つ一つがちょっとかなり限定的な用途を想定されているように思います。例えば、管理といった場合には、家そのものを管理する場合もあるでしょうし、例えば昨日ご答弁申し上げましたが、うち1件については空き家バンクに登録することで村で公費をかけているんですね。国の事業を使って、移住支援センター等々でやっている空き家バンクで新しい入方を見つけて、そしてマッチングをしたという経過もありますから、そういったものも実は管理には入ると思います。ただ、それは所有者側からのそういう意向が示されないといけない管理であるので、今おっしゃられた所有者の意向が確認できていない状況での管理というのは、基本的にはできる規定ではありますけれども、今のところはしない、していないというのが現状です。

今やろうとしているのは、所有者の意向をきちっと確認する、あるいは連絡を取る、それは助言、勧告という言葉だと思っておりますけれども、そこからまずやっていくということが村の方針でありますので、何かを一足飛びに飛ばしていきなり建物に手をつけるということを考えているわけではない。緊急回避的にやることはあるけれども、基本的にそれ以外のものについては法的な手続を取らないことには、そもそも代執行という言葉もありましたが、代執行に至るまでには相当の実は手続が、税務処理と同じですから、いろいろな法的な手続をしなければならないと認識しておりますので、その辺については慎重にやる部分があるかなと思っています。

それから、もう1点、皆様、各地区の方々が、うちの行政区にはこれがある、あれがあ

るということで23件もの話が来ているわけですから、それらをどこかだけを優先するわけにはちょっといかないというのが現状でありますので、全体調査をもう少しさせていただいて、まずは助言、勧告からしっかりと手続をさせていただきたいと考えているところでもあります。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 通るたびに、もう壊れつつあるなというのを感じながら、隣のお宅はとても不安なんだろうなという思いでそこを通っています。そういう意味で、何かしらできることはないのかなという思いで質問をさせていただきました。その一つが、先ほどの美しい村づくり推進条例なのかなという提案でございます。

今後、村での取組も、今回、調査からきちんとやっていくんだという報告もございましたので、今後、この空き家、危険な空き家がなくなるだろうなと思っております。

以上で、今回、6月定例会の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は14時25分とします。

（午後2時10分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

#### ◎日程第3、令和7年請願第3号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について

議長（高橋孝雄君） 日程第3、令和7年請願第3号「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についての件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（菅野新一君） ただいま議題となりました令和7年請願第3号「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出を求める請願について、6月9日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本請願の趣旨は、「2023年10月に導入されたインボイス制度の導入に伴い、免税事業者の業務負担や経営圧迫の懸念があることから制度を廃止することを求める意見書」を国の関係機関に提出することを求める願意であります。

審査の結果、インボイス制度は税の公平性の観点から見て重要であり、今は国の動向に注視するとともに、廃止ではなく見直しや改正案を検討すべきと判断し、議会運営委員会としては不採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告、これで終わります。

議長（高橋孝雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 私、佐藤八郎が、今回の請願の紹介者の議員となっております。私が議員活動する中で、多くの村民や業者、関係者の声、願いであると考えての紹介議員にな

ったものであります。その村民や業者の願いを裏切っての不採択の結果について、私はこれから何点か質問をさせていただきます。

1つ目は、この制度のメリット・デメリットを村民の立場からどのように審査されての結果なのか、伺うものであります。

2つ目は、この制度が実行されてからの、村民、業者や関係者に対しての実態調査とか、聞き取りしての議会運営委員会の審査なのか、伺っておきます。

3つ目が、原発事故の被害にあって14年過ぎたの村民、業者への負担についての認識は、議運でどのような分析をされたのか。村からの実態聞き取りなどはどのようにお聞きになり、村民や業者や関係者は復興再生の道半ばと思いますが、なぜ不採択としたのか、根拠を伺うものであります。

以上、3点について伺っておきます。

議会運営委員長（菅野新一君） インボイスの制度は、議会運営の中では、趣旨が私たちの考えとは違いますので、不採択といたしました。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 今の答弁、私どもの趣旨、議会運営委員会の趣旨に沿わないとは、どんなことが沿わないんですか。村民の生活や、村民の営業や、村民の負担されている状況からして、議会運営委員会が何が趣旨に沿わないから不採択という理由なんですか。もう一度伺っておきます。

議会運営委員長（菅野新一君） ただいま佐藤八郎君の質問がございましたが、議会運営委員会の中では、国会審議でもないのに、このように審議することはないということで、委員長決議いたしました。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 議運委員長、私どもも国民です。まして、村民の生活や、村民の営業や、そういうことを守るために私ども議会議員はあります。その議会運営委員会が、国政の問題だから不採択なんですなんていう答弁は全くの間違いであるし、村民や営業者やこのインボイスに関わる村民に対しての裏切り行為である何物でもありません。もう一度答弁願います。

議会運営委員長（菅野新一君） ただいま佐藤八郎君の質問がございましたが、そういうことであっても、私たちの5人の意見の中ではそういうことになりましたので、ご理解をお願いします。

以上です。採決をお願いします。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑なしと。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

8番（佐藤八郎君） ただいま委員長報告あったことに対して、不採択は誠に村民に対して裏切り行為だということで、不採択に対する反対意見を申し上げます。

村民や業者、関係者の実態と負担が大変とする声、願いを完全に無視するものでありま



す。私、議会活動の中でいろいろな方々に会って、このインボイス制度の厳しさ、事務的な面倒さ、いろいろ悩まれている村民や業者はたくさんおられました。そういう意味では、この請願は全く村民に対する、きちんと採択されていく、大切なものだと思っております。

議会議員は、村民の負託に応え、村民の代弁者として、村民のためにならぬものにはならぬとする役割、責任が仕事であります。議員の良識として、村民、業者、関係者への負担押しつけを許さないように、この不採択に反対してくださるよう議員各位に申し上げ、私の反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋孝雄君） これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第4、令和7年請願第4号 「消費税5%への減税を求める意見書」の提出について

議長（高橋孝雄君） 日程第4、令和7年請願第4号「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についての件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（菅野新一君） ただいま議題となりました令和7年請願第4号「消費税5%への減税を求める意見書」の提出を求める請願について、6月9日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本請願の趣旨は、「物価高騰による国民生活や家計への影響が長期化するなか、住民の暮らしを守り地域経済を支えるため、緊急の経済対策として消費税率を5%に引き下げよう求める意見書」であります。これを国の関係機関に提出することを求める願意であります。

審査の結果、消費税は社会保障の充実と安定化及び財政健全化のために必要な税財源であり、社会保障の財源を確保するため、税率を維持するとともに、国の動向を注視すべきと判断し、議会運営委員会としては、不採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（高橋孝雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 何点か質問をさせていただきます。

多くの村民の声、願いとして、消費税負担は我が飯舘村にとって、原発事故によっての被害を受けた村民にとっては、大きな負担として生活の中で重税感を与えているし、ましてこの物価高騰の中で不採択とすることなど、村民に対して許されるものではありません。

何点か質問をいたします。

村民が負担している消費税の実態と、消費税そのものの目的はどのように審査されたの

か伺います。

議会運営委員長（菅野新一君） ただいまの佐藤八郎議員の質問にお答えします。

消費税の実態などは調べておりませんが、消費税というものは財源でありますので、このように不採択に決定いたしました。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 消費税は財源。何の財源でしょうか。消費税の使われ方、全体としてはどういうふうに審査され、ご理解をしているんでしょうか。

議会運営委員長（菅野新一君） おおよそではありますが、国財政の中ではぜひ必要な財源でありますので、そのようにいたしました。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 「国財政では必要なのでそう思いました」、村民のためにやっていらっしゃる飯館村議会議員、まして議会運営委員長の発言とは思えないような発言でありますけれども、国の出先機関か何かなんでしょうか。

議会運営委員長（菅野新一君） そのように理解されても結構であります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） それでは2つ目に、直前になった国政選挙においても、消費税に関わる各党からの公約として話題になっている中でも、物価高騰や国民生活にも減税が国民の声、願いというデータがありますけれども、その点で、村民の声、願いもそのデータどおりであります。そのことについてどのように審査されたのか。

議会運営委員長（菅野新一君） 村民も国民でありますので、八郎議員と私の考えも違いますので、意見の合わないところはご了承、ご理解をお願いします。

8 番（佐藤八郎君） 議会運営委員長と佐藤八郎の意見が違うのは、まあともかくとして、村民や私たちが主人公とする村民の生活からして、消費税は減税すべきだという声が多いんです。その声に応えるのが飯館村議会の役割責任ではないんですか。議運委員長と佐藤八郎の意見が違うのは結構でございますけれども、村民のために仕事や責任を果たすのが議会議員ではないんですか。

議会運営委員長（菅野新一君） 村民のために働く八郎君も議員であります、私も議員であります。

以上。

議長（高橋孝雄君） 2人のお話も分かりますが、この辺で質疑を終わりたいと思います。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

8 番（佐藤八郎君） 請願第4号の反対討論をさせていただきます。

私たち議会議員は、村民の負託を受けて、村民一人一人が言えない意見や声、願いを、村民の代弁者として、国、県、関係部署に村民の代理・代表として発言、発信し、意見書を提出するのが当然の役割、責任であります。

原発事故の被害に遭い、今も多くの村民が復興や再生の道半ばの生活であります。その実態、真実からしてこの不採択は、国がやっていることだから我慢して生活するもので

あるとするのは、議会議員の役割、責任からしても間違いであります。

皆さんが関わる多くの村民は、消費税やむなしですか。減税してほしい方々の声、願い、聞いている議員の皆さん、この審査結果に反対するよう重ねてお願いを申し上げ、反対の討論といたします。

議長（高橋孝雄君） これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎日程第5、令和7年陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

議長（高橋孝雄君） 日程第5、令和7年陳情第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました令和7年陳情第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、6月13日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われており、令和7年度は5億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学支援、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。

本村においても、義務教育学校に就学する子供たちの学校給食、学用品等の支援が実施されており、村内外にかかわらず、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日に閣議決定された、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更の中では、新たに位置づけられた第2期復興・創生期間において、「支援の必要な子供の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としており、今日においても、本村を含めた福島県では、子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、就学のためには長期的な支援がなくてはなりません。

つきましては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和8年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続

と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を政府関係機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（高橋孝雄君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君）　異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

#### ◎散会の宣言

議長（高橋孝雄君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後２時５１分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月18日

飯 舘 村 議 会 議 長      高 橋 孝 雄

同                      会議録署名議員      菅 野 新 一

同                      会議録署名議員      渡 邊 計



令和 7 年 6 月 2 0 日

令和 7 年第 5 回飯舘村議会定例会会議録（第 4 号）

| 令和7年第5回飯館村議会定例会会議録（第4号）                                                                      |                        |                    |             |                        |             |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------|-------------|------------------------|-------------|----|
| 招集年月日                                                                                        | 令和7年6月20日（金曜日）         |                    |             |                        |             |    |
| 招 集 場 所                                                                                      | 飯館村役場 議会議場             |                    |             |                        |             |    |
| 開閉会の日                                                                                        | 開議                     | 令和7年6月20日 午前10時00分 |             |                        |             |    |
| 時及び宣告                                                                                        | 閉会                     | 令和7年6月20日 午前10時44分 |             |                        |             |    |
| 心（不応）<br>招議員及び<br>出席議員並<br>びに欠席議<br>員<br><br>出席10名<br>欠席0名<br>○ 出席<br>△ 欠席<br>× 不応招<br>△○ 公欠 | 議席番号                   | 氏 名                | 出欠          | 議席番号                   | 氏 名         | 出欠 |
|                                                                                              | 1                      | 飯 畑 秀 夫            | ○           | 2                      | 花 井 茂       | ○  |
|                                                                                              | 3                      | 横 山 秀 人            | ○           | 4                      | 佐 藤 眞 弘     | ○  |
|                                                                                              | 5                      | 佐 藤 一 郎            | ○           | 6                      | 渡 邊 計       | ○  |
|                                                                                              | 7                      | 菅 野 新 一            | ○           | 8                      | 佐 藤 八 郎     | ○  |
|                                                                                              | 9                      | 佐 藤 健 太            | ○           | 10                     | 高 橋 孝 雄     | ○  |
|                                                                                              |                        |                    |             |                        |             |    |
| 署名議員                                                                                         | 8番 佐 藤 八 郎             |                    | 9番 佐 藤 健 太  |                        |             |    |
| 職務出席者                                                                                        | 事務局長 志 賀 春 美           |                    | 書 記 糯 田 文 也 |                        | 書 記 藤 井 慎 悟 |    |
| 地方自治法の<br>第121条の1<br>規定による<br>説明のたため<br>した者<br>の氏名<br><br>○ 出席<br>△ 欠席                       | 職 名                    | 氏 名                | 出欠          | 職 名                    | 氏 名         | 出欠 |
|                                                                                              | 村 長                    | 杉 岡 誠              | ○           | 副 村 長                  | 中 川 喜 昭     | ○  |
|                                                                                              | 総 務 課 長                | 村 山 宏 行            | ○           | 村 づ く り<br>推 進 課 長     | 佐 藤 正 幸     | ○  |
|                                                                                              | 住 民 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 荒 真 一 郎            | ○           | 健 康 福 祉 課 長            | 今 野 智 和     | ○  |
|                                                                                              | 産 業 振 興 課 長            | 松 下 貴 雄            | ○           | 建 設 課 長                | 高 橋 栄 二     | ○  |
|                                                                                              | 教 育 長                  | 高 橋 澄 子            | ○           | 教 育 課 長                | 三 瓶 真       | ○  |
|                                                                                              | 生 涯 学 習 課 長            | 山 田 敬 行            | ○           | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長   | 松 下 貴 雄     | ○  |
|                                                                                              | 選 挙 管 理 委 員 会<br>書 記 長 | 村 山 宏 行            | ○           | 農 業 委 員 会<br>会 長       | 原 田 直 志     | ○  |
|                                                                                              | 代 表 監 査 委 員            | 松 田 敏 行            | ○           | 選 挙 管 理 委 員 会<br>委 員 長 | 伊 東 利       | ○  |
| 議 事 日 程                                                                                      | 別紙のとおり                 |                    |             |                        |             |    |
| 事 件                                                                                          | 別紙のとおり                 |                    |             |                        |             |    |
| 会 議 の 経 過                                                                                    | 別紙のとおり                 |                    |             |                        |             |    |



令和7年6月20日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発委第 5 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第 3 議案第49号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第50号 令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第51号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第52号 飯舘村手話言語条例
- 日程第 7 議案第53号 飯舘村企業立地等支援基金条例
- 日程第 8 議案第54号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第55号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第56号 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について
- 日程第11 閉会中の継続調査の件
- 日程第12 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本日、発委第5号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が総務文教常任委員長から提出されております。

次に、議会運営委員会が6月18日に本日の議事日程等、議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査についてお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君を指名します。

### ◎日程第2、発委第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

議長（高橋孝雄君） 日程第2、発委第5号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました発委第5号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について趣旨説明いたします。

東日本大震災から14年が経過しましたが、被災児童生徒就学支援等事業を通して、本村においても、義務教育学校に就学する子供たちの学校給食、学用品等の支援が実施されています。村内外にかかわらず、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

今日においても、本村を含めた福島県では子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、就学のためには長期的な支援がなくてはなりません。

このことから、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和8年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の

継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

令和7年6月20日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。（「議長」の声あり）

3番（横山秀人君） 議席番号3番 横山秀人。動議を提出いたします。

議事日程の順序を変更し、日程第7、議案第53号飯舘村企業立地等支援基金条例を、議案第49号令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）より先に審議することを望みます。

議長（高橋孝雄君） ただいま横山秀人君から、日程の順序を変更し、日程第7、議案第53号飯舘村企業立地等支援基金条例を先に審議することの動議が提出されました。

この動議を提出することについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立3人です。この動議は、3人以上の賛成がありますので、成立しました。

したがって、日程の順序を変更し、日程第7、議案第53号飯舘村企業立地等支援基金条例を先に審議することの動議を議題として採決します。

横山秀人議員、動議について説明をお願いします。

3番（横山秀人君） 議席番号3番 横山秀人。

ただいま動議を提出いたしました議事日程順序変更の動議について、動議の説明を申し上げます。

現在の議事日程では、第1に議案第49号令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）、第2に議案第53号飯舘村企業立地等支援基金条例を審議する予定となっております。私は、この順番を入れ替え、まず、議案第53号の基金条例を先に審議し、その後に議案第49号の補正予算を審議するよう議事日程の変更をお願いするものであります。

理由を述べます。地方自治法第241条において、基金は条例に基づいて設けるものとの定めがあります。すなわち、条例をもって正式にその目的や管理方法などを定めてからでなければ、基金という制度は成立しないというのが法の考え方です。にもかかわらず、現在の議事日程では、基金条例が未成立の段階で、その基金に対する積立金5億円を補正予算として先に議決しようとしています。これは手続の順序として整合性を欠き、法令の趣旨にも反するおそれがあると考えます。また、仮に条例が否決された場合には、積立金の執行ができなくなるため、予算執行に支障を来すおそれもあります。

飯館村議会として、法令にのっとった順序で議案を審議することは、住民に対する責任であり、行政の信頼性を高める行動でもあります。

最後に、議員の皆さんにお伝えしたいことがあります。この動議は、5億円の基金積立について、村民にきちんと説明できる順序で審議するかの問題であります。村民に審議過程の説明を求められたときに、飯館村議会議員として胸を張って説明できる審議順序にすべき動議であります。皆様の慎重な判断の下、採決をお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（高橋孝雄君） 横山議員は自席にお戻りください。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立3人、少数です。よって、動議は否決されました。

#### ◎日程第3、議案第49号 令和7年度飯館村一般会計補正予算（第1号）

議長（高橋孝雄君） 日程第3、議案第49号令和7年度飯館村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） では、補正予算について質疑をいたします。

まず、総額についての質問がございます。

補正予算書の27ページになりますが、今回、人事異動等によって人件費の補正があるということでご説明をいただきましたが、3月の当初予算に今回4,400万円の人件費の増額補正が上がっております。人事異動であれば、各課でマイナスの補正があるのかなということで、確認をしてもプラスの補正しかございませんでした。この3か月で4,400万円の人件費を上げる要因についてご説明をお願いいたします。

総務課長（村山宏行君） 今回、人件費の部分で補正予算を計上させていただきました。こちらは、いわゆる今年度の当初予算の要求時期というのは昨年の12月でございます。半年間ぐらいの間隔があるということになります。主に今回の補正については、人事異動に伴います人の異動、プラス、職員の不足する分を会計年度任用職員の部分で補っておりまして、その部分の配置が新たに加わったということでございます。

減額がなぜないかということですが、例年でありますけれども、人件費については12月、それから3月の補正のところで整理予算という形で上げさせていただいて、計上させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

3 番（横山秀人君）　そうしますと、3月の当初から大きく変わったということでもありますので、人が増えたということであれば、各課にどれだけの人員が配置されているのか、毎年予算書の中で説明文書がございますので、その修正文書を後で議会のほうに報告お願いいたします。

続いて質問よろしいでしょうか。質問いたします。

21ページであります。商工費にあります飯舘村企業立地等支援基金利子及び飯舘村企業立地等支援基金元金と合わせまして、5億100万円の補正予算についてであります。先ほど順序を変えてほしいと言ったのはこのところにあります。つまり、この補正予算には、まだ成立していない基金の名称が記載されております。正直どのような形で審議したらいいのか、すごく迷うところではありますが、先ほど議員皆さんの総意でこちらを先にということであったものですから、すみません、総意ではなかったですね。決めてあったものですから、こちらのほうについて質問をいたします。

まず、こちらについては5億円の、この積立ての根拠であります。その根拠に関しては、18日の全員協議会で企業立地等の支援補助金交付規則というものをご提示いただきました。つまり、基金は単に5億円の積立てであります。その基金を使ってどのように事業を展開していくのか、そこを審議するのが私たち議員の役目であります。今回、補助金交付規則という提示がありましたが、複数の議員から質問や、また提案等があり、結果的に現時点で最終的な規則の提示をいただいております。今後この立地等支援補助金交付規則の制定、そして改正、そして廃止に係る件については議会の議決案件でなくなりますので、村長の専決案件になります。そうしますと、議員が知らない間に進んでいくこととなります。ここで不安があります。つまり、現時点で決まっていない規則がいつの間にか決まってしまう、そういう不安であります。

村長にお伺いします。今後、飯舘村企業立地等支援補助金交付規則につきましては、その制定、改正、廃止、それぞれの段階において事前に村議会のほうに協議いただき、その協議を経た上で制定、改正をするということの流れでお願いしたいのでありますが、村長の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君）　条例に関しては、地方自治法に基づいて、議会の議決案件でありますので、今回上程をさせていただいております。また、議員おただしのおり、規則については村長専決という言葉がありましたが、執行部側のほうで責任を持って制定をして、そして公表するものでありますので、そういった手続をこれまでも取ってきました。

今回のこの基金関係、企業立地等というふうに言っておりますけれども、新規の企業誘致の部分も含みますけれども、既存の企業に対する支援も含む部分についても同じように、庁内のほうでしっかりとした制定をさせていただいた上で公表していくという手続を取らせていただきたいと思います。

なお、先般の全員協議会の中でもご質疑いただいた件については十分勘案させていただきますし、今日の議会の中でのいろんな議論等があるかと思っておりますので、そういったものを踏まえた上で、制定については村長部局のほうでさせていただきたいと思うところであります。

以上であります。

3 番（横山秀人君） 現時点でスタートが決まっていれば、私どもも、この規則で基金と併せて始まるんだということが分かります。このスタートがまだ決まっていないところであり、その上でこの補正を採決しなければいけない状況であります。今の村長のご回答ですと、議会のほうには諮らなくても、諮らず村のほうで責任を持って行うというご回答であります、それではないと。この基金条例に関しては村の重要な事項であります。どのような形で補助金の交付要綱がありというところを、きちんと議員も知った上でこの運用をしていかなければいけないと思っております。

重ねてであります、そういう意味も含めて事前に、まずは制定については議会ときちんと議論をした上で、一番最初の交付規則に関しては検討するということを望みますが、村長としてはどのように考えますか。

村長（杉岡 誠君） さきにご答弁申し上げましたが、地方自治法で定められた議会の議決事項についてはしっかりと審議をいただきますけれども、それ以外の執行権の中に入っているものについては、村役場が責任を持っているという部分がありますので、こちらのほうで制定をさせていただきます。

なお、それについては公表いたしますので、公表後、なおこの部分がおかしい、この部分はどうかんだということは、当然のことながら私たちは、そういうご意見をいただいたり指摘をいただいたときに、それをまた法令審査会等もありますので、村役場の中で適正にやっていく、改正がある場合には改正していくという部分がございますので、規則というのはそういうふう、何というんでしょうかね、ある意味、政情、情勢あるいは意見というものをしっかり踏まえて、スピーディーに物事をやっていくためのものであるとも考えますので、これは行政側でさせていただくものでありますし、地方自治法上もそのようにされておりますので、この法律を変えてといえますか、読み込み、あるいはこれまでの慣例を変えて、この当該規則だけ、あるいは所期だけを議会の皆様のほうにあらかじめお聞きしてやるということはないものと考えております。

ただ、全く意見を聞かないということではなくて、先般、全員協議会の中で今持っている規則案についてはご提示をさせていただきましたし、提示させていただいたものに基づいて、議員は今おただしの部分があるかと思っておりますので、今議会においてしっかりとご意見を賜りたいと考えるところであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

3 番（横山秀人君） 議席番号 3 番 横山秀人。今回の補正予算について反対の立場で討論いたします。

その理由であります。

まず 1 点目は、今回補正予算に上がっております飯舘村企業立地等支援基金については、

まだ条例の審議、議決を経していないというところであります。まず、その受けていないところに5億円の村民の貴重な税金から出ておりますお金を積み立てるということについて、私は異議を持っております。

続きまして、また基金条例であります。今回の基金条例に関しては、既存の企業立地に関する補助金を廃止する、つまり代わりに、今まで行っていた企業立地の補助金の代わりに今回基金条例を上げるわけですが、その廃案になる予定の条例の中にはきちんと、どのような条件の下、どのような要件で、そしてどれだけの金額の補助があり、補助率は幾らですよということがきちんと条例でうたっております。その条例を廃止するわけです。であるならば、同等の内容の説明仕様というのが必要であります。今回、基金条例が上がりました。それはどのような内容で進めるかというのは、補助金の交付規則で行うんだという説明もございました。ただ、現時点で補助金交付要綱の最終的なスタート地点が見えていません。つまり5億円をどうやって使っていくんだという、その具体的な流れがまだ現時点で見えない状況であります。であるならば、この補正予算については私は賛成できないということで、今回反対の討論といたします。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第50号 令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（高橋孝雄君） 日程第4、議案第50号令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第51号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第51号令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第

1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6、議案第52号 飯舘村手話言語条例

議長(高橋孝雄君) 日程第6、議案第52号飯舘村手話言語条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) この条例制定に当たって、対応するための人事とか予算についてはどう  
いうお考えなのか伺います。

健康福祉課長(今野智和君) 答えいたします。

人事的なものについては、まず現在のところ想定しているものではございません。予算  
につきましては、具体的な相談、事業が今の段階で決まっているわけではございませんが、  
想定される予算については、新年度の予算要求時において審議いただきたいと考えており  
ます。

以上です。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7、議案第53号 飯舘村企業立地等支援基金条例

議長(高橋孝雄君) 日程第7、議案第53号飯舘村企業立地等支援基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 条例制定されるということで、これまでの企業立地等支援条例を廃止し  
ての制定でありますので、比較しての村民、関係者にとってのメリットとデメリットを具  
体的に説明願いたいと思います。



村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回の基金条例、それから今までの支援条例のメリット・デメリットということですが、今回基金化するというにつきましては、今、飯館村は企業誘致に本気になって力を入れているということでもあります。他の自治体と比べて、なかなか立地条件等も今までもなかった、後発発信の産業団地整備等も進めているところでもあります。これから企業さんを誘致するに当たって、しっかりと村として財源を確保していますよという姿勢を見せるのがまず大事だなということでの、まず一つは基金であります。

また、スピーディーに対応したいということでもあります。当然、実行に当たっては予算ということにもなっていますが、まず財源をきちっと確保している、その上での予算化をしていくんだということで、企業に対してもスピーディーに対応できるように、今回基金化をするものであります。

また、デメリットということですが、今まで以上に内容も、基金を設立するに当たって今までのような内容の部分についても充実させたいということで、しっかり検討しているところでもあります。デメリットについては全くないと考えているところでもあります。以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 中に、内容として村長が認める事業ということであるんですけども、今考えられる具体的な認める事業というのはあるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回の基金設置に伴って、交付規則を今検討しているところでもあります。規則については、今般の議会で可決していただけますと、速やかに実施してまいりたいなということでもあります。この規則の中では、今まで製造業等のみの内容であったものについて、物流施設、あるいはデータセンター、試験・研究施設、そのほかに村長が特に認める業種ということで決めているわけで、ほぼほぼこれからの企業誘致について必要な業種については盛り込んでいるのかなと思っているところでもあります。そのほかに相談、それ以外の部分で相談があった場合には、しっかり検討して認めていきたいということで、今のところあまりそういったものは想定はしておりませんが、そういった相談があった場合に、それについてもスピーディーに対応できるようにということで、今回この基金化、それから交付規則の中で定めて動きたいということでもあります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

3 番（横山秀人君） まず、基金を新たに設置するということでもあります。この基金を利用するためには、もちろんその利用法を定めた補助金交付要綱がございますが、この企業の選定等を含めて、きちんとした審議会、例えば税理士とか社労士とか第三者の専門家も入れて、きちんと審議をした上で、どのような形でこの基金運用を行っていくのか質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基金の運用についてということでもあります。まず、スピーディーに動きたいということで、申請の段階で認定経営革新等支援機関のほうできちんと審査をしていただいた計画を出していただく、そのことによって、しっかりと進められる

事業なんだなということで確認ができると思っております。また、さらに今ほど審議会というお話もいただきましたけれども、さらに審議会というものも設けて、有識者等を中心にした審議を行って認めていきたいと考えているところであります。

以上です。

3 番（横山秀人君） そうしますと、再度確認いたしますが、認定経営革新等支援機関の事前確認が絶対条件と、そこで事業の内容等は一度確認を受けているということで、絶対条件ということでよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そのように考えているところであります。そのことによって、スピーディーに申請を選択が可能かなと考えているところです。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8、議案第 54 号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第 8、議案第 54 号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 事故が起きてから 14 年経過したという流れですので、まだまだ道半ばなので、減免は当然のこととは思いますが、これ除く要因と対象者数というのは、幾らになるのでしょうか。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） まず、今回の条例によりまして減免の対象から外れる方というのは、避難指示が解除された区域の被災者で、世帯所得が 600 万円を超える上位所得層の方が減免の対象から外れるということで、令和 7 年度については 7 世帯を見込んでおります。

それから、減免者数ということであります。国民健康保険税は 7 月の課税ですから、具体的な算定はこれから行いますので、現在、詳細な人数については把握できておりませんが、令和 6 年度の実績でいいますと、減免世帯は 892 世帯であります。現在はその世帯数、被保険者数も減っておりますので、減免対象の人数も同様に若干減るのかなと見込んでおります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第55号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する  
介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第9、議案第55号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号  
被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第56号 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起に  
ついて

議長(高橋孝雄君) 日程第10、議案第56号民事調停の申立て及び調停不成立等の場合におけ  
る訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 補正予算の中でも、強制執行申立予納金ということで220万円ほど取られて  
いますけれども、この議案において、上位法の憲法や自治法、関係法において、個人の  
権利や権限はどうなるのか、まず伺います。

建設課長(高橋栄二君) この相手方におきましては、村営住宅を不法占有の状態となってお  
りまして、相手方に対して再三にわたり村営住宅を明け渡すよう指導してまいりましたが、  
現在も明渡しのほうがされていないという状況でございますので、今後の対応につきまし  
ては民事調停等の手続を進めてまいりたい。

居住としては、その方の名義の住宅は存在するという状況、別にあるということござ  
います。

8番(佐藤八郎君) 次の質問で、起きた年月日とこれまでの村としての対応を伺おうと思っ

たんですが、今お答えいただきましたけれども。そうしますと、上位法の関係では村の執行に対しては何ら問題はない、当然の流れの中でやっているんだということでもいいんですね。そうしますと、今後ですけれども、本人なり関係者からの和解や合意があったときの対応はどうなっていくんでしょう。

建設課長（高橋栄二君） 協議の結果、合意となれば、不法占有されている住居について退去と明渡しということになってまいります。

8番（佐藤八郎君） 今後これを執行したときに、途中でそういう動きになったときはどうするんですか。

建設課長（高橋栄二君） 明渡しの方向となった際には、民事調停等の取下げ等の対応となつてまいります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11、閉会中の継続調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第11、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第12、閉会中の所管事務調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第12、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第13、議員派遣の件

議長（高橋孝雄君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第5回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月20日

飯 舘 村 議 会 議 長      高 橋 孝 雄

同                      会議録署名議員      佐 藤 八 郎

同                      会議録署名議員      佐 藤 健 太